

気候変動適応の方向性

平成 22 年 11 月

気候変動適応の方向性に関する検討会

目 次

要約	i
1. 背景・目的	
1.1 背景及び適応の必要性	1
1.2 検討の目的・対象・範囲	2
2. 適応策の概念と方向性	
2.1 適応の枠組	3
2.2 現時点の科学的知見を踏まえた適応策の方向性	5
(1) 適応策の種類	5
(2) 適応策の実施に必要となる基盤	9
3. 適応策に関する分野共通的な基本事項	
3.1 適応策の検討に際して考慮すべき事項	
(1) 気候変動に関する最新の知見	12
(2) 不確実性を考慮した短期・中長期リスクマネジメントの視点	15
(3) 地域特性への配慮	16
3.2 計画・実施の具体的手順	17
A. 計画・実施のステップ	19
(1) 過去の観測データの分析、既存の施策に含まれる 気候変動・異常気象対応等の点検	19
(2) 気候変動とその影響のモニタリングの計画・実施	19
(3) 気候変動とその影響の将来予測	22
(4) 影響・脆弱性・対応力の評価、及びそれらを踏まえたリスクの評価	25
(5) 適応策の必要性及び優先順位の把握	32
(6) 適応策の立案・実施	35
(7) 施策の進捗・効果の把握・評価と定期的見直し	40
(8) 適応策の統合化	43
(9) 住民とのコミュニケーション・情報共有	43
(10) フィードバック・再評価による見直し	43
B. 初動の5つのステップ	
(1) ステップ1:適応策について知識と認識を共有し、既存施策を点検する	45
(2) ステップ2:気候変動影響のリスクを評価する	45
(3) ステップ3:コミュニケーションを図り、適応に関する計画と施策を決定する	45
(4) ステップ4:合理的な取組から着手する	46
(5) ステップ5:モニタリングの充実や新たな知見の活用により リスク評価と適応策を総合化する	46
3.3 計画・施策への適応策の組み込みに当たっての考え方	
(1) ソフト施策・ハード施策を含む多様なオプションの活用	47
(2) 相乗効果の発揮、社会・環境その他の分野への悪影響の防止	50
(3) 適応策の総合化	51
資料編	
1. 参考情報・情報源情報の一覧	資料編-1
2. 日本において将来予測される気候変動とその影響の一例	資料編-5
3. 海外及び国内の取組状況	資料編-10
4. リスク評価の参考情報	資料編-26

要約

本検討の対象と目的

本検討は、国及び地方公共団体の適応策関係部局を主な対象とし、以下の三点を目的に、各分野に共通する適応策の基本的な方向性等をまとめたものである。

- (1) 現時点での科学的知見やその不確実性を踏まえた適応策の方向性を示すこと。
- (2) 適応策の検討・計画・実施に係る分野共通的な基本事項を示すこと。
- (3) 適応及びその必要性に対する意識向上を図ること。

現時点の科学的知見を踏まえた適応策の方向性

- 短期的適応策：現在、既に生じている気候変動に起因する可能性が高い短期的影響を応急的に防止・軽減するための対応策に可能な限り速やかに着手・推進すべきである。
- 中長期的適応策：中長期的に生じ得る影響に対してそのリスクを評価し、影響の制御、脆弱性の低減、対応力の強化により、影響の防止・軽減に資する適応能力を向上させる対応策が必要である。
- 個別分野での適応策：予測される特定の影響に対する適応を意図して実施されるもので、リスクの低減効果とコスト等の総合判断が必要。(例：海面上昇・高潮対策としての堤防の新規整備・既存施設の機能向上や津波・高潮ハザードマップの整備促進等のソフト施策、デング熱等の感染症発生予防のための対策強化)
- 統合的適応策・基盤強化施策：従来個別分野ごとに取り組まれてきた施策を一体的に扱うことで、より合理的な取組とするもの、及び地域や分野が本来有すべき技術等の基盤的要素を強化することにより、適応能力の向上に資するもの。長期的視野で計画的・着実に推進すべき。(例：分野横断的取組が必要な課題の明確化)
- 情報整備(適応策推進の条件整備)：適応策の検討・実施の基礎となる対象地域や分野に関する基礎的な情報を収集・蓄積・管理・利活用していくための体制整備、手法構築を行う。可能な限り速やかに着手・推進すべき。
- 意識向上(適応策推進の条件整備)：適応策の必要性に関する国民全体及び適応策関係部局関係者の理解・意識を向上させる。国・地方公共団体等での担当組織の明確化、各主体の役割と連携も必要である。可能な限り速やかに着手・推進すべき。
- 研究・技術開発：モニタリング・予測技術の開発、短期的に必要となる個々の適応技術の開発、中長期的に地域社会全体の対応力を高める適応技術の開発等を推進する。

適応策に関する分野共通的な基本事項

特に、適応への取組の開始段階において重要なポイントとして以下が挙げられる。

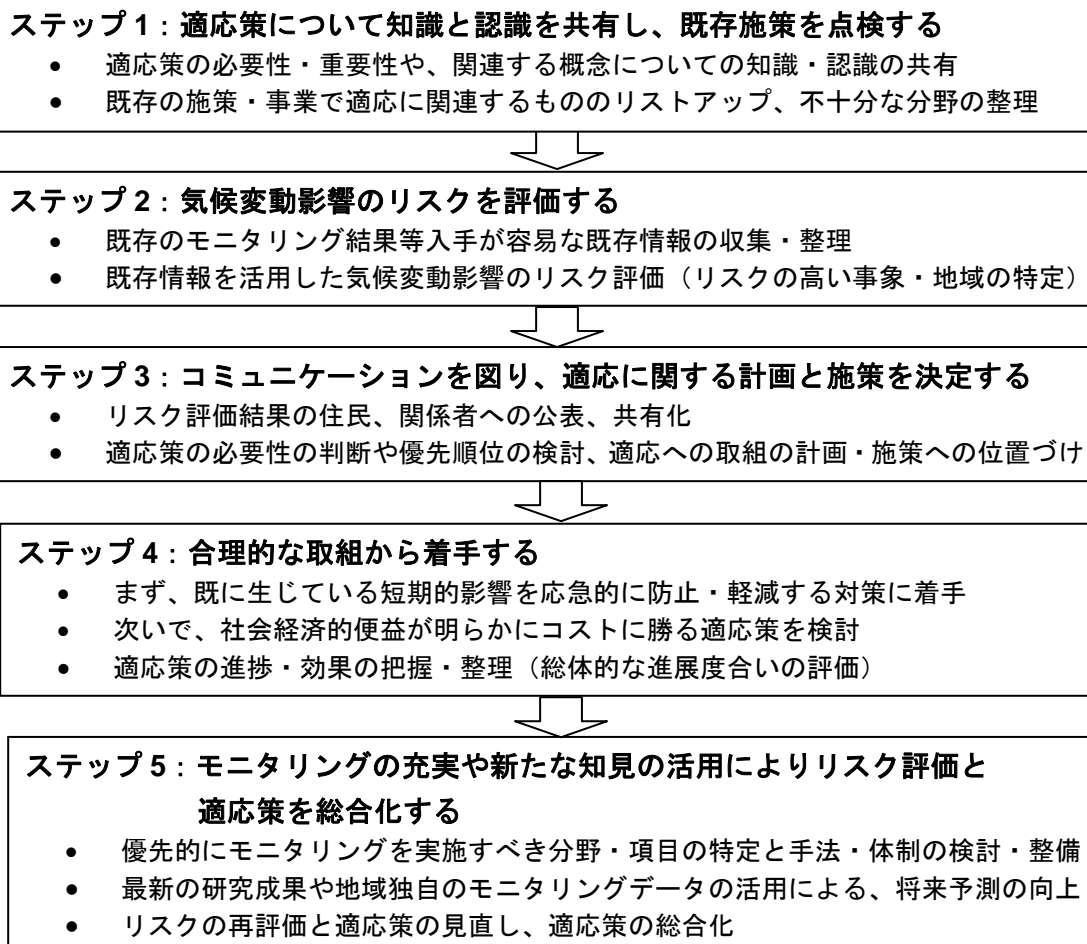
- 気候変動の影響は既に各分野で現れており、既存の分野毎の対応策を強化して短期的適応策に取り組むことが急務である。同時に、最新の研究成果を利用して、将来の気候変動によるリスクを評価しながら中長期的な適応策の計画を検討すべきである。
- 初動段階での気候変動影響のリスク評価に際しては、既存の情報を有効に活用する。
- リスク評価の結果は早い段階で住民に公表し、リスクに対する認識を広く共有化する。
- 庁内においても推進体制を整備し、適応への取組を計画・施策に位置づける。
- 当面は、既に生じている短期的影響を応急的に防止・軽減する施策に速やかに着手する必要があるが、社会経済的便益が明らかにコストに勝る適応策(後悔しない適応策、win-winの適応策)も検討する。

具体的な取組のステップ

本検討では、適応策の計画・実施について、2種類の手順を提示している。

第一に、本来踏むべき標準的な手順を示した。これは、地域における気候変動とその影響に関する情報がある程度蓄積されたことを前提に実施可能となる手順である（A.計画・実施のステップ）。しかし、多くの地方公共団体ではこの手順をそのまま用いる状況にはない。そこで、第二に、初めて適応策に取り組もうとする場合の初動の手順を示した。これは、A.の手順を簡便化し、現状で入手可能な情報を活用し、適応策に関する取組を開始するための簡易な手順である（B.初動の5つのステップ）。今後適応に関する取組を始める地方公共団体では、B.の初動のステップを実施した上で、A.の手順に移ることが想定される。また、これらに必要な、地域レベルの気候予測等の情報は、研究の進展に合わせて利用可能になる見通しである。A.のステップの詳細は本文で説明しており、以下に B.の初動のステップの流れのみを示す。

【初動の5つのステップ】—何から着手すればよいか？—



B.の初動のステップから、
A.の本格的なステップへと
取組をさらに発展させる

1. 背景・目的

1.1 背景及び適応の必要性

- ・ 国内外において、既に気候変動の影響は現れている。さらに IPCC は第 4 次評価報告書（AR4）において、最も厳しい緩和の努力を行っても、今後数十年にわたり、気候変動の更なる影響を避けられないことを指摘した。そのため、社会の安全・安心の確保と持続可能な発展のためには、長期的な緩和の取組とともに、適応の取組が不可欠である。
- ・ 気候変動の影響に対しては、途上国はもとより、先進国においても適応が必要となる。イギリス、オランダ、フィンランド等は、既に国内の影響評価結果を踏まえて具体的な適応策を進めつつある。
- ・ 我が国は、地形、地勢、土地利用、気候（アジアモンスーン地域）の観点から、気候変動に対する、社会・経済活動への影響が他の先進国と異なると考えられることから、我が国の状況に適した適応への備えを講じていくことが重要である。
- ・ このような中、我が国においても、気候変動に起因する可能性のある影響が生じつつある分野では、既に様々な適応効果をもつ取組が開始され、関係する各府省、各分野においても、地球温暖化の影響や適応のあり方に関する検討や報告がされている。
- ・ しかしながら、地方公共団体も含め国全体としてみると、適応の意義が十分に浸透しているとは言い難く、未だ適応の取組は緒についたばかりの状況である。今後は、最新の科学的知見を踏まえながら、国レベル、地方公共団体レベルの取組をより広範かつ総合的なものとすべく加速していくことが必要である。

1.2 本検討の目的・対象・範囲

(1) 目的

本検討の目的は以下の三点である。

- 1) 国及び地方公共団体の適応策関係部局が整合的に適応策の検討・計画・実施に取り組むため、適応策検討の現状と最新の科学的知見を踏まえて、適応策の基本的な方向性について示す。
- 2) 国及び地方公共団体の適応策関係部局における具体的な適応策の検討・計画・実施を支援することを目的に、分野共通的な適応策具体化の基本事項を示す。
- 3) 適応策の基本的方向性と具体化の基本事項を示すことで、適応の意義及び必要性が十分に浸透していない現状を克服し、地方公共団体を含め国全体として適応に取り組む意識・機運を向上させる。

(2) 対象者

- ・ 適応は国や地方公共団体のみならず、一般市民や企業にも直接関わる問題であるが、本検討は、国や地方公共団体の適応策関係部局を主な対象者としてとりまとめる。

(3) 対象範囲

- ・ 上記の目的に掲げたように、各分野に共通し、分野間の整合性を図ることが望ましい基本的な方向性や、適応策の検討・計画・実施に係る基本事項を対象範囲とする。水資源、防災、農林水産業、自然生態系、保健衛生、各種産業などの個別分野における具体的な施策（個々の適応策の是非、適応策の内容の詳細等）は、これらの方向性や基本事項に基づいて、当該分野を所管する機関が検討する。

2. 適応策の概念と方向性

2.1 適応の枠組

- ・ 適応とは、気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用することである。気候変動の影響は既に起こりつつあり、将来さらに激化が予想されるために、気候変動に対しては、短期的適応策と中長期的適応策の2種類の適応策が必要である。短期的適応策は、既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき施策であり、中長期的適応策は、予測される影響の防止・軽減のための施策である。
- ・ 適応策は、以下のような基本的コンセプトに基づいて設計される¹。
 - 1) リスクの回避：予想される影響の出現に対して予防的な対策を取るもので、防災施設の強化や危険な地域の開発の抑制などがこの例である。
 - 2) 悪影響の低減：生じてしまった影響をなるべく低く抑えようとする対策で、防災分野では減災対策や復旧への支援がこれに当たる。
 - 3) リスクの分散：発生する影響を多くの住民の間で分散して負担したり、時間的に分散させることで影響の集中を抑える対策であり、損害保険が端的な例である。
 - 4) リスクの受容：現時点では特段の対策をとらず、または対策の実施を延期することで様子を見つつ、発生確率の低い悪影響の可能性を受容するものである。
 - 5) 機会の活用：気候変動による影響の中には、分野・地域により新たなビジネスチャンス等の好影響をもたらすものもあり得る。そのような機会を積極的に活用する。
- ・ こうしたコンセプトは、現在の各分野の施策においても広く用いられている。それに対して、気候変動への適応策において特色となるのは、既に起こりつつある影響も含めて、予防的に影響に対応しようとする点にある。そのため、気候予測や影響予測、将来の社会の動向といった将来予測に基づいて検討することになるが、これらの予測には不確実性が伴うため、その取扱を含めて、如何に対応策を策定するかが課題となる。
- ・ 適応策を計画・実施するためには、その基礎となる条件の整備が必要とされる。これらには、情報の整備と国民的認識の向上、組織的取組の体制整備などがある。とりわけ、中長期的適応策は、予防的対応策であるため、対象地域や分野に関する基礎的な情報を収集・蓄積・管理・利活用していくための体制の整備が重要である。また、従来の温暖化対策の議論では二酸化炭素など温室効果ガス排出削減の緩和策が中心であり、適応策に対する関心は高くないが、緩和策が実際に効果を上げるまでの間に生じ

¹ 出典「三村信男, 2006: 地球温暖化対策における適応策の位置づけと課題, 地球環境 Vol.11 No.1 103-110」より一部改変。

る気候変動の悪影響をできるだけ小さく抑えるためには、緩和策と適応策の総合的推進が必要である。さらに、これらの施策を将来の地域づくり・社会づくりの中に位置づけることが重要である。こうした施策の推進のためには、地方公共団体を含めた行政部局、さらに広く国民各層の適応策に関する認識の向上を図ることが全ての基盤として重要である。

- ・ これらの適応策を検討する場合の時間軸は、冒頭に挙げたように短期的なものの中長期的なものがある。本検討では、短期、中長期（または中期、長期）の区分について、おおよそ以下のとおりとする。
 - 短期：10年以内
 - 中長期：10年～100年
 - ◇ 中期：10年以上～30年
 - ◇ 長期：30年以上～100年

2.2 現時点の科学的知見を踏まえた適応策の方向性

- ・ 2.1 で示した適応策について、現時点で実施することが合理的と考えられる適応策の、我が国としての統一的方向性を示す。
- ・ 適応策は極めて広範な施策を含むものであるが、本検討がカバーする概念の範囲を図1のとおり整理している。なお、個別の適応策には複数の概念にまたがるものもある。

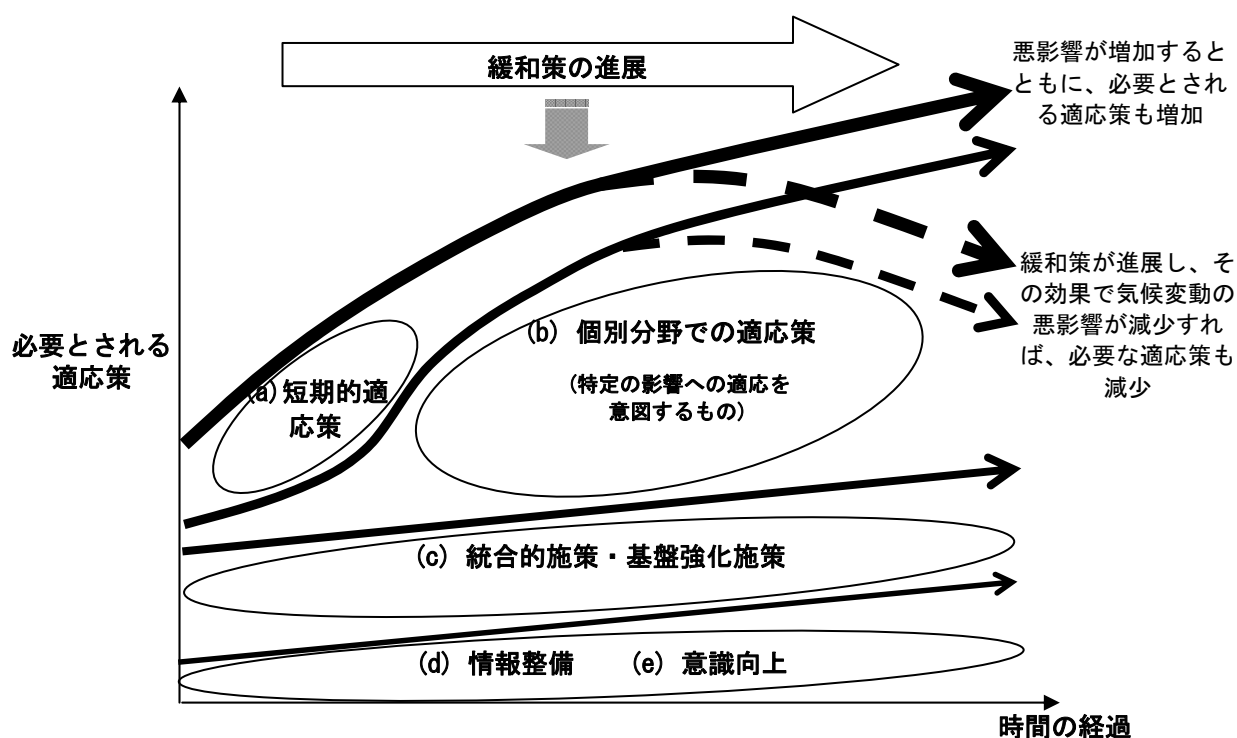


図1 時間軸に応じて必要とされる適応策の種類（概念図）

(1) 適応策の種類

1) 短期的適応策【概念図の(a)に該当】

- ・ 既に生じている気候変動に起因する可能性が高い影響への応急的な適応策や復旧対策については、少なくとも今後数十年間は気候変動が緩和策にかかわらず進行することを踏まえると、可能な限り速やかに着手・推進すべきである。

<例>

- 農作物の品質低下・収量低下に対する、高温耐性品種の導入や適切な栽培手法の普及
- 高山帯の植物の減少、サンゴの白化等に対する保護策
- 海面上昇などへの対策や、狭領域・短期集中型の豪雨被害の増加に対する危機管理体制の強化、早期警戒システムの整備
- 自然災害の増加に対する浄水場における自家発電装置等の整備・強化 など

- ・ 現在現れつつある環境変化や災害事象は、全てが気候変動に起因するものであるかどうかの判定が難しい。これらの現象はさまざまな要因が重なって起こるものであり、気候変動は要因の一つである。しかし、近年の自然生態系の変化や集中豪雨、土砂災害、農業への影響等は、原因が複合的であれ、これまで以上の対策を必要とするものであり、各分野で対策の高度化が必要である。その際、気候変動への適応の視点を組み込むことが重要である。
- ・ 気候変動に起因する可能性が高いか否かの判断は、IPCC のレポート、「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート「日本の気候変動とその影響」」（2009年10月、文部科学省・気象庁・環境省）等を参照するとともに、必要に応じ専門家のアドバイスを求めることが適当である。さらに、現在進行中の研究プロジェクトから、より近未来で地域レベルに高精度化した気候予測及び影響予測の情報が提供されることが期待される。また、気候変動の影響は多岐にわたり、地域性が大きいので、当該地域・分野に従事する者の経験的知見を活かすことが有用である。

2) 中長期的適応策

- ・ 気候変動予測モデルで一定のシナリオに基づき予測される中長期的な気候変動（10年～100年スケール）及びそれに伴う影響に対しては、リスク評価を踏まえ、社会全体あるいは各分野の適応能力を向上させることにより対応することが必要である。
- ・ 以下においては、前述の類型に従い、「個別分野での適応策」と「統合的施策・基盤強化施策」に分けて方向性を示す。

① 個別分野での適応策（予測される特定の影響に対する適応を意図して実施されるもの） 【概念図の(b)に該当】

- ・ インフラ整備など長寿命又は長期にわたる対策に適応の要素を盛り込むためには、数十年先の気候変動予測の不確実性、特定の予測に基づき対策の水準を選択することに伴うリスクの低減効果とコスト等の総合判断が必要である。
- ・ 現時点で最新の気候変動予測結果とその不確実性の程度については、資料編に示す。高位予測に基づいて対策の水準を選択する場合、リスクは小さくできるが、コストは大きく、結果として過大な適応策となる可能性も大きい。低位予測を採用する場合は逆に、コストは小さくできるが、リスクは大きく、結果として不十分な適応策となる可能性も大きい。
- ・ これに対し、例えば、将来予測の結果とともにコストや適応策実施に必要な時間を考慮し、①ある程度の規模の予算をかけても将来予測される影響に耐えうる対策を早期に行う、②将来予測の知見の蓄積をふまえて段階的に対策していく、③多少の軽微な被害リスクは保有しつつ可能な対策の充実により対処する、等の選択をしていくことが考え

られる。

- ・ 将来予測に不確実性がある中で、柔軟に対応するためには、いくつかの方策が考えられる。①ソフト・ハードを組み合わせた多様な施策の活用によって、費用のかかるハード対策の決定時期や規模に柔軟性をもたせること、②建造物の設計基準に気象要素の変化を含めることによって、施設の更新に合わせて気候変動への対応が可能になるようにすること、③地球観測や気候予測が急速に進展している現状を鑑み、適応策を固定化するのではなく、数年おきに見直しを行う仕組みを導入すること、などである。
- ・ また、このような最終的な判断・選択においては、予測を共有する近隣地域との連携も視野に入れて地域の関係主体がこれらの情報をできる限り正確に理解・共有し、合意を形成するプロセスを経ることも重要となる。
- ・ さらにコベネフィット型の適応策も重要である。適応に加え、利便性の向上、環境改善など他の便益を併せ持つような施策は、適応のみを目的とする施策に比べ、より大きな相乗効果が期待できる。
- ・ 最終的な判断・選択を合理的に行うことができるよう、対象地域に特化した追加的な気候予測の実施、段階的实施や他の選択肢も含めた多様なオプションの検討・提示、リスクの低減効果とコストの十分な精査、計画・実施途中に見直しが可能な柔軟な仕組みの導入等が必要となる。

<例>

- 河川／海岸堤防の整備や既存施設の機能向上等
- 影響を受ける地域の土地利用の規制、誘導
- 生態系ネットワークの構築
- 感染症発生予防のための施策強化
- 既存の予測手法を活用し、気候変動の影響を加味した（30～50年後の）世界の食料需給システムの開発
- 近年の渇水の頻発に備えた計画的な水道水源開発

② 統合的適応策・基盤強化施策【概念図の(c)に該当】

- ・ 統合的適応策は、従来個別分野ごとに取り組まれてきた施策を一体的に扱うことで、より合理的な取組とすることを意図した施策である。個別分野で行われる適応策の相互調整、分野横断的取組、及び関係部局の連携体制の構築等を含む。
- ・ 基盤強化施策は、地域や分野が本来有すべき技術・制度・財政・人材等の基盤的要素を強化することにより、地域社会全体の適応能力の向上に資する施策である。
- ・ 統合的適応策、基盤強化施策は、いずれも、仮に気候変動及びその影響に関する予測結

果と現実が異なったとしても、他の効果を有するものであり、長期的視野で計画的・着実に推進すべきものである。

<例>

- 組織内の多様な部局等が協力し、効率的な適応の実施に向けて分野横断的取組が必要とされる課題の明確化を行う。
- 影響評価や適応策に関連するさまざまな基礎データ・情報の収集・整備状況を見直し、十分な整備がなされていないものについては、優先的に取組むべき課題を明らかにするとともに、計画的な整備を促進する。
- 地方公共団体の総合計画の中に気候変動への適応を位置づける。
- 地域の試験研究機関、NPO、各種団体と協力する組織を設置する。

3) 情報整備【概念図の(d)に該当】

- ・ 観測データ、将来予測などの基礎情報・情報源情報や、リスク評価の事例等の公開・共有に利用可能な仕組・ツール・情報インフラ等が必要となる。とりわけ、地域レベルの情報は適応策の基礎となるものであり、現在進行中の研究プロジェクトと地域及び各分野の実務家との連携を速やかに強化すべきである。

<例>

- 観測データ、将来予測などの基礎情報の整備と活用の促進
- リスク評価の事例情報や評価ツールの開発・提供
- 行政に役立つ影響・適応情報のポータルサイトの構築
- 地方の試験研究機関における情報交換、共同研究の推進

4) 意識向上【概念図の(e)に該当】

- ・ 適応策を実施するか否かの判断も含め、すべての適応策の基礎となるものであり、既存の体制や仕組の活用など効率性に十分留意しながら、住民その他の関係者に対するリスクの内容に関する情報提供、リスクコミュニケーションに可能な限り速やかに着手・推進すべきである。

<例>

- 住民や事業者等に対するリスクの内容に関する情報提供、リスクコミュニケーション、普及啓発活動（緩和と併せて）
- 関係部局間の情報共有、推進体制づくり、行政と研究機関、NGO等の連携体制づくり

(2) 適応策の実施に必要となる基盤

1) 国、地方公共団体などでの担当部局の明確化

- ・ 気候変動に関する情報を集約し、各分野における適応策を統合的に進めるために、担当部局を明確にする。

2) 各主体の役割と連携

- ・ 適応策は、国、地方公共団体等の行政の活動はもとより、国民の日常生活、事業者の事業活動等にも関連するものであり、幅広い主体がそれぞれの適応策との関係性、役割を認識して取り組む必要がある。各主体の役割としては以下のようなものが挙げられる。
 - 国：国レベルで実施する施策・事業におけるモニタリングや予測、リスク評価の実施、国民との情報共有、適応策の立案（既存の計画・施策への組み込みを含む）・実施、研究・開発の推進、国民全体の意識向上に資する普及啓発、情報基盤やリスク評価ツールの整備 等
 - 地方公共団体：当該地方公共団体レベルで実施する施策・事業におけるモニタリングや予測、リスク評価の実施、住民との情報共有、適応策の立案（既存の計画・施策への組み込みを含む）・実施、進捗評価 等
 - 国民：日常生活における個人や家庭で取り組める適応策の実施、地方公共団体の適応取組への参加・協力 等
 - 事業者：事業活動に対する温暖化影響の認識と対応（需要の変動、サプライチェーン・工場・道路等、事業活動に関わるシステム・インフラへの影響、災害の頻発や激甚化等）、事業活動における適応への配慮（従業員や顧客の安全性、快適性等が維持されるような配慮）、地方公共団体の適応取組への参加・協力、適応に資する新たなビジネスの展開 等
- ・ 適応策の効果的・効率的推進のためには、各主体の取組とともに、主体間の連携が不可欠である。行政における取組も緒についたばかりの現状を踏まえると、当面、国レベルでの関係府省間の連携、地方公共団体での庁内関係部局間の連携が重要となる。国レベルでは、関係府省による適応に係る連絡会を設置し、情報交換等を実施しているところである。地方公共団体においても庁内関係部局の連携・調整のための推進組織の設置（あるいは既存の環境・地球温暖化関連の推進組織の活用）等を検討する。また、国－地方公共団体間、都道府県－市町村間の連携も重要である。
- ・ さらに、適応の取組が進んだ段階では、地方公共団体－住民－事業者の連携、あるいは地方公共団体間の広域的連携など、様々な主体間での連携・調整も図っていく。

3) 住民との情報共有

- ・ モニタリングや将来予測、気候変動によるリスクの評価、適応策の必要性・優先順位の把握、適応策の立案・実施、進捗・効果の把握という一連の流れにおいては、住民と早い段階から情報を共有しながら進めることが重要になる。特に、リスク評価を行った段階で、その結果に関する普及啓発、パブリックコメント等を実施する。

4) 人材の育成・活用

- ・ 気候変動の影響や適応に関する知識を有し普及啓発等を行うことのできる人材、適応策を立案・実施するノウハウ・知見を有する人材、適応策に活用しやすい気候変動予測・影響評価を実施できる人材を育成する。
- ・ 既存の人材の活用として、様々な関連分野の研究所の研究者、地元の大学の研究者等をはじめ、関連分野の施策・事業を実施する担当者の活用を図る。

5) 研究・技術開発の推進

- ・ 今後数年（3～5年）で利用可能となることが期待される科学的知見を整備するとともに、その活用促進を図る。

<例>

- 気候変動予測・影響評価における不確実性の低減及び空間スケールの詳細化（確度の高い高解像度の温暖化予測、近未来予測、極端現象の予測など）
- 地方公共団体レベルでのモニタリング手法、適応策立案手法
- ・ 地域における気候変動とその影響の観測・モニタリングの充実強化を図る。
- ・ 観測・モニタリングや温暖化予測によって得られる多様なデータを統合的に解析するための研究開発・基盤の整備を推進する。
- ・ 気候変動適応型社会の実現に向けて、必要な適応技術の開発を推進する。

<例>

- 気候変動に加え、土地利用・人口・産業構造の変化等の様々な影響に一体的に対応する水資源・水環境の総合保全利用システム
- 気候変動に対応した農林水産物の生産安定技術
- 気候変動の影響を加味した自然エネルギーシステム
- 中長期的な総合計画、都市計画など地域社会を対象とする計画において、気候変動適応型社会のためのインフラ計画・ソフト施策等を織り込む計画技術 等

【新型高性能レーダ（XバンドMP（マルチパラメータ）レーダ）による局地的な大雨等の実況観測の強化について】

近年、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）や集中豪雨による浸水被害が頻発していることを受け、国土交通省では、適切な水防活動や河川管理を行うために、3大都市圏等（関東、北陸、中部、近畿）にXバンドMPレーダを設置し、試験運用を開始している。XバンドMPレーダの観測では、従来のCバンドレーダでは捉えることのできなかつた降雨についても詳細かつリアルタイムでの観測が可能となり、ゲリラ豪雨等による河川の水位上昇や氾濫等の危険度の予測精度が向上する。

3. 適応策に関する分野共通的な基本事項

3.1 適応策の検討に際して考慮すべき事項

(1) 気候変動に関する最新の知見

- ・ 適応策の検討に際しては、その第一歩として、気候変動に関する最新の知見をよく理解することが不可欠である。以下に、現状で把握されている最新の知見の概要とそれらの情報を適応策の検討に活用する際の留意点を示す。より詳細な情報は資料編に掲載する。

1) これまでに観測された気候変動

(概要)

- ・ 日本の平均気温は 1898 年以降 100 年あたり約 1.1℃の割合で上昇している。特に、1990 年代以降、高温となる年が頻繁にあらわれている。気温の上昇に伴って、熱帯夜や猛暑日の日数は増え、冬日の日数は減っている。
- ・ 日本の年降水量は年ごとの変動が大きく、明瞭な増加もしくは減少傾向は認められない。一方、一日に降る雨の量が 100mm 以上及び 200mm 以上の大雨の日数は、長期的に増える傾向にあり、地球温暖化が影響している可能性がある。

出典：温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート「日本の気候変動とその影響」
(2009 年 10 月、文部科学省・気象庁・環境省)

(留意点)

- ・ 日本の平均気温の算出には、観測データの均質性に加えて都市化の程度が大きい地点の観測記録を用いており、都市化の影響によりさらに気温が上昇している地域もある。

2) 将来予測される気候変動

(概要)

- ・ 二酸化炭素濃度の増加に伴い、日本の気温は上昇し、その上昇幅は世界平均を上回ると予測される。気温の上昇に伴い、冬日の減少並びに真夏日、猛暑日、熱帯夜の増加が予測される。
- ・ 日本の年降水量は、21 世紀末には 20 世紀末に比べて平均的に 5%程度増加すると予測されるが、予測の不確実性ととも、年々変動が大きいことに注意する必要がある。地球温暖化が進んだ場合、夏季に降水量と大雨の日数が増加することが予測される。

出典：温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート「日本の気候変動とその影響」
(2009 年 10 月、文部科学省・気象庁・環境省) 詳細の例は資料編に掲載。

(留意点)

- ・ 将来予測は、不確実性を伴うものである。不確実性には、温室効果ガス排出シナリオに起因する不確実性、予測モデルに起因する不確実性、気候の自然変動に起因する不確実性などがある。
- ・ シナリオに起因する不確実性とは、人口動態や経済規模など、将来の人間社会や経済がどのように発展するか、それによって温室効果ガスの排出量や大気中の二酸化炭素など温室効果ガス濃度がどのように推移するのかという予測の前提の置き方に起因する不確実性である。将来予測は、このような一定の前提の下で数学的なモデルをあてはめて行うものであり、前提が異なれば結果が異なることに注意が必要である。
- ・ 予測モデルに起因する不確実性とは、上記のシナリオに基づき、将来の気候変動の影響を予測する際に使用する数学的なモデルに起因する不確実性である。気候変動を大きく左右する地球上の炭素循環や雲の発達・衰弱などのプロセスが複雑であるため、モデルの予測結果は、幅を持つものとならざるを得ないことに注意が必要である。(詳細の例は資料編 2. に掲載)
- ・ また、これらの予測情報は、個々の研究課題の元で得られた研究者による最新の成果であり、研究の進展とともに得られる結果も変わる可能性がある。行政の責任において提供する気象予報とは性格の異なるものである。

3) 将来予測される気候変動による影響

(概要)

- ・ 水環境・水資源：年降水量の変動幅の拡大に伴い、大雨の頻度の増加の可能性及び渇水リスクが高まっている。将来は、このようなリスクのさらなる増大、水温上昇や濁質の流入による湖沼の水質悪化等が予測されている。
- ・ 水災害・沿岸：高潮や記録的な大雨による浸水などの被害が増加している。将来は、海面上昇による浸水域の拡大や砂浜の喪失等、また、大雨の頻度増加や台風の強大化に伴う高潮の増大による被害の拡大が予測されている。
- ・ 自然生態系：高山植物の減少、サンゴの白化、開花の早まりや紅葉、落葉の遅れといった生物の季節活動への影響等が既に起こっている。将来は、ブナ林の適域の減少やマツ枯れの拡大、サンゴの白化の拡大等、これまで観測されている影響がさらに進行することが予測されている。
- ・ 食料：高温障害等地球温暖化によると思われるコメ、果樹など、農作物への影響が全国各地で発生している。将来は、何らの対策も講じなければ、コメ収量や品質の変動、果樹の栽培適地の移動が予測されている。また、回遊魚の生息域の変動等が予測されてい

る。

- ・ 健康：熱中症患者の増加や、感染症を媒介する生物の分布域の変化等が起こっている。将来は、熱ストレスによる死亡リスクの増加、熱中症患者数の更なる増加、感染症媒介生物の分布域の拡大が予測されている。
- ・ 国民生活・都市生活：自然環境や気象条件の変化の伝統行事への影響や、観光業やスキー等のスポーツ産業への影響等が起こっている。将来は、猛暑日や熱帯夜の増加による不快感の増加、エアコン使用時間の増加による家計への負担、雪不足やサクラ開花時期の変化等による地域文化への影響等が予測されている。

出典：温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート「日本の気候変動とその影響」
(2009年10月、文部科学省・気象庁・環境省) 詳細の例は資料編に掲載。

(留意点)

- ・ 平均気温の上昇は、気候変動の程度を示す代表的な指標であるが、個々の影響事象は、例えば、夏の最高気温、冬の寒い日の日数等、様々な指標により決定的な影響を受ける。単に平均気温との関係だけでなく、各影響事象で重要となる指標に着目する必要がある。
- ・ 上で挙げた例は全国レベルで想定されるものの一例であり、影響を受ける分野、その脆弱性や早急な対応の必要性等は、地域の特性によって大きく異なる。従って、各影響事象の指標についても、代表的なものと同時に地域独自のものに留意する必要がある。

4) 他の要因との関係性への留意

- ・ 気候変動による影響は、単独で顕在化するだけでなく、人間活動や他の環境問題による影響と重なり、複合的に現れる場合がある。具体例として以下が挙げられる。
 - 災害：気候変動による複数の現象が重なり合うことによる大規模災害の発生、気候変動による現象と地震等とが重なり合うことによる大規模災害の発生など
 - 自然生態系：人間活動により劣化が生じている生態系に気候変動による影響が重なりあうことによるさらなる生態系の劣化など
- ・ このような気候変動と気候変動以外の要因とによってもたらされる複合的な影響の理解に努め、適応策を立案・実施する際には、それら他の要因との関係性に留意することや、気候変動の影響とみなすことにより、他の要因への対応に悪影響を及ぼすことがないよう注意することが必要である。

具体的には、以下のような手順で検討・対処する。

- ①気候変動以外の要因としてどのような要因が関係しているか整理する。
- ②実際に生じている（あるいは生じうる）複合的な影響・被害状況等を把握（あるいは推定）する。

- ③気候変動と他の要因の双方がさらに悪化した場合に、どの程度の影響・被害が想定されるかを推定する。
- ④予防的観点から、想定されうる影響・被害を防止・軽減する適応策を検討し、実施していく。ただし、その不確実性の度合いや対策措置にかかるコスト等も勘案して総合的に判断する。

(2) 不確実性を考慮した短期・中長期リスクマネジメントの視点

- ・ 適応策には、短期的（現在～10年）に取り組むべきもの、中長期的（10年以上～100年）に取り組むべきものがあり、異なる時間スケールで生じるリスクの不確実性を考慮しながらマネジメントする必要がある。
 - 短期（今後10年以内）：

既に生じている気候変動に起因する可能性が高い影響に対して、可能な限り速やかに、応急的措置や復旧対策を実施する。具体的には、気温上昇、大雨の増加に伴い発生している影響が挙げられる。
 - 中期（10年以上～30年程度）：

中期的に生じる可能性のある影響に対しては、リスク評価をふまえ、社会全体あるいは各分野の適応能力を向上させることで対応する。ここで、予測の不確実性をどのように解釈するか（どの予測値を採用するか）は科学的な判断基準があるわけではなく政策判断となる。予算や人的資源の制約の下では優先順位の決定が必要になる。例えば、当該地域で特にリスクが高いと考えられる影響に対しては可能性の高い予測幅の中から高位の予測値を採用し、それほどリスクが高くない影響に対しては最良推定値を採用することも一案である。
 - 長期（30年以上～100年程度）：

長期的に生じる可能性のある影響に対しても、中期の場合と同様、リスク評価をふまえ、社会全体あるいは各分野の適応能力を向上させることで対応するが、中期よりさらに、現状での科学的知見が限られており、加えて社会そのものの大きな変化等の要素も絡み、予測の不確実性の幅が大きい。また、緩和策との関係でいえば、今後数十年は緩和策の程度に関わらず気候変動が進行するが、さらに長期的には世界全体の緩和策の程度に依存するため、緩和策の進展状況を勘案しながら適応の取組も柔軟に見直していくことが必要になる。したがって、現時点对対応の仕方をあまり固定化せず、柔軟性を確保しておくことが重要になる。また、緩和策や他の分野での相乗効果が期待できる適応策を積極的に推進し、低炭素型かつ気候変動適応型の社会・地域づくりを目指す。

(3) 地域特性への配慮

- ・ 気候変動により生ずる影響の内容や規模、及びそれに対する脆弱性は、影響を受ける側の地理的条件等の地域特性によって大きく異なり、早急に対応を要する分野等も地域特性により異なる。したがって、その影響に対してとられる適応策は、地域の特性を踏まえるとともに、地域の現場において主体的に検討し、取り組むことが重要となる。
- ・ 特に、リスク評価を行う際には、当該地方公共団体の区域内でも、気象、地形、土地利用、流域などを勘案した適切な地域区分を行い、地域区分ごとのリスク評価を行うことがより望ましい。なお、この場合の地域区分は、必ずしも全分野で統一する必要はなく、分野ごとに適切な区分を採用することが合理的である。(例：自然生態系では土地利用、水災害では流域で地域区分を行う等)。

(参考) 国際的な連携の強化

- ・ 適応策は地域ごとでの対応が基本となるが、モニタリング、将来予測等の基盤整備、食料生産等の適応策について、国際的なネットワークや視点が重要となる。我が国が有する科学的知見や適応策に関する技術等は、東南アジアを中心とする途上国との協力の上でも重要な役割を果たし得る。先進国として、国際的な貢献を推進する上でも、適応策推進の国際的な連携強化を我が国から提案していくことが求められる。

3.2 計画・実施の具体的手順

- ・ 本検討では、適応策の計画・実施について、2種類の手順を提示する。
 - A.計画・実施のステップ：本来踏むべき標準的な手順。地域における気候変動とその影響に関する情報がある程度蓄積されたことを前提に実施可能となる手順である。
 - B.初動の5つのステップ：初めて適応策に取り組もうとする場合の初動の手順。A.の手順を簡便化し、現状で入手可能な情報を活用し、適応策に関する取組を開始するための簡易な手順である。
- ・ これから初めて適応策に関する取組を始めようとする地方公共団体においては、B.の初動のステップを実施した上で、A.のステップに移ることが想定される。特に、A.のステップで、(2)のモニタリング、(3)の将来予測は、取組の開始からそれを本格稼働させるまでにある程度時間を要するものであり、これらから開始するとその後の手順への到達が遅れ、短期的影響への措置など速やかな着手が求められる取組が手遅れになるおそれがある。したがって、B.の初動のステップでは、(2)、(3)の蓄積がある程度存在する場合はそれを利用するが、ない場合には(4)のリスク評価（入手が容易な既存の情報を活用した簡易な手法による評価）から開始できることとしている。
- ・ 図2に、A. 計画・実施のステップと B. 初動の5つのステップの全体像と双方の対応関係を示す。

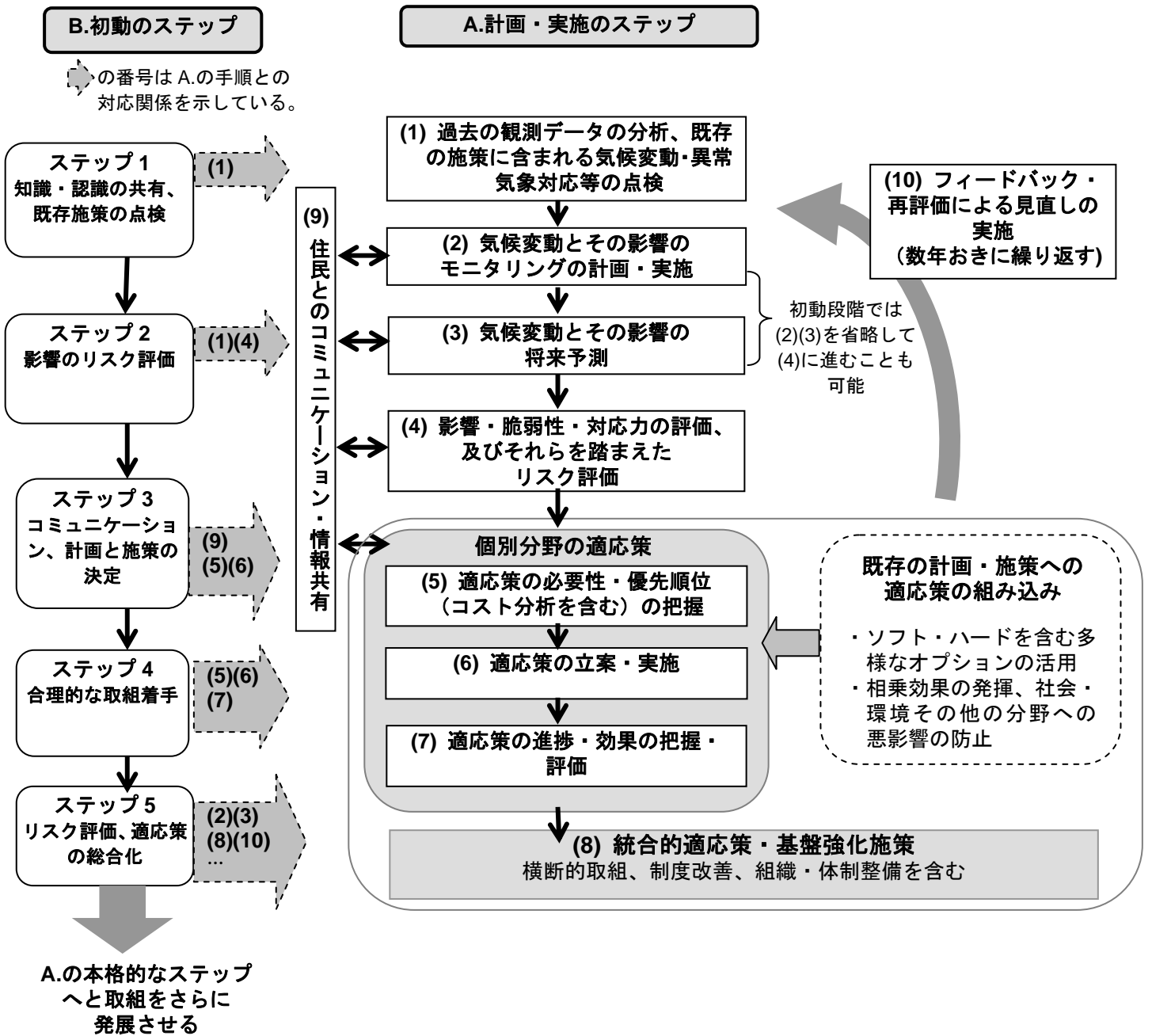


図2 適応策の計画・実施の全体像 (A,Bの2つステップの対応関係)

A. 計画・実施のステップ

- ・ 計画・実施のステップ(1)～(10)の具体的内容を以下に説明する。

(1) 過去の観測データの分析、既存の施策に含まれる気候変動・異常気象対応等の点検

- ・ 調査対象となる地域において、既に有している過去の気象・環境観測データ、または気象関連災害等の記録を収集・確認する。
- ・ 同様に、当該地域において既に実施されている施策に、どのような気候変動・異常気象対応（即ち適応策としての効果）が含まれているか、現状の施策等で将来の気候変動にも十分対応できそうか、または施策、組織等が不十分か、などについて、一定のチェックリスト等を基に点検を行う。

(2) 気候変動とその影響のモニタリングの計画・実施

- ・ (1)の結果を踏まえ、気候変動とその影響のモニタリングについて、現状でデータ等が不足している分野・項目、当該地域で優先的に実施すべき分野・項目を特定する。
- ・ 特定された分野・項目のモニタリングの具体的手法、体制を検討する。モニタリングは、一過性で終わらせることなく統一的手法で継続的に実施することが重要になることから、コスト・労力・時間等の実現可能性を加味した計画を立案する。地方試験研究機関や地元の専門家等のアドバイスも得て検討する。
- ・ 一般的に、適応策に関連するモニタリングの対象としては、気象状況、気候変動の影響、影響を受けるシステム、の3つがある。ここで、(2)のモニタリング対象となるのは、主に気象状況と影響の2種類である。影響を受けるシステムについては、(3)の影響・脆弱性・対応力の評価、及びそれらを踏まえたリスクの評価（後述）の中で関連情報を整理する。
- ・ さらに、気象の状況や影響を適切に評価するためには、モニタリングで得られた測定結果を解釈するための人材やソフトウェアが不可欠であり、国や地方試験研究機関の研究プロジェクト等への協力・連携等を通じて、人材育成・基盤整備を進める。
- ・ 表1に、各分野で実施することが想定されるモニタリングの例を示す。

表1 各分野で想定されるモニタリングの例

※下表で「気候変動のモニタリング要素」の中には、分野間で重複しているものがある。

※水災害・沿岸分野や健康分野は、影響を受けるシステムのモニタリングも一部含む。

分野	モニタリングの例
水環境・水資源	<p>○気候変動のモニタリング要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年平均気温、融雪時期の変化 ・年降水量（降雨量、降雪量）、積雪量の変化 <p>○湖沼や貯水池の環境や貯水量の変化のモニタリング要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水温、水質、溶存酸素、濁度の変化、温度成層の発生の有無 ・貯水位、貯水量の変化、渇水の発生 ・魚類等の生息状況・分布、植物／動物プランクトンの発生の变化、外来種の定着状況 <p>○河川環境や河川流量の変化のモニタリング要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水温、水質、濁度の変化 ・河川水位、河川流量、流況パターン、渇水の発生 ・流出土砂量、河道形状の変化 ・魚類や底生動物等の生息状況・分布、河道内の植生、付着藻類の変化、外来種の定着状況 <p>○農業水利用の変化とモニタリング要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融雪水の変化と農業用水の確保 ・取水可能量の変化 ・土壌水分や作物必要水量の変化 ・作付時期と農業水利用パターンの変化
水災害・沿岸	<p>○気候変動のモニタリング要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年降雨量、大雨の頻度・強度の変化 ・河川水位、河川流量 ・海面水位・波浪（波高および周期）の変化 ・台風（熱帯低気圧）の強度および来襲頻度・ルートの変化 <p>○河川に関するモニタリング要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨や台風による流出土砂量、河道形状等の変動 ・大雨や台風による被害状況（人的・経済的被害） <p>○沿岸に関するモニタリング要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風による被害状況（人的及び経済的被害等） ・海面水位・波浪（波高および周期）・潮位の変化による被害状況（人的・経済的被害） ・海岸侵食による被害状況（人的・経済的被害） ・沿岸地域における地盤沈下の状況とそれによる被害状況（人的・経済的被害）
自然生態系	<p>○気候変動、生態系の基盤環境のモニタリング要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪深・積雪期間・積雪範囲 ・凍土融解の時期・範囲 ・河川・湖沼の水温、水質、溶存酸素量、河川の流量 ・海水温、海面水位、プランクトン ・流氷の接岸期間、範囲、観測日数 ・湖沼の氷結、氷解時期 <p>○影響を受けやすい生態系のモニタリング要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブナ林等の生育状況、分布 ・マツ枯れ等病虫害の被害状況、分布 ・高山植物・お花畑の生育状況、分布 ・高山湿原・雪田湿原の分布、植生、土壌水分条件 ・サンゴ・マングローブ林の生育状況、分布 <p>○影響を受けやすい個体群、種のモニタリング要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南限・北限種の生息・生育状況、分布 ・希少種の生息・生育状況、種数の変化、分布 ・外来種の定着状況 ・植物季節の変化（サクラの開花、カエデの紅葉等）

分野	モニタリングの例
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・動物季節の変化（昆虫の羽化時期等） ・シカ等の野生鳥獣の分布 ・スギ等花粉の飛散量、時期 ・干潟・岩礁潮間帯生物の分布等（北限種・南方種の動態等） ・回遊性動物（魚類、哺乳類、カメ等）の回遊ルート
食料	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動のモニタリング要素 <ul style="list-style-type: none"> ・年平均気温・地温・海水温 ・日射量 ・降水量 ・降水期間、積雪期間、梅雨期間の変化 ○農業に関するモニタリング要素 <ul style="list-style-type: none"> ・高温等による農作物収量・品質の変化 ・農作物の生育・栽培期間の変化 ・凍霜害、病虫害等の発生状況 ○畜産業に関するモニタリング要素 <ul style="list-style-type: none"> ・乳量の変化 ○漁業に関するモニタリング要素 <ul style="list-style-type: none"> ・魚種の変化 ・サケ科魚類等、冷水魚の分布 ・アサリ等干潟・藻場の主要種の漁獲量
健康	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動のモニタリング要素 <ul style="list-style-type: none"> ・気温（夏季の日最高気温、冬季の最低気温等）、真夏日日数、熱帯夜日数 ・感染症の媒介動物の越冬可能エリアの範囲 ○熱中症に関するモニタリング要素 <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症患者数、熱中症関連の救急搬送者数（年齢別） ○感染症に関するモニタリング要素 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化と関係する感染症の患者数 ・地球温暖化と関係する感染症の媒介動物の生息状況・分布

【長野県における地域独自のモニタリングの事例】

長野県環境保全研究所では、地球温暖化現象が長野県内でどのように現れているか、できるだけ地域レベルで把握することを目的とし、2003年から研究をスタートさせている。その中では、例えば、以下のような独自のモニタリングが試みられている。

◆山岳地における気象観測

人為的な影響などのバイアスがかからない山岳地を対象に、気候変動の監視及び気候変動による高山帯への影響を把握することを目的に、気象データの収集及び気象観測を実施している。具体的には、他機関との共同による気温の観測や、気温と積雪深の観測である。現在までのデータには顕著な温暖化傾向は認められていないが、このような山岳観測地点は全国的にも数が少ないため今後も観測を継続することで貴重なデータを提供できる可能性がある。

◆山岳地の残雪モニタリングの試み

地球温暖化による山岳地の積雪変動を捉えるため、ライブカメラ画像を利用したモニタリング手法を検討している。処理した画像から山岳地の残雪域を積雪ピクセル数としてカウントするもので、空間的な分解能と時間的な分解能の双方が比較的高く、山岳地の積雪情報をモニタリングするツールとして期待される。

【埼玉県における地域独自のモニタリングの事例】

◆二酸化炭素濃度の精密モニタリング

埼玉県では1990年以來、二酸化炭素等温室効果ガス濃度の精密モニタリングを実施している。このような地方自治体による温室効果ガスのモニタリングは稀であり、また、市街化が進んだ排出源に隣接した地域でのモニタリングも少ない。

現在、二酸化炭素濃度のモニタリングは2カ所で行っているが、市街化が進んだ地域の方が濃度が高く、発生源の影響を受けている可能性が高い。このようなデータは、緩和策、適応策を検討する上で貴重な情報となる可能性がある。

◆市民参加による光化学オキシダントのアサガオ被害調査

地球温暖化の影響により、光化学オキシダント濃度の上昇が予想されている。実際に埼玉県では近年0.4ppb/年のペースで濃度が上昇しており、農作物等へも影響が出ている。そこで、埼玉県環境科学国際センターでは平成17年から県民に呼び掛け、オキシダント感受性が高いアサガオによる調査を行っている。このことは、県内の光化学オキシダントによる植物被害の実態を把握するとともに、光化学オキシダントや地球温暖化への関心を高めることにもつながる。

◆県内の熱環境の詳細モニタリング（ヒートアイランド調査として）

埼玉県内で気温測定を行っているアメダスは8地点であり、埼玉県の面的な温度実態を把握するには不十分である。そこで、2006年から小学校百葉箱を利用した面的な熱環境モニタリングを行っている。今後、温暖化やヒートアイランド現象の実態把握だけではなく、熱中症対策を呼び掛けるツールなどとしても機能する可能性がある。

(3) 気候変動とその影響の将来予測

- ・ 気候変動とその影響の将来予測の方法としては、以下の2つがある。
 - ①国や研究機関による国レベルあるいは地域レベルの予測結果の活用
 - ②当該地方公共団体による独自の予測の実施とその活用
- ・ ①のうち、国レベルの予測については、資料編に示すように、ある程度参照できる情報が公表されているが、地域レベルの予測については、気温上昇、降水量変化等の基礎的項目であっても直ちに活用可能な情報が公表されているわけではない。また、②のような地方公共団体独自の予測の取組も、現状ではまだほとんどないが、現在進行中の研究プログラムによって、将来的には、これらの情報が提供される予定である。
- ・ したがって、当面は①の国レベルの予測結果を活用しつつ、①の研究の進展に応じて逐次、最新知見（不確実性の低減、地域レベルへの空間スケールの詳細化等）を活用していく。
- ・ また、これらの将来予測の情報に関する理解が進み、前述した3.2A.(2)のモニタリングによる地域独自のデータ蓄積が進めば、②の独自の予測にも積極的に取り組む。特に、

どの分野においても一定程度のデータ・情報の蓄積が進んでいる場合は、3.2A.(4) 3)で後述するような「体系的な手法による評価」にも取り組むことが望まれる。

- ・ 以下に、今後数年で利用可能となることが期待される科学的知見の事例を示す。

【今後数年で利用可能となることが期待される科学的知見】

◆21世紀気候変動予測革新プログラム（2007～2011年度）〔文部科学省〕

世界最高水準の性能を有するスーパーコンピュータ「地球シミュレータ」を活用して、IPCC第5次評価報告書や気候変動対応の政策・対策に対し、科学的根拠を提供することを目的として実施している。温暖化予測モデルの高度化及び予測、不確実性の定量化・低減、自然災害に関する影響評価に取り組んでいる。

◆気候変動への適応策策定に資するための気候・環境変化予測に関する研究（2010～2014年度）〔気象庁気象研究所〕

気候変動への対応策の立案・実施に向け、費用対効果や優先順位等を検討するための気候変化予測情報を提供するため、また経済発展や土地利用変化などに伴うアジア太平洋域における環境変化予測情報へのニーズに対応するため、20～数十年程度先の近未来を対象とした高度な気候及び環境の変化予測を行っている。

◆地球環境研究総合推進費 地球温暖化に係る政策支援と普及啓発のための気候変動シナリオに関する総合的研究（S-5）（第Ⅰ期：2007～2009年度、第Ⅱ期：2010～2011年度）〔環境省〕

気候変動の社会への具体的な影響を含む総合的な気候変動シナリオを創出し、さらにそれを社会に「実感」可能な情報として伝達するための方法論を確立することを目的とした研究を推進している。国内外の気候モデルによる温暖化将来予測計算結果の総合的解析を通じた予測の信頼性の定量的指標化、地域気候モデルの利用等による日本周辺域の空間詳細な予測情報の創出、社会経済シナリオの空間詳細化及び土地利用変化等の予測を行う。

◆地球環境研究総合推進費 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究（S-8）（2010～2014年度）〔環境省〕

高精度・高解像度の最新の気候モデルの結果を入力とし、高度な影響・適応策評価モデルを開発して、温暖化に伴う我が国全体への影響を評価するとともに、複数の世界安定化排出経路や適応シナリオに応じた影響量の変化について定量的分析を行い、適応策の効果を評価する。さらに、自治体で利用可能な簡易的な脆弱性・影響・適応効果評価手法を開発し、自治体における予測の不確実性を考慮した適応策立案手法を開発する。

◆気候変動適応戦略イニシアチブ（2010年度～）〔文部科学省〕

多種多様で大容量の地球観測・気候変動予測データ及び社会経済情報等の統合解析を実現する「データ統合・解析システム」をプラットフォームとして、具体的な地域を対象に取り上げ、最新の気候変動予測データを地域の影響評価研究に適用するためのダウンスケーリン

グ手法の開発や、データ同化技術の開発、適応シミュレーション技術等の研究開発を推進している。

◆農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発（2010～2014 年度）
【農林水産省】

農林水産分野における温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明を行うとともに、温室効果ガスの排出を削減させる技術、森林や農地土壌などの吸収機能を向上させる技術の開発を行っている。また、農林水産分野における温室効果ガスのモニタリングを行うとともに、最新の気候変動モデルを用いた精度の高い収量・品質予測モデル、水産資源予測モデル等を開発し、影響評価を行っている。さらに、影響評価に基づき、温暖化の進行に適応した生産安定技術を開発している。

(4) 影響・脆弱性・対応力の評価、及びそれらを踏まえたリスクの評価

- ・ 将来予測をふまえ、当該地域における気候変動によるリスクを評価する。
- ・ リスク評価において、影響、脆弱性、対応力を総合的に評価することにより、適切な適応策を実施するための重要な基礎情報を得ることができる。これらの関係は、図 3 のとおりである。ここに挙げた影響、脆弱性、対応力などの用語の定義、具体的なリスク評価の手法については、次頁以降で説明する。
- ・ 気候変動によるリスクには、人命のリスク、経済的、社会的リスク等、多様なものがあり得る。定量的な把握が難しいものも含まれるが、リスクの評価に当たっては、可能な限り多様な視点で、対象となる地域の実態に即した評価を行うことが重要である。

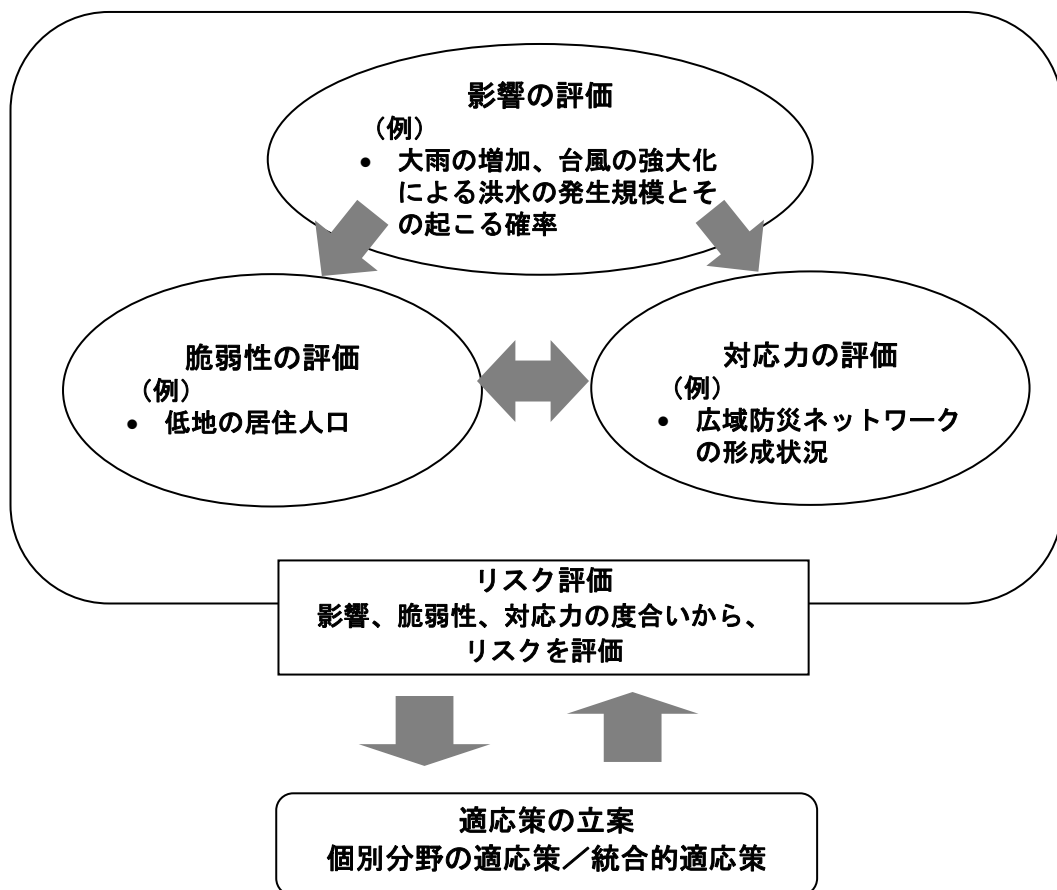


図 3 影響、脆弱性、対応力、リスク評価と適応策の関係

【リスク評価に関連した用語の定義】

影響：気温や降水パターンの変化、海面水位の上昇等の気候の変化により、自然環境や人間社会に及ぶ効果のこと。適応を考慮するかどうかに応じて、「潜在影響」と「残余影響」とに区分される。「潜在影響」は、適応を考慮せず、予測される気候変動によって生じ得る全ての影響のことであり、「残余影響」は、適応した場合でもなお生じ得る影響のことである。

脆弱性：人間社会や自然システムの、気候変動による影響の受けやすさのこと。脆弱性には、地域社会や各分野の状況（人口や資産の分布、特に影響を受けやすい集団や弱点の存在など）とそれをカバーする対応力という 2 つの要素がある。つまり、実際に生じる被害の程度は、自然的・社会的条件とその対応力によって左右され、同じ気候変動が生じても、脆弱性が低い地域では、被害をより小さく抑えることができる。

対応力：気候変動の影響を防止・軽減する社会や自然システムの能力。社会的対応力には、法律・制度、避難計画、被害の補償や復旧の制度、住民の認識といったソフトな要素と堤防などの整備水準といったハードな要素とがある。自然システムの対応力は、影響を吸収して現状復帰しようとする回復力であり、人間が出来るのは自然の回復力を手助けする対策である。

リスク：気候変動によって、社会と自然システムが被る可能性のある被害の大きさ。リスクの程度は、被害とそれが起きる可能性の組み合わせで評価する。被害の大きさは、気候変動の影響と対応力、脆弱性を考慮して評価する。影響あるいはリスクは、人の健康・生命、経済的、社会的、文化的、自然的など多面的な要素で評価する必要がある。

適応：気候変動の影響に対して、被害を防止・軽減したり、または好機として活用するために、行政や企業、個人などの制度・施策・行動の調整を導入すること。適応策がうまく機能すれば、社会の対応力が強化され、脆弱性が小さくなる。

- ・ リスク評価の具体的な手法として、以下の3つの例を示す。
 - 入手が容易な既存情報を活用する評価の例（初動段階での評価）
 - 既存の手法を活用する評価の例（ある分野に焦点をあてた評価）
 - 体系的な手法による評価の例（知見の蓄積が進んだ段階での評価）

1) 入手が容易な既存情報を活用する評価の例 —初動段階での評価—

- ・ 既存情報を活用し、特にリスクが高い影響事象や地域を、簡易なランク分け等の定性的な検討によって特定する。地域のリスクの総体的な状況を大まかにかつ簡易に捉えることができ、これからリスク評価や適応の検討に着手する場合に適している。
- ・ 分野を横断して地域のリスクの全体像を確認する段階と、各分野で影響と適応能力からリスクの高い影響事象・地域を特定する段階がある。以下にその手順(a)~(j)を示す。

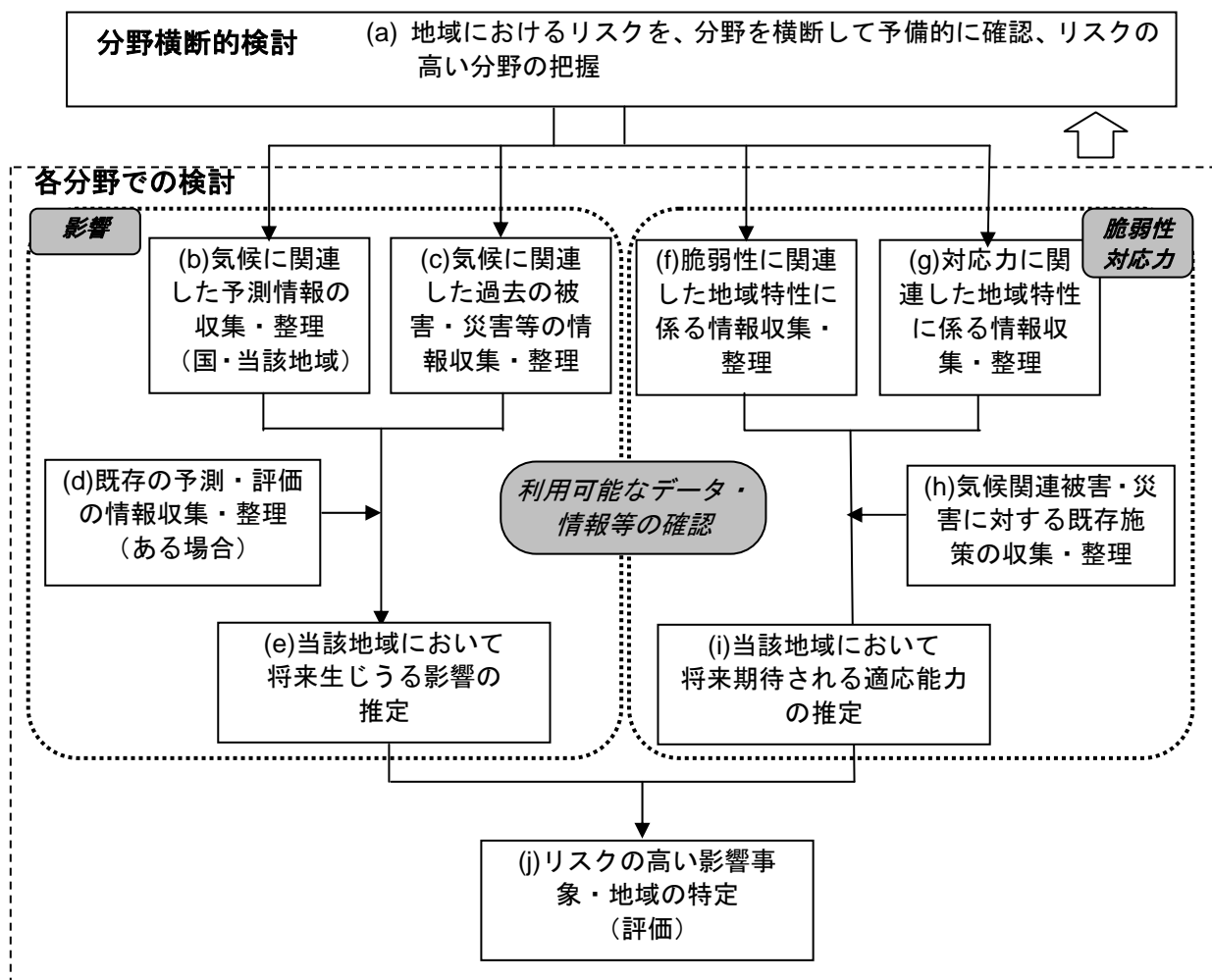


図4 気候変動による影響・脆弱性・対応力をふまえたリスク評価の手順

※(a)~(j)の各項目の内容は、次頁以降に説明する。

(a) 分野横断的検討

地域におけるリスクを、分野を横断して予備的に確認し、その地域がどのようなリスクを持っているか、どの分野が特に脆弱かを把握する。

(b) 気候に関連した予測情報の収集・整理

気候変動に関連した予測情報について、国や当該地域(対象とする区域とその周辺)に関する予測情報を収集・整理する。「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート 日本の気候変動とその影響」(2009年、文部科学省・気象庁・環境省)等、最新のレポート・研究成果等を参照する。また、その際には、予測される影響の程度(影響の大きさ)に加え、その予測に関する不確実性の性格と程度(起こる可能性)にも留意する。

(c) 気候に関連した過去の被害・災害等の情報収集・整理

分野ごとに、当該地域での気候に関連した過去の被害・災害等の情報を収集・整理する。

(d) 既存の予測・評価の情報収集・整理

分野ごとに、当該地域において気候に関連した被害・災害等を予測・評価した事例が存在する場合には、これらの事例でとられている予測手法やその予測・評価結果に関する情報を収集・整理する。例えば、防災分野であれば洪水の氾濫予測等、気候変動影響の予測・評価とは別の目的で従来から用いられている予測・評価事例が想定される。

(e) 当該地域において生じうる将来影響の推定

(c)の過去の被害・災害等の情報と、(b)の国・当該地域における予測情報とを突き合わせて、当該地域において生じうる将来影響を推定する。推定にあたっては、専門家のアドバイス等も受ける。なお、(d)の既存の予測・評価事例が存在する場合には、その予測に将来の気候変動を加味した影響の予測／推定を行うことができないか検討し、可能な場合にはその予測／推定を行う。

(f) 脆弱性に関連した地域特性に係る情報収集・整理

分野ごとに、当該地域の脆弱性に関連した地域特性に係る情報を収集・整理する。自然的特性、社会的特性の両面から、脆弱性を推定する上で特に重要となる主要な情報を収集する。

(g) 対応力に関連した地域特性に係る情報収集・整理

分野ごとに、当該地域の対応力に関連した地域特性に係る情報を収集・整理する。自然的特性、社会的特性の両面から、対応力を推定する上で特に重要となる主要な情報を収集する。

(h) 気候関連被害・災害に対する既存施策の収集・整理

分野ごとに、気候関連被害・災害に対する主要な既存施策（計画中のものを含む）を各分野の基本計画やその年次報告等から収集・整理する。その際、「温暖化・気候変動」等の名称が含まれていないものでも、気候、気象災害等に関連性のあるものを対象とする。

(i) 当該地域において将来期待される適応能力の推定

分野ごとに、(f)で整理した脆弱性、(g)で整理した対応力に関する情報に、(h)の既存施策による効果も加味し、当該地域において将来期待される適応能力を推定する。

(j) リスクの高い影響事象・地域の特定

分野ごとに、(e)で推定された将来影響と、(i)で推定された適応能力とを突き合わせることで、予測される影響が大きく、これに対する適応能力が十分でないリスクの高い影響事象・地域を特定する。

- ・ 上記手順におけるデータ・情報の整理の仕方、特に(e)(i)(j)における推定の仕方について、現段階では確立した手法が開発されているわけではない。より具体的かつ適切な手法について、今後、各分野で継続的に検討を重ね、情報提供していくものである。なお、上記手順にしたがい収集するデータ・情報やその整理の仕方について現段階で示しうる参考例について資料編に掲載する。

2) 既存の手法を活用する評価の例 －ある分野に焦点をあてた評価－

- ・ 当該地域において特にデータ・情報が蓄積されており、既存の予測手法が活用可能な分野に焦点をあててリスク評価を行う。総合的・体系的な評価ではないが、当該地域にとって優先度の高い影響事象や既に知見が豊富にある影響事象等に特化してリスク評価や適応の検討を行いたい場合に適している。
- ・ 例えば、水災害分野であれば、洪水の氾濫予測等、気候変動影響の予測評価とは別の目的で従来から用いている各種の予測手法が存在する。これらに将来の気候変動を加味して影響の予測を行い、適応能力に関連したデータ・情報とも突き合わせてリスク評価を行うことも、一つの方法として考えられる。

3) 体系的な手法による評価の例 — 知見の蓄積が進んだ段階での評価 —

- ・ 各分野の影響、脆弱性、対応力に関する情報を総合的・体系的に整理し、それらを重ね合わせて評価し、リスクマップなどの分かりやすい形にまとめる。データ・情報の蓄積がどの分野においても一定程度進んでおり、評価の精緻化を図りたい場合に適している。以下にその手順を示す。
 - (a) 外力やその他の自然条件（気温、時間雨量、標高、生物種分布、水資源量等）、脆弱性（年齢別人口等）、対応力に関する指標（護岸整備率、透水面率等）等をそれぞれ地図データ（メッシュや地区単位）として整理する。
 - (b) これらの地図データのうち関連する項目を重ね合わせることで、潜在的あるいは既に顕在化している影響、脆弱性、対応力を評価する。
 - (c) 気候変動予測等の結果を用いて、外力の将来変化の度合いを加味することにより、将来的な気候変動のリスクを評価する。
 - (d) 結果を分野ごとのリスクマップにまとめる。

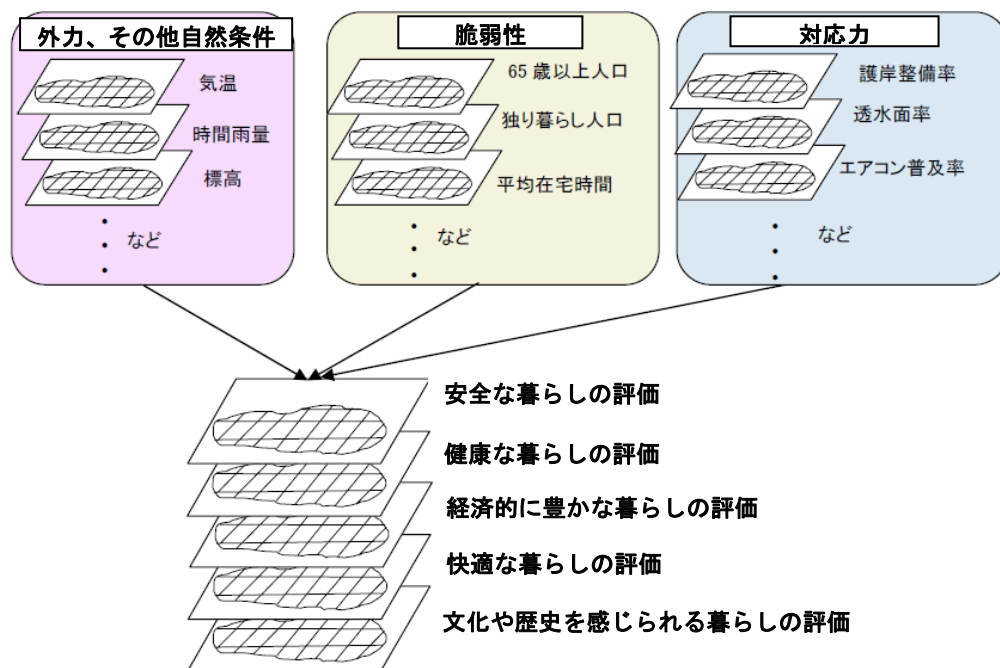


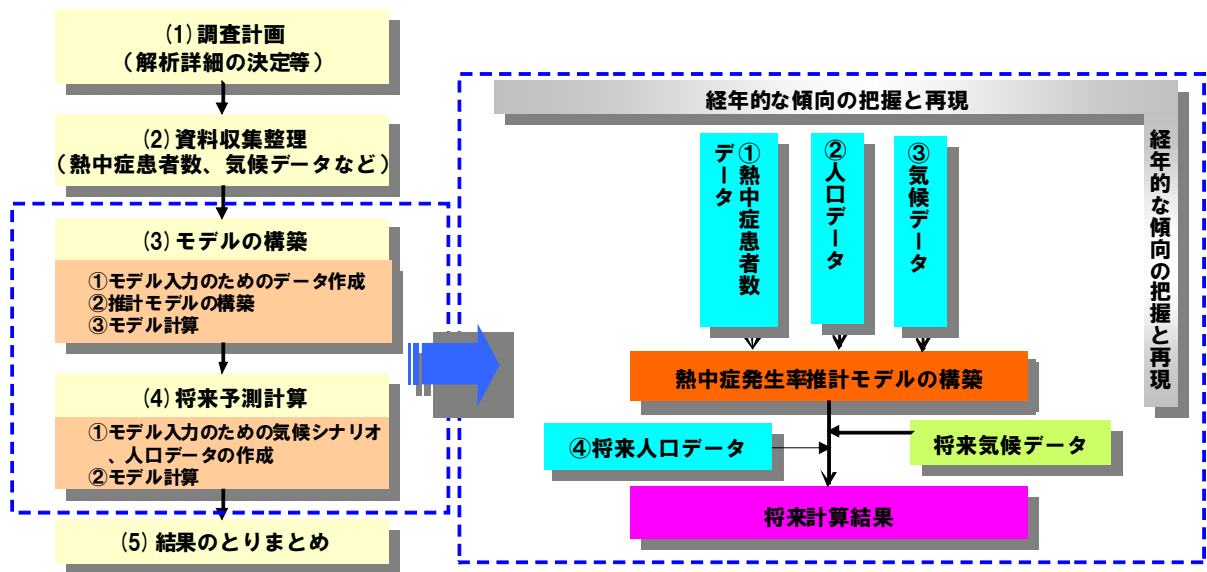
図5 体系的な手法による評価の例

出典：気候変動への賢い適応 — 地球温暖化影響・適応研究委員会報告書 — (2008 年、環境省地球温暖化影響・適応研究委員会) より一部改変

【東京都の事例】

東京都では、気候変動により都内で生じる影響の予測評価に着手している。例えば、熱中症については、人口、気候、熱中症患者数等のデータから熱中症発生率推計モデルを構築し、将来の熱中症患者数を予測する取組を行っている（下図）。モデルの基礎的な考え方は、国レベルでの研究成果が活用されている。

このような予測には、データ収集、モデル構築、計算等の作業を要するが、具体的な適応策の検討を行う上での好材料となる。ある地域で特にリスクが大きいと想定される分野について、このような将来予測を試みることであればより望ましい。



(5) 適応策の必要性及び優先順位の把握

- ・ 気候変動のリスク評価と住民との合意形成の結果に基づき、科学的な知見に基づく適応策の必要性の判断や優先順位を検討する。例えばイギリスのリバプール市では、当該市議会が作成し、一般的に用いているリスク評価ツールにより、気候変動による影響の重要性と可能性を評価し、これに基づいて、気候変動による主要な脅威や新たなビジネスチャンス等の検討を行った。
- ・ ただ、現状では科学的知見がまだ十分に蓄積されておらず、将来予測は不確実性を伴うことから、詳細なコスト、便益分析は困難である。したがって、特に初動段階では、普及啓発や情報基盤整備が重要になる。
- ・ また、短期的影響に対する応急措置とともに、将来の気候変動の程度に関わらず社会経済的便益を得られる「後悔しない (no regret)」適応策、気候変動影響だけでなく他の問題の解決にも貢献しうる「win-win」の適応策などは優先順位が高い。
- ・ 例えば EU の適応白書では、不確実性の元で行う適応のリスクを最小にするためのオプションとして、「後悔しない」適応策と「win-win」の適応策の2つを挙げている。ここでは「後悔しない」適応策の例として、洪水等の高リスク地域に新たなインフラを構築・移設しない、緊急対策を改良する、等が挙げられている。また「win-win」の適応策の例には、気候リスクを最小に抑えるとともに、温室効果ガスの排出削減や、その他の社会環境面にも貢献し得るものとして、都市計画、大気汚染対策、植林、氾濫原や塩性湿地の再構築による洪水・沿岸管理等が挙げられている。

【リバプールのリスク評価の事例】

イギリスのリバプールでは、脆弱性評価を実施している。リバプール市議会 (Liverpool City Council : LCC) が作成し一般的に用いているリスク評価ツールである「Risk Management – Business Unit Toolkit」を適用し、リスクに関する以下のような分類を行っている。

影響の重要性と可能性

可能性	4.可能性が非常に高い	低4	中8	高12	高16
	3.可能性が高い	低3	中6	中9	高12
	2.可能性が低い	低2	低4	中6	中8
	1.可能性が非常に低い	低1	低2	低3	低4
		1.軽微	2.重要	3.深刻	4.重大
		影響			

重要性の指標

影響	スコア	影響の事例
重大	4	公共サービスの途絶 5日以上 国レベルのマスコミの批判的な報道 1名以上の死者 50万ポンド以上のコスト 3ヶ月以上の事業の遅延
深刻	3	公共サービスの途絶 3~5日 地域マスコミの継続的・批判的な報道 1名以上の重傷者(下記より深刻な負傷) 5万~50万ポンドのコスト 2~3ヶ月の事業の遅延
重要	2	公共サービスの途絶 2~3日 地域マスコミの批判的な報道 1名以上の重傷者 5000~5万ポンドのコスト 3~8週間の事業の遅延
軽微	1	公共サービスの途絶 1日 苦情・クレーム 1名以上の負傷(軽傷)者 5000ポンド以上のコスト 2週間以内の事業の遅延

可能性の指標

可能性	スコア	リスク	典型的な可能性/頻度
可能性が非常に高い	4	発生見込み75%以上	定期的に発生する 遭遇頻度: 日/週/月に何回か
可能性が高い	3	発生見込み40~75%	今後1~2年以内に特定の場所で発生する可能性が高い 遭遇頻度: 時折(年に数回)
可能性が低い	2	発生見込み10~40%	3年以上に1回発生する程度
可能性が非常に低い	1	発生見込み10%未満	ほとんど/以前は全く、発生したことがない

【オランダの Hotspot 評価の事例】

オランダは 2007 年に策定した国家適応戦略の中で、空間計画が適応に果たす役割の重要性を指摘している。その一環として着手された「ホットスポットプログラム」は、「空間計画と気候変動が重要な役割を果たしており、かつ多様な利害の衝突がみられる分野・場所＝ホットスポット」を対象として、適応に関するパイロットプロジェクトを実施する。2010 年には、まず「何がホットスポットか？」の定義に関する研究が開始された。




<第 1 セレクションー当該候補地の条件による選定>

- ・多様な参加者によるワークショップ、アンケートにより、以下の指標を用いて候補地を 50 箇所から 15 箇所に絞り込み

- ・気候変動が当該地域・分野の開発パターンに大きな影響を及ぼす
- ・気候変動以外にも、当該地域・分野の開発が物理的な開発パターンや土地利用計画及び/または都市・地域計画に影響を受ける
- ・長期 (2050~2100 年程度) にわたる空間投資や計画について、何らかの支援がある
- ・ステークホルダーや当局者等が、本事業の準備・実施を支援できる

<第2セクションー指標による選定>

・本研究のメンバーが、相互レビューにより採点し、候補地を5地域に絞り込み

指標の内容	採点
【特に重要な指標】 ・複数の政策テーマに重複があり、摩擦または連携の好機となるかもしれない ・ステークホルダーの支援がある ・当該 Hotspot が広く公共に訴えるアピール力があり、本事業がデモンストレーション機能を有する	1 (悪い) 2 3 4 5 (非常に良い) 
【その他の指標】 ・当該 Hotspot が一般にとって魅力的である ・気候変動の複数の影響を想定している ・短期政策と長期政策の間に摩擦がある ・当該 Hotspot が既存の気候変動空間プログラムと関係がある ・当該 Hotspot には気候変動空間プログラムに統合できる研究課題がある	1 (悪い) 2 3 4 5 (非常に良い) 
特に重要な指標の合計	
全指標の合計	
【当該地域に以下の対象分野が含まれているか】 ・水 ・農業 ・都市 ・公衆衛生 ・レクリエーション	【分野の有無】 1 (全くない) 2 3 4 5 (非常にある) 

(6) 適応策の立案・実施

- ・ 適応の全般的な必要性、優先順位を整理できた段階で、具体的な個別の適応策を立案する。ただし、その際、適応策を最初から新規に立案するのではなく、各分野の既存の計画・施策に適応の視点を組み込むことを優先する。これは、既存の枠組み・仕組みを最大限に活用することで、資源を有効利用し、効果的・効率的に適応の取組を進めるためである。
- ①各分野で適応策あるいは適応効果をもつ施策とそれらを包含している地方公共団体の関連諸計画を整理する。土地利用計画、都市計画、防災計画、治水施策、下水道施策、水資源施策、港湾施策、海洋施策、農林水産業施策、自然生態系の保全施策、地方公共団体の環境施策等、様々なものが想定される。
 - ＜関連諸計画の例＞
 - ▶ 今後の水道の在るべき姿について関係者間の共通認識の形成を目指した水道ビジョンの中では、平常時にあっても十分な量の水を得ることのできない人口の早期解消や渇水などの気候変動に伴う水資源の様相変化に対して脆弱な地域における水供給の安定化を図ることを盛り込んでいる。
 - ②関連諸計画や適応策あるいは適応効果をもつ施策について、適応の視点の組み込みに関する庁内協議の機会・タイミングを整理する。具体的には、i) 当該計画・施策の毎年の進捗チェックや計画そのもの見直しの時期、ii) その他、当該計画・施策について関係部局間で情報交換・意見交換を行うことのできる機会を整理する。
 - ③ i) ii) を踏まえ、適応の視点の組み込みについて都道府県庁内で検討する。
 - ④既存の計画・施策だけでは不足している部分に対しては、新規に必要な適応策を立案する。
 - ⑤既存計画や分野別施策に組み込まれた適応策については、分野間の整合性や連携を整理する。特に、分野間で温暖化の影響に関するデータやモニタリング結果を共有していくことが、適切な適応策の立案・実施のために重要となる。
 - ⑥気候変動が進むことで、現在は必要とされている施策等の必要性や優先順位が低くなる場合があり得る。また、中長期的には緩和策の進展に伴い、必要な適応策が減少する場合もあり得る。そのような場合には、適切な見直しを行うことが必要である。
- ・ 既存の計画・施策に具体的にどのような点を付加すれば適応策として有効なものとなるか、その例を以下に示す。また、分野別の関連計画とそれらに包含される施策例を表2に示す。

【既存の計画・施策に適応の視点を組み込む例】

水災害：防護施設（堤防、防波堤、護岸、下水道施設等）の整備や機能向上の検討時に、気候変動による将来の降水量や海面上昇の変化（中長期に予測される影響を視野に入れる）により生じる可能性のある影響を見越し、予測幅の高位の予測値への対応も考慮する（ただし、この場合、ある程度の規模の予算措置が必要になることから、施策実施の決定にあたっては関係者間で十分な合意形成を図る必要がある）

自然生態系：各種の保護・保全地域の設定・見直し時に、特に気候変動に対して脆弱な種（高山植物、南限・北限の種等）が将来の気温上昇（中長期的に予測される影響を視野に入れる）により受ける可能性のある影響を見越し、予防的観点から区域設定を行う。

健康：屋外労働者の労働災害防止に向けた施策において、特に気候変動とヒートアイランドの複合的な影響が懸念される都市部では、気温上昇（短期的な影響に主眼を置く）による熱中症患者の増加の可能性を見越し、熱中症に関する意識啓発、暑さ対策等の予防措置を組み込む。

目標・水準の設定（分野共通）：各種の適応策に関連して目指すべき目標・水準等を設定・見直しする際、従来、その分野で用いられてきた目標・水準の設定方法のみによらず、ここでの気候変動によるリスク評価もふまえながら、複数のシナリオを設定しつつ、かつ従来の方法論とも整合させて目標・水準を設定することが考えられる。そのような目標・水準の設定のあり方についても検討する。

表 2 適応に関連する計画等²

「関連諸計画等」の欄の凡例

○：法定計画（努力義務のものを含む）

・：法定計画ではないが国で策定を促す方針が示されている、あるいは一部自治体で策定されているもの

()内：計画等の策定主体

分野	関連諸計画等	適応効果を有すると考えられる施策のイメージ
水環境・水資源	<ul style="list-style-type: none"> ○水資源開発基本計画（国土交通省） ○水源地域整備計画（都道府県が案を作成、国土交通省が決定） ○河川整備基本方針及び河川整備計画（国土交通省、都道府県等） <ul style="list-style-type: none"> ・水道ビジョン（水道事業者等） ○流域別下水道整備総合計画（都道府県） ○地域防災計画（都道府県、市町村） ○国土形成計画（国） ○広域地方計画（国土交通大臣） ○都市計画（都道府県、市町村） ○全国森林計画（農林水産省） ○地域森林計画等（都道府県等） ○市町村森林整備計画（市町村） 	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源供給を増やすための技術的対策（貯水、導水、浄水）および水環境保全技術（水質、生物） ・降雨状況に依存しない水資源オプションおよび計画対象年の見直し ・水源地域の森林の整備・保全 ・水利用の効率向上（灌漑用水の反復利用、雑用水利用等） ・雨水の取水拡大、中水利用、下水処理水再利用 ・海水淡水化 ・水需給の予測、水取引、緊急的な水使用制限 ・渇水の予測・監視・情報提供 ・節水意識の啓発等、需要マネジメントによる節水型社会の構築 ・経済的手法（水価格設定、保険制度） ・水収支を改善する国土計画 ・流域にある森林、公園や緑道等による緑のネットワークの形成、風の道の確保、ヒートアイランド対策
水災害・沿岸	<p><河川></p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川整備基本方針及び河川整備計画（国土交通省、都道府県等） ○下水道事業計画（市町村） ○土地利用基本計画（都道府県、市町村） ○地域防災計画（都道府県、市町村） <p><沿岸域></p> <ul style="list-style-type: none"> ○港湾整備事業および海岸整備事業における計画、設計、施工（特定港湾施設整備事業等）（国土交通大 	<p><河川></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規施設整備及び既存施設の機能向上 ・危険性に応じた土砂災害対応施設の整備 ・災害危険区域の指定と治水対策の一体的推進等 ・太陽エネルギーの活用など CO₂削減効果の高い住宅と大規模調整池を一体として整備するレイクタウンのような、低炭素型及び水災害適応型のまちづくりの推進 ・河畔林の形成による水害・水防対策 ・雨水の貯留・浸透・流出抑制のための施設整備 ・下水道施設整備による都市の排水能力の向上 ・堤防・緊急用河川敷道路・高架道路等と広域防災拠点による広域防災ネットワークの構築 ・影響を受ける地域の土地利用の規制・誘導 ・防災体制の整備 ・避難所の指定 ・防災避難体制の構築 <p><沿岸域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海面水位の上昇等を見込んだ防護施設（堤防や防波堤、護岸等）の配置計画や能力向上検討

² 当初より気候変動への適応策として策定された計画、及び、気候変動については特段想定していないものの、適応策としての効果も有する計画、対策等

分野	関連諸計画等	適応効果を有すると考えられる施策のイメージ
	<p>臣)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○港湾計画及び個別事業計画（重要港湾の港湾管理者） ○海岸保全基本計画（都道府県） ○地域防災計画（都道府県、市町村） <p><森林></p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国森林計画（農林水産省） ○地域森林計画等（都道府県等） ○市町村森林整備計画（市町村） 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波・高潮ハザードマップの整備促進 ・高潮発生時における浸水被害の軽減策（上屋や倉庫の嵩上げ等）の実施 ・気候変動を見込んだ臨海部における土地利用の再編 ・関係機関との情報共有・連携体制の構築 ・災害対応のための応急復旧体制の強化 ・災害発生時における港湾機能維持に向けたBCP策定 ・被災しても早期復旧が可能な構造様式の採用 ・防災避難設備の整備 ・避難所の指定 ・防災避難体制の構築 <p><森林></p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の整備・保全による洪水等の緩和 ・治山施設の整備
<p>自然生態系</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境保全条例・計画（都道府県） ○緑の基本計画（市区町村） <ul style="list-style-type: none"> ・エコロジカル・ネットワーク計画（都道府県、市町村等） ・ビオトープ計画（都道府県、市町村等） ○自然再生事業実施計画（自治体、協議会） ○生物多様性地域戦略（都道府県、市町村） <ul style="list-style-type: none"> ○全国森林計画（農林水産省） ○地域森林計画等（都道府県等） ○市町村森林整備計画（市町村） ・松食い虫被害対策事業推進計画（都道府県） <ul style="list-style-type: none"> ○特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ等）（都道府県） <ul style="list-style-type: none"> ○湖沼水質保全計画（都道府県） <ul style="list-style-type: none"> ・水循環に関する計画（地方公共団体） <ul style="list-style-type: none"> ○河川整備基本方針及び河川整備計画（国土交通省、都道府県等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種保護・保全地域（県立自然公園保護地区、風致地区、自然環境保全地域、森林生態系保護地域、特別緑地保全地区等）の設置、見直し（脆弱な群落に対応した保護地区の設置など） ・都市域の緑地の確保 ・エコロジカル・ネットワークの形成（温暖化に伴う生物移動の空間確保） ・ビオトープの創出、保全、再生（異常気象等に対する生物の避難場所・環境の確保） <ul style="list-style-type: none"> ・針広混交林等多様な森林の整備・保全 ・マツ枯れ等森林被害マップの作成、防除指針の作成（温暖化に伴うマツ枯れ拡大、北上への対応） ・マツ枯れ防除対策（温暖化に伴うマツ枯れ拡大、北上への対応） <ul style="list-style-type: none"> ・生息頭数モニタリング調査、分布状況の把握 ・狩猟期間の延長や捕獲等による個体数管理 ・防護柵等の被害防除対策（温暖化によるシカ分布拡大に対応した高山生態系の保全対策） <ul style="list-style-type: none"> ・流入汚濁負荷物質削減対策（下水道整備、浄化槽設置、農業排水施設整備等） ・水質浄化対策（植生浄化、底泥のしゅんせつ等）（温暖化による湖底の貧酸素化防止等） <ul style="list-style-type: none"> ・流水の正常な機能の維持 ・河川環境の整備と保全 ・水生生物に配慮した護岸の整備（異常気象等に対する生物の避難場所・環境の確保等） ・水際での緑地整備、ネットワーク化（温暖

分野	関連諸計画等	適応効果を有すると考えられる施策のイメージ
	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸保全基本計画（都道府県） ○流域別下水道整備総合計画（都道府県） ・資源回復計画（国、都道府県） 	<p>化に伴う生物移動の空間確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂浜の保全、再生 ・汚濁負荷量の削減（温暖化の複合影響等による公共用水域の水質悪化等） ・資源管理（乱獲と温暖化の複合影響による海洋個体群の減少の進行等）
食料	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・農業・農村基本計画（農林水産省） ○果樹農業振興基本方針（農林水産省） ○家畜改良増殖目標（農林水産省） ○酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（農林水産省） ・水産業の振興方針（地方公共団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高温障害等を回避するための栽培法や施設の導入、高温耐性品種への開発・転換等 ・計画的な植栽と品種構成の適正化、優良品種の導入及び新技術の普及 等 ・病虫害適正防除、農薬の適正使用 ・家畜改良の推進、新技術の改良・普及等 ・水産技術の開発と普及 等
健康	<p><熱中症></p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症予防の指針・計画（地方公共団体） ・地域住宅計画、要介護・高齢者住宅の整備計画（地方公共団体） ○都市計画（都道府県、市町村） <p><感染症></p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症予防計画（都道府県） <p style="padding-left: 40px;">（検疫対策）</p> <p style="padding-left: 40px;">（動物の輸入に対する制度強化）</p> <p>（参考：平成 22 年度の我が国における地球観測の実施計画）</p>	<p><熱中症></p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の情報整理（なりやすい環境・人・場所の条件、熱中症の程度と症状） ・予防対策の周知、労働者（特に屋外労働者）の熱中症による労働災害防止 ・熱中症予防情報サイト（暑さ指数等）の活用 ・公的賃貸住宅、要介護者・高齢者住宅等へのエアコン設置の義務化 ・都市域の風の道の確保、ヒートアイランド対策等 <p><感染症></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方公共団体、医師等の役割の明確化 ・緊急時の初動体制の確立及び整備 ・潜伏期間を考慮し、検疫通過時に症状が出ていない場でも入国後に健康状態を確認できるなど、検疫を強化 ・動物に対する輸入届出の義務化
総合的モニタリング	<p>（参考：平成 22 年度の我が国における地球観測の実施計画）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動への対応のための統一的な観測体制構築の推進

(7) 施策の進捗・効果の把握・評価と定期的見直し

- ・ 適応策の実施後は、都道府県庁内の関係部局が連携して適応策の進捗や効果の把握・評価を行う。適応策が各個別計画に分散して位置づけられているだけでは、適応策への取組がどの程度進捗しているか、総合的にみて効果的・効率的に適応策が推進されているかなどが把握できない。したがって、分野横断的に適応策がどの程度実施されているかを把握・評価するとともに、総合的な視点からそれら適応策の総合化を図る。
 - 把握・評価は、i) 適応への取組の総合的な進展度合いを評価する、ii) 個々の適応策の進捗を評価する、iii) 個々の適応策の効果を評価する、の3つに大別することができる。最初は、i) から開始し、個々の適応策の特定とその実施に向けた取組が進んだ段階で、ii) にも取り組むことが望ましい。なお、iii) 適応策の効果については、現状の知見から直ちに定量的評価を行うことは難しいが、今後、適応策を推進しつつどのような指標がありうるか関係部局が連携して検討していく。
 - i) ~ iii) とともに、具体的な評価手法・指標を検討・作成する必要がある。以下に、海外での適応進捗評価の指標の例を示す。
- ・ 分野ごとの施策としての把握・評価に加え、都道府県、市町村、さらにはより狭い地域単位での総合的な把握・評価が重要となる。これらレベルの異なる把握・評価の手法についても今後検討が必要である。

【イギリスの適応評価の指標】

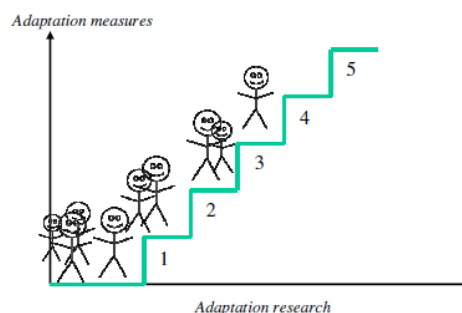
イギリスでは、自治体における各種取組の進捗を評価する指標の中に、気候変動への適応の進捗を評価するための指標が位置づけられている。ここでは、適応に関する知見がまだ不十分であることをふまえ、適応に関する取組の結果 (outcome) ではなく進展 (progress) で表す指標としている。また、この指標を用いて各自治体が気候変動によるリスクと機会の評価を行い、それを当該自治体における意思決定、行政サービスの実施や計画等に組み込むようにすることも目指している。

適応評価の指標

レベル0	取組開始	行政当局が潜在的脅威や機会の評価プロセスに着手し、体系的な評価に向けた次のステップについて特定・合意した段階。
レベル1	パブコメ及び影響評価の実施 (証拠・根拠の集約)	行政当局が、気候に関するリスクについてのパブコメを行い、重要な脆弱性と機会に関する地域レベルのリスク評価を、現在及び将来について実施した段階。
レベル2	包括的リスク評価 (特定分野における優先的行動を含む)	行政当局が、現在と将来における脆弱性の包括的な評価を行い、優先順位の高いリスクを特定するとともに、最も効果的な適応策を特定し、戦略、計画、運営等に組み込むための取組に着手した段階。
レベル3	包括的行動計画 (及び優先分野における優先行動)	気候影響とリスクを自治体の議会における意思決定に組み込み、包括的適応行動計画を策定し、全ての優先分野における適切な適応策を実施しつつある段階。
レベル4	実施、モニタリング、継続的レビュー	行政当局及び関係組織 (local strategic partnership) が包括的な適応行動計画を実施しており、適応策の確実な実施と更新のための、定期的・継続的なモニタリング及びレビュー手順が確立されている。

【フィンランドの適応評価の指標】

フィンランドでは、2005年に策定した国家適応戦略で個々の適応策が提示された15分野について、進捗を評価するための仮指標を検討している。当該分野で着手された適応策の実施状況とあわせて、適応に関する研究の状況やセクター間の協力、適応のニーズに関する認識の状況等が考慮された。

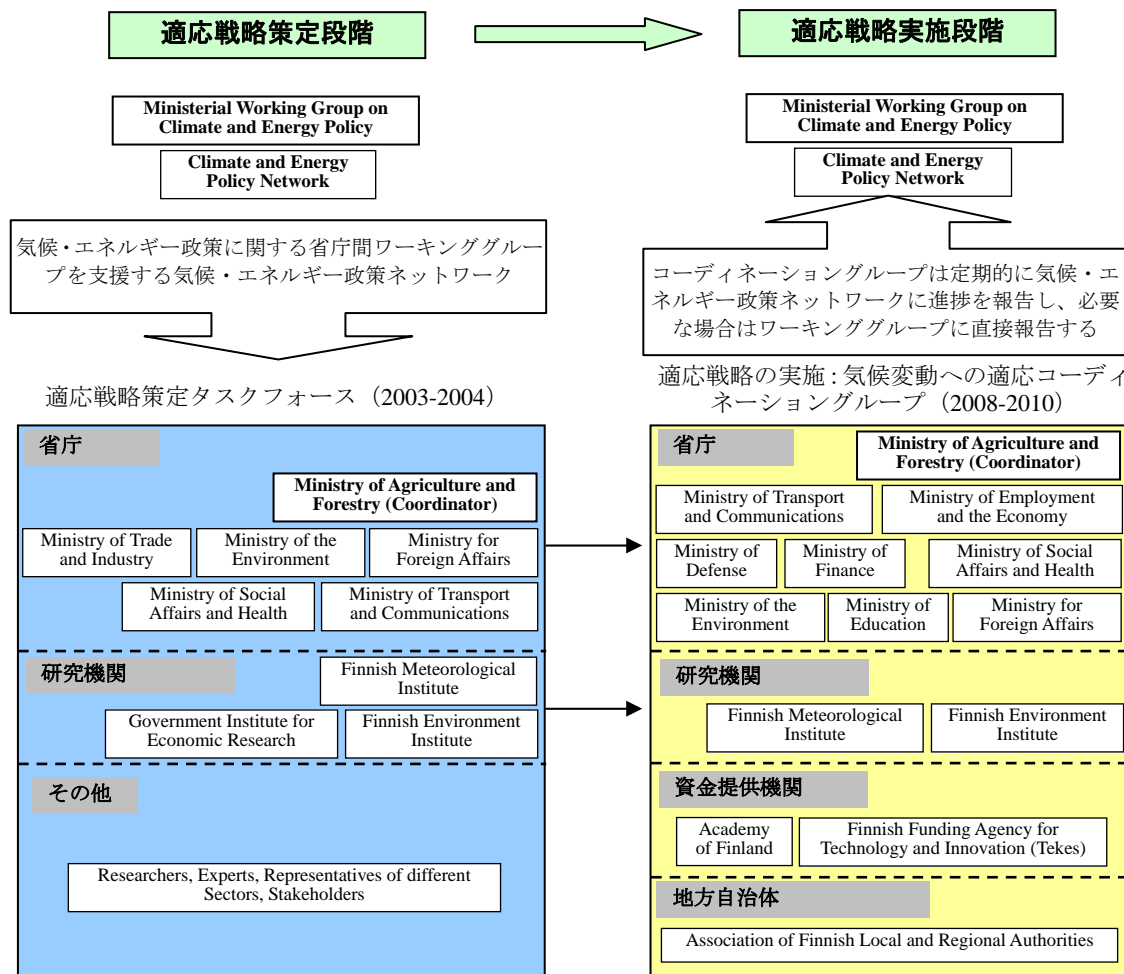


Step 1	<ul style="list-style-type: none"> ・当該分野のパイオニアが適応の必要性を認識する ・影響や適応についてほとんど研究がなされていない ・幾つかの適応策は特定されたが、実施はされていない
Step 2	<ul style="list-style-type: none"> ・当該分野で、適応の必要性はある程度認識されている（数名の意思決定者） ・気候変動シナリオの不確実性を考慮した上で、影響が個別に知られている（質的情報） ・適応策が特定され、実施計画が策定され、そのうちの幾つかが着手された
Step 3	<ul style="list-style-type: none"> ・当該分野で、適応の必要性が非常によく認識されている（意思決定者の大部分） ・気候変動シナリオの不確実性を考慮した上で、影響が非常によく知られている（量的情報） ・適応策が特定され、実施に着手されている。 ・適応策に関する分野横断的協力が開始された
Step 4	<ul style="list-style-type: none"> ・当該分野で、適応の必要性が幅広く認識され、受け入れられている ・適応が通常の意味決定プロセスに組み込まれている ・気候変動シナリオの不確実性による制約の範囲内で、影響がよく知られている ・適応策に関する分野横断的協力が確立された慣習（practice）となる
Step 5	<ul style="list-style-type: none"> ・当該分野で適応戦略に示された適応策、またはその他で認識された適応策が、実施される。

（次頁に続く）

上記の Step 3 と Step 4 には、「分野横断的協力」が挙げられている。適応戦略の策定及び実施にあたって、下記のように関係者を多く組み入れ、組織間連携を図るような体制を構築している。

しかし、2009 年に行われた気候変動適応戦略の実施評価では、今のところ分野別・個別の調査研究が主体であり、より幅広く、包括的な視点の確立には、より多くの調査が求められることが述べられている。



出典：Finland's National Strategy for Adaptation to Climate Change (2005) より作成
 Evaluation of the Implementation of Finland's National Strategy for Adaptation to Climate Change (2009).より作成

フィンランドにおける適応戦略の策定・実施に係る体制

(8) 統合的適応策・基盤強化施策

- ・ 都道府県庁内の関係部局が連携して、従来個別分野ごとに取り組みられてきた施策を一体的に扱うことで、より合理的な取組とすることを意図し、個別分野で行われる適応策の相互調整、分野横断的取組、関係部局の連携体制の構築等を行う。具体的には、総合計画や分野毎の施策の中に気候変動への適応を位置づけることや、組織内の多様な部局等が協力し、効率的な適応の実施に向けて分野横断的取組が必要とされる課題の明確化を行うこと等が挙げられる。
- ・ また、地域や分野が本来有すべき技術・制度・財政・人材等の基盤的要素を強化することにより、地域社会全体の適応能力の向上に資する施策を積極的に推進する。具体的には、技術の研究・開発、制度の導入・改善、人材の育成・活用等が挙げられる。
- ・ これらは、仮に気候変動及びその影響に関する予測結果と現実が異なったとしても、他の効果を有する適応策であり、長期的視野で計画的・着実に推進すべきものである。
- ・ さらに、影響評価や適応策に関連するさまざまな基礎データ・情報の収集・整備状況から、まだ整備が十分でないもの等の課題を明らかにし、計画的な整備を推進する。

(9) 住民とのコミュニケーション・情報共有

- ・ リスクの総合評価の結果は、住民に公表し、気候変動のリスクに対する認識を広く共有化する。これは、影響、適応に関する普及啓発の効果とともに、早い段階からこのようなリスクに関する認識を共有しておくことで、適応策に関するその後の意思疎通・意思決定を円滑化できるなどの効果も期待できる。
- ・ 具体的な情報共有の手法については、以下のような例が挙げられる。
 - 気候変動のリスク評価に関するレポートや普及啓発用冊子の公表
 - レポート等の公表前のパブリックコメントの実施（意見集約）
 - 講座や説明会などによるリスク評価に関する普及啓発
 - マスメディアやインターネットによる公表

(10) フィードバック・再評価による見直し

- ・ 気候変動とその影響、適応策に関する科学的知見は日々蓄積されていくため、リスク評価や適応策の適切性については、それらの最新知見を活用して定期的にレビュー・見直しを行う。
- ・ 具体的には、(1)～(9)の流れにより個別分野の適応策や、統合的適応策・基盤強化施策を実施し、その進捗や効果を加味して、再度、モニタリングのあり方の見直し、将来予測やリスク評価の見直しを行い、より効果的な適応策の立案・実施へとつなげる。

B. 初動の5つのステップ

- ・ 初動のステップ1～5の流れを図6に示すとともに、各ステップの具体的な内容を次頁以降に説明する。なお、次頁以降の説明文中の【】内は、A.のステップとの対応関係を示している。A.のステップの順番とは必ずしも一致しない部分があるが、これは、初動のステップが、より短期間で最低限の手順を踏むことで、適応への取組が手遅れにならないようにすることを第一に目指しているためである。

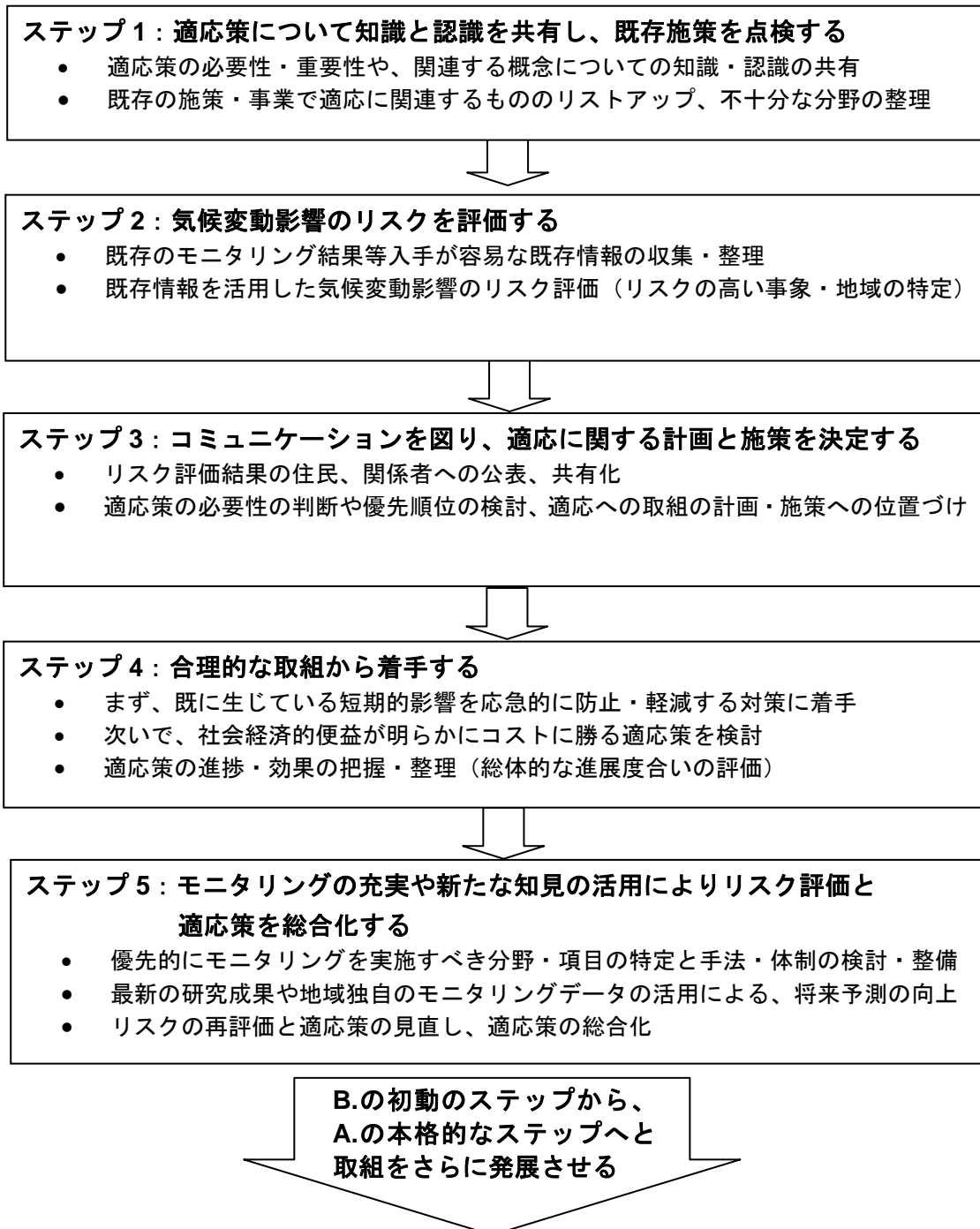


図6 初動の5つのステップ

(1) ステップ1：適応策について知識と認識を共有し、既存施策を点検する

- ・ 緩和と適応からなる総合的な温暖化対策について、組織内で一定レベルの理解を共有する。その中で、適応策の重要性について理解を深める。関連して、気候変動の影響、脆弱性、対応力、リスク、適応等の概念についても一定レベルでの知識を共有する。さらに、関係部局間で、適応策に取り組むべきとの認識を共有する。**【A では省略、初動のみ】**
- ・ 既存の施策・事業の中で、気候変動・異常気象対応等、適応に関連したものを部局ごとにリストアップし、適応策が十分な分野と不十分な分野とを大まかかつ簡易に整理する。**【A の(1)に相当】**

(2) ステップ2：気候変動影響のリスクを評価する

- ・ 気候変動及びその影響に関して、入手が容易な既存の情報を収集・整理する。過去の気象観測データや地方公共団体が独自に行った気象観測、分野毎の影響事例調査、住民からの聞き取りなどが含まれる。庁内情報に留まらず、住民、地方研究機関等から提供される情報も活用する。**【A の(1)に相当】**
- ・ 収集した情報を活用して、気候変動の影響によるリスクの評価を行う。現状の知見・データで可能な範囲の簡易なランク分け等による定性的な検討によって、特にリスクが高い影響事象や地域を特定し、地域のリスクの総体的な状況を大まかにかつ簡易に捉える。この際、ステップ1で適応策が不十分な分野と判断された分野について、優先的に評価してみることも考えられる。**【A の(4)に相当】**
- ・ 地域独自のモニタリング結果、予測結果等のより具体的・体系的な評価ができるような知見・データの蓄積がある場合には、それを活用してより精緻な評価を実施する。**【A の(2)(3)に相当】**

(3) ステップ3：コミュニケーションを図り、適応に関する計画と施策を決定する

- ・ リスク評価結果を住民、関係者に公表し、早い段階からリスクに関する情報と認識を広く共有化する。これにより、適応策の実施に向けたその後の意思疎通・意思決定を円滑化できるなどの効果も期待できる。**【A の(9)に相当】**
- ・ 適応に関する庁内関係部局の連携向上を図りつつ、適応策の必要性の判断や優先順位の検討を行い、適応への取組を計画・施策に位置づける。その際、効果的・効率的に適応の取組を進めるため、最初から新規に計画の策定や施策の立案を行うより、各分野の既存の計画や施策に適応の視点を組み込むことを優先する。なお、これらの計画や施策の決定に際しても、住民、関係者に情報提供を行うとともに意見や情報を収集する。**【A の(5)(6)(9)に相当】**

(4) ステップ 4：合理的な取組から着手する

- ・ 適応策の必要性の判断や優先順位の検討を行った上で、合理的な取組から始める。まず、既に生じている短期的影響を応急的に防止・軽減する施策に着手する。次いで、社会経済的便益が明らかにコストに勝る適応策を検討する。具体的には、将来の気候変動の程度に関わらず社会経済的便益を得られる「後悔しない」適応策、気候変動影響だけでなく他の問題の解決にも貢献しうる「win-win」の適応策等があり得る。**【A の(5)(6)に相当】**
- ・ 適応策の実施後は、関係部局の連携により適応策の進捗や効果の把握・整理を行う。最初は、適応への取組の総体的な進展度合いの評価から始め、個々の適応策の特定とその実施に向けた取組が進んだ段階では、個々の適応策の進捗・効果の評価等も行う。**【A の(7)に相当】**

(5) ステップ 5：モニタリングの充実や新たな知見の活用によりリスク評価と適応策を総合化する

- ・ リスク評価でデータ等が不足している分野・項目、それらの中でも当該地域で優先的にモニタリングを実施すべき分野・項目を特定する。これらに関するモニタリングを継続的に実施するための手法・体制を検討し、整備する。**【A の(2)に相当】**
- ・ 予測評価に関する最新の研究成果の活用、あるいはモニタリングにより蓄積した地域独自のデータを活用した予測の実施により、将来予測についての知見を向上させる。気候シナリオや影響評価については、必要に応じて、適切な機関の協力を得て実施する。**【A の(3)に相当】**
- ・ 以上のようなモニタリングの充実、将来予測に関する新たな知見の活用により、リスクを再評価するとともに、その結果をふまえて適応策のより適切な内容への見直し、適応策の総合化へと取組を進展させる。**【A の(8)(10)に相当】**

3.3 計画・施策への適応策の組み込みに当たっての考え方

(1) ソフト施策・ハード施策を含む多様なオプションの活用

- ・ 適応策には様々なアプローチがある。ハード施策／ソフト施策、また、法制度／技術開発／経済的手法／情報整備等のアプローチがあり、既存の計画・施策に適応の視点を組み込む際には、まず、このようなアプローチの多様性を理解しておくことが重要になる。さらに、3.1 で示したように、適応策の中には、短期的影響の防止・軽減に資する施策と、中長期的影響の防止・軽減に資する施策とがあり、両者で見据えるべき時期も異なるため、これらは分けて捉える必要がある。以下に、各分野の適応策を、短期／中長期別に例示する。

表3 適応策の多様なオプションの例

●：ハード施策 ○：ソフト施策

<水環境・水資源分野の例>

	短期的影響の防止・軽減に資する施策	中長期的影響の防止・軽減に資する施策
技術	<ul style="list-style-type: none"> ●海水の淡水化、淡水の輸送 ●富栄養化対策（アオコフェンス、曝気設備等） ●節水機器普及 ●浄水場における自家発電装置等の整備・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●渇水対策としての導水、排水管理システムの導入 ●下水再生水、中水、雨水等の利用 ●地下水塩水化防止対策 ●都市河川の良好な水辺や緑地空間の形成、ヒートアイランド対策 ●森林の整備・保全 ●治水容量と利水容量を振り替えるダム群の再編
法制度	○水運用の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○地盤沈下抑制等のための深層地下水の揚水規制 ○排水水質の規制
経済的手法	○渇水時に地域で柔軟に水を融通し合う仕組みの導入	<ul style="list-style-type: none"> ○水利権の再配分 ○深層地下水の利用制限における課徴金制度等の経済手法による間接的な地盤沈下抑制等
情報整備	○渇水情報の発信	○水道原水水質特性の総合評価とこれに適した浄水プロセスの選定
普及啓発	○節水意識の向上	○需要マネジメントによる節水型社会の構築

<水災害・沿岸の例>

	短期的影響の防止・軽減に資する施策	中長期的影響の防止・軽減に資する施策
技術	<ul style="list-style-type: none"> ●河道や堤防、防波堤・防潮堤の整備、洪水調整施設、下水道施設の整備 ●治山施設の整備 ●危険区域（浸水想定区域）における堤防の補強、老朽化対策の実施 ●建築物の強化・嵩上げ ○避難場所の整備 ○現状での防護水準等の把握 ○災害リスクの評価 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害リスク評価に基づいた施設整備・能力向上の実施 ○気候変動を考慮した土地利用規制変更に基づいた対策（住居移転など）の実施 ●避難場所の整備 ○継続的な対策技術の研究開発

	短期的影響の防止・軽減に資する施策	中長期的影響の防止・軽減に資する施策
	<ul style="list-style-type: none"> ○津波・高潮・内水ハザードマップの策定 ○施設管理者の保守点検能力向上 ○水門・陸閘等の操作体制の高度化 ○対策技術の研究開発 	
法制度	<ul style="list-style-type: none"> ○災害危険区域の指定による土地利用規制 	<ul style="list-style-type: none"> ○河川や海岸の背後地域における土地利用規制の変更 ○危険区域（浸水想定区域）における建築行為の禁止や移転を義務付ける法律整備
経済的手法	<ul style="list-style-type: none"> ○地方整備局・国総研・土研・自治体・民間の連携によるインフラの早期復旧 ○浸水保険制度などの整備 ○災害復旧基金や補助金の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水保険制度の整備
情報整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップや水害痕跡の情報提供 ○災害リスクの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害リスクの情報提供
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織の整備 ○観測情報や被害予測などの情報の提供 ○防災教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○観測情報や被害予測などの情報の提供 ○防災教育の実施

＜自然生態系分野の例＞

	短期的影響の防止・軽減に資する施策	中長期的影響の防止・軽減に資する施策
技術	<ul style="list-style-type: none"> ●ビオトープの創出、保全、再生 ●マツ枯れ等森林被害防除対策 ●シカ防護柵等の被害防除対策 ●河川・湖沼・海域への流入汚濁負荷物削減対策（下水道整備、浄化槽設置、農業集落排水施設整備等） ●河川・湖沼の水質浄化対策（植生浄化、底泥のしゅんせつ等） ●魚道の設置等による連続性の確保 ●水生生物に配慮した護岸の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●エコロジカル・ネットワークの形成 ●針広混交林等多様な森林の整備・保全 ●河畔林の整備、保全による生物の異動空間確保 ●多自然川づくりの推進による生物の避難場所確保 ●動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生（水生生物） ●沿岸水際線での緑地整備、ネットワーク化 ●砂浜の保全、再生
法制度	<ul style="list-style-type: none"> ○特定鳥獣保護管理計画に基づく狩猟期間の延長や捕獲等によるシカ等の個体数管理 ○脆弱性の高い場所（高山帯等）での観光者の行為制限 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種保護・保全地域（県立自然公園保護地区、風致地区、自然環境保全地域、森林生態系保護地域、特別緑地保全地区等）の設置、見直し
経済的手法	<ul style="list-style-type: none"> ○高山帯等観光地での課金制度による入込数制限 	<ul style="list-style-type: none"> ○シカ資源活用・市場形成によるシカ捕獲数の維持
情報整備	<ul style="list-style-type: none"> ○マツ枯れ危険度マップの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林生態系の動態に関するモニタリング ○マツ枯れの防除指針の作成 ○シカ生息頭数モニタリング調査、分布状況の把握 ○生物季節のモニタリング
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○高山植物や湿原への踏圧軽減の意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○生物季節のモニタリング結果の周知 ○生物季節の自治体間連携によるモニタリング（北上種の分布把握など） ○モニタリングに協力可能な知識・技術を有するボランティアの育成 ○サンゴの保全に関する意識啓発

＜食料分野の例＞

	短期的影響の防止・軽減に資する施策	中長期的影響の防止・軽減に資する施策
技術	<ul style="list-style-type: none"> ○高温耐性品種等の導入 ○栽培手法、作期の変更 ○適切な水管理 ●高温障害等を回避する施設の導入 ○暑熱による生殖機能への影響評価 ●畜舎環境制御 	<ul style="list-style-type: none"> ○高温耐性品種等の開発 ○水不足が予測される地域における節水栽培法の開発 ○生殖機能等へのストレス軽減技術の開発 ○種畜の夏期不妊対策技術の開発
経済的手法	<ul style="list-style-type: none"> ○共済システムの活用 	
情報整備	<ul style="list-style-type: none"> ○普及指導員等からの情報収集と整理 ○地球温暖化適応策に係わる情報提供システム（「温暖化ネット」等）の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○温暖化における気象警報の発信システムの開発
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○普及指導員等への指導 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○農家に対する適応策の支援・指導の仕組みづくり ○普及指導員・営農指導員への情報提供・人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○魚類の回遊経路、漁場形成に合わせた漁期設定

＜健康分野の例＞

	短期的影響の防止・軽減に資する施策	中長期的影響の防止・軽減に資する施策
技術	<ul style="list-style-type: none"> 【熱中症】 ●熱中症警報システムの整備 【感染症】 ○ワクチン接種 ○媒介動物（蚊など）の防除 	<ul style="list-style-type: none"> 【熱中症】 ●ヒートアイランドを防ぎ、CO₂消費の少ない熱対策を含んだ都市計画 ●上下水道の整備 ●熱中症防止シェルターの整備 【感染症】 ●継続的な感染症の病原体へのワクチン・治療薬の研究開発 ●自然界における病原体検出・評価手法の確立 ○温暖化の病原体増殖に及ぼす影響解明
法制度	<ul style="list-style-type: none"> 【熱中症】 ○熱中症予防条例・制度等の制定 	
経済的手法	<ul style="list-style-type: none"> 【熱中症】 ○熱中症の可能性の高い地域における、エアコン未設置住宅へのエアコン設置補助 	
情報整備	<ul style="list-style-type: none"> 【感染症】 ○媒介動物の発生状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> 【感染症】 ○感染症に係るサーベイランス ○殺虫剤抵抗性の出現状況調査等 ○継続的な媒介動物、海水中の細菌数等の各地域における調査
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 【熱中症】 ○保健指導マニュアルの普及 ○高齢者世帯等への指導（ポスターの配布、介護制度の活用） ○職場・学校での取組の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 【感染症】 ○媒介動物の防除に対する情報提供

<全分野共通の例>

	短期的影響の防止・軽減に資する施策	中長期的影響の防止・軽減に資する施策
技術	<ul style="list-style-type: none"> ●モニタリング機器やモニタリング体制の整備・拡充・高度化 ●気候変動・影響予測精度の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●モニタリング機器やモニタリング体制の整備・拡充・高度化 ●気候変動・影響予測精度の向上

(2) 相乗効果の発揮、社会・環境その他の分野への悪影響の防止

- ・ 適応の視点の組み込みに際しては、各分野内さらには他の分野への相乗効果を発揮するような適応策を特に積極的に推進する。同時に、社会・環境その他の分野に悪影響を及ぼすことがないように十分配慮する。以下に、相乗効果を発揮する例、悪影響を及ぼしうる例を示す。

【相乗効果を発揮する例】

- ・ 森林・緑地の整備・保全（生物の移動・避難場所の確保、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、アメニティの向上等に資する適応策としての効果とともに、二酸化炭素の吸収等の効果を有する）
- ・ 雨水、再生水の有効利用（渇水被害の軽減に資する適応策としての効果とともに、水資源の有効利用、水供給における二酸化炭素排出削減などの効果を有する）
- ・ 建物の断熱化（熱中症の予防や夏の暑さによる不快感の軽減に資する適応策としての効果とともに、冷暖房削減による二酸化炭素排出削減の効果を有する）

【悪影響を及ぼしうる例】

- ・ 採用する適応技術が、内容によっては従来と比べて多くのエネルギー（化石燃料）を用いる等、二酸化炭素排出の増加につながる可能性がある。このような場合、より二酸化炭素排出の少ない類似の技術を採用するなど、可能な限り二酸化炭素排出の低減に努める必要がある。
- ・ 危険性に応じた土砂災害対応施設の整備が、内容によっては周辺の生態系に悪影響を及ぼす可能性がある。このような場合、可能な限り求められる施設能力に対応しつつ、生態系への影響も少ない施設整備のあり方を慎重に検討する必要がある。

(3) 適応策の総合化

- ・ 適応策は、我が国が現在抱えている少子高齢化その他の社会経済的課題に対する十分な認識の下に導入されて初めて効果的なものとなる。当面は、短期的影響の防止・軽減が最優先課題であるが、気候変動に対する適応を新たな社会創出の「機会」と捉え、地域・社会づくりを含む総合的視野、長期的視野の下、安全・安心でより豊かな暮らしのできる国土づくりを目指す視点も必要になる。
- ・ このような考え方に基づく社会インフラの強化について、総合科学技術会議タスクフォース報告書では、「グリーン社会インフラ」として定義し、都市構造のコンパクト化、安全・安心の保証、健康長寿への配慮等を軸として気候変動に柔軟に適応しつつ、活発な生産活動と豊かな生活を供給する都市構造への転換を図っていく必要があるとしている。

資料編

1. 参考情報・情報源情報の一覧

1.1 海外の参考情報・情報源情報

※国名アルファベット順

名称	分野	策定年	作成者	出典サイト
Adapting to Climate Change in Australia	全般	2010	Department of Climate Change and Energy Efficiency, Australia	http://www.climatechange.gov.au/en/government/adapt.aspx
Local Government Climate Change Adaptation Toolkit	全般、自治体	2009	International Council for Local Environmental Initiatives – Australia/New Zealand Limited	http://www.iclei.org/fileadmin/user_upload/documents/ANZ/CCP/CCP-AU/Projects/AI/AdaptationToolkit/Toolkit_CCPAdaptation_Final.pdf
Facilitating Adaptation to a Changing Climate in Canada	全般	—	Climate Change Impacts and Adaptation Division (CCIAD), Canada	http://www.adaptation.nrcan.gc.ca/facilitat_e.php
Adapting to Climate Change: An Introduction for Canadian Municipalities	全般、自治体	2006	Canadian Climate Impacts and Adaptation Research Network, Canada	http://www.c-ciarn.ca/pdf/adaptations_e.pdf
Changing Climate, Changing Communities: Guide and Workbook for Municipal Climate Adaptation	全般、自治体	2010	ICLEI Canada	http://www.iclei.org/index.php?id=11710
White Paper on adapting to climate change	全般	2009	EU	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52009DC0147:EN:NOT
Impact assessment on the White Paper on adapting to climate change	全般	2009	EU	http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52009SC0387:EN:NOT
Finland's National Strategy for Adaptation to Climate Change	全般	2005	Ministry of Agriculture and Forestry, Finland	http://www.mmm.fi/en/index/frontpage/ymparisto/ilmastopolitiikka/ilmastomuutos.html
Evaluation of the implementation of Finland's National Strategy for Adaptation to Climate Change 2009	全般	2009	Ministry of Agriculture and Forestry, Finland	http://www.mmm.fi/attachments/mmm/julkaisut/julkaisusarja/2009/5IEsngZYQ/Adaptation_Strategy_evaluation.pdf

名称	分野	策定年	作成者	出典サイト
German Strategy for Adaptation to Climate Change	全般	2008	Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), Germany	http://www.bmu.de/english/climate/downloads/doc/42841.php
National Programme on Climate Adaptation and Spatial Planning: National adaptation strategy – policy memorandum	全般	2008	Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment (VROM), the Netherlands	https://www.maakruimtevoorklimaat.nl/fileadmin/user_upload/Documenten/PDF/Engelstalige_documenten/resume_nat._adaption_strategy_ENG.pdf
Hotspots Definition Study, 2010	全般	2010	Climate changes Spatial Planning:, the Netherlands	http://climatechangesspatialplanning.climateresearchnetherlands.nl/nl/25222852-Adaptation.html
Adapting to climate change	全般	—	Department for Environment, Food and Rural Affairs, UK	http://ww2.defra.gov.uk/environment/climate/adapting/
Adapting to Climate Change: Guidance notes for NI188 (Version 1.8)	全般、自治体	2010	Local and Regional Partnership Board, UK	http://www.defra.gov.uk/corporate/about/with/localgov/indicators/documents/ni188-guidance.pdf
Adapting to Climate Change: Local areas' action (リバプールの事例を含む)	全般、自治体	2009	Local and Regional Partnership Board, UK	http://www.cagconsultants.co.uk/resources/climate-change-case-study/Adapting_to_Climate_Change_Local_Areas_Action_June09.pdf
Climate Change - Health and Environmental Effects - Adaptation	全般	—	U. S. Environmental Protection Agency, USA	http://www.epa.gov/climatechange/effects/adaptation.html
Climate Change Adaptation Task Force	全般	—	The Whitehouse, USA	

1.2 国内の参考情報・情報源情報

分野	名称	策定等年月	策定者等	出典サイト
取組 総合的・分野横断的な	温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート「日本の気候変動とその影響」	2009年 10月	文部科学省、 気象庁、環境省	http://www.env.go.jp/earth/ondanka/knowledge.html
	地球環境研究総合推進費戦略的研究プロジェクト「温暖化影響総合予測プロジェクト」	2009年 5月	環境省地球 環境局	http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11176
	地球観測システム構築推進プラン	2005～2010 年度	文部科学省 研究開発局	http://www.jamstec.go.jp/ior/gc/harimau/HARIMAU_jp.html

分野	名称	策定等年月	策定者等	出典サイト
	21 世紀気候変動予測革新プログラム	2007～2011年度	文部科学省 研究開発局	http://www.jamstec.go.jp/ka/kushin21/jp/kakushin.html
	HPCI 戦略プログラム	2009～2015年度	文部科学省 研究振興局	http://www.ciss.iis.u-tokyo.ac.jp/supercomputer/
	気候変動への適応策策定に資するための気候・環境変化予測に関する研究	2010～2014年度	気象庁気象研究所	http://www.mri-jma.go.jp/Dep/cl/cl4/project22/22-sjisl.htm
	気候変動への賢い適応 ―地球温暖化影響・適応研究委員会報告書―	2008年 6月	環境省地球環境局	http://www.env.go.jp/earth/ondanka/rc_eff-adp/index.html
	気候変動に適応した新たな社会の創出に向けた技術開発の方向性	2010年 1月	内閣府総合科学技術会議	http://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/kikoutf/torimatome.pdf
	データ統合・解析システム (DIAS)	2006～2010年度	文部科学省 研究開発局	http://www.editoria.u-tokyo.ac.jp/dias/
	気候変動適応戦略イニシアチブ	2010年度～	文部科学省 研究開発局	http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/1289870.htm
食料分野の取組	地球温暖化対策研究戦略	2008年 7月	農林水産省	http://www.s.affrc.go.jp/docs/ondanka_s.htm
	平成 21 年地球温暖化影響調査レポート	2010年9月	農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/index.html
	農林水産省地球温暖化対策総合戦略	2007年 6月	農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/kanko/kankyo/seisaku/s_ondanka/senryaku.html
	品目別地球温暖化適応策レポート	2007年 6月	農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/index.html
取組 自然生態系分野の	モニタリングサイト 1000	2002年3月～	環境省自然環境局	http://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html
	生物多様性国家戦略 2010	2010年 3月	環境省自然環境局	http://www.env.go.jp/nature/biodic/nbsap2010/index.html
	生物多様性ちば県戦略	2008年 3月	千葉県	http://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/keikaku/kankyouseikatsu/tayousei.html
水環境・水資源分野の取組	「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的水資源マネジメント」について (中間とりまとめ)	2008年 5月	国土交通省 土地・水資源局	http://www.mlit.go.jp/report/press/water01_hh_000002.html
	総合水資源管理について (中間とりまとめ)	2008年 10月	国土交通省 土地・水資源局	http://www.mlit.go.jp/report/press/water01_hh_000020.html
	下水処理水の再利用のあり方を考える懇談会報告書 新たな社会的意義を踏まえた再生水利用の促進に向けて	2009年 4月	国土交通省 都市・地域整備局	http://www.mlit.go.jp/report/press/city13_hh_000064.html
	水道ビジョン (2008年改訂)	2008年 7月	厚生労働省 健康局	http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/vision2/index.html
の野分	大規模水害対策に関する専門調査会報告書	2010年 4月	中央防災会議	http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/suigai/index.html

分野	名称	策定等年月	策定者等	出典サイト
	内水ハザードマップ作成の手引き(案)	2009年 3月	国土交通省 都市・地域整備局	http://www.mlit.go.jp/report/press/city13_hh_000040.html
	水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について(答申)	2008年 6月	国土交通省	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyoku_keikaku_gaiyou/kikouhendou/index.html
	地球環境の変化に伴う水災害への適応	2008年 6月	日本学術会議 他	http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t58-5.pdf
	中小河川における局地的豪雨対策WG報告書	2009年 1月	国土交通省 河川局	http://www.mlit.go.jp/river/s_hinngikai_blog/tyusyokasen_gouuWG/index.html
	「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方」答申	2009年 3月	国土交通省 港湾局	http://www.mlit.go.jp/report/press/port07_hh_000015.html
健康分野の取組	熱中症予防情報サイト	-	環境省水・大気環境局	http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/
	熱中症患者速報	2004年度～	国立環境研究所	http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/spot/index.html
	熱中症環境保健マニュアル2009	2009年 6月	環境省環境保健部	http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/manual.html
	熱中症関係府省庁連絡会議	2007年～	消防庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁、環境省	http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/index.html
地方公共団体等、地域レベルの取組	緊急レポート 地球温暖化の埼玉県への影響2008年版	2008年	埼玉県環境科学国際センター	http://www.pref.saitama.lg.jp/page/911-20091224-1423.html
	長野県における地球温暖化現象の実態に関する調査研究報告書	2008年	長野県環境保全研究所	http://www.pref.nagano.jp/xseikan/khozen/junkan/ondanka.htm
	地球温暖化による地域社会の変動予測	2010年 3月	全国知事会	http://www.nga.gr.jp/news/2010/post-546.html
	埼玉県地球温暖化対策推進条例	2009年 3月	埼玉県	http://www.pref.saitama.lg.jp/page/ontaijourei.html
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(地球温暖化対策実行計画)	2009年 2月	埼玉県	http://www.pref.saitama.lg.jp/page/ontaikeikaku.html
	東京都環境基本計画	2008年 3月	東京都	http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2008/03/70i3v200.htm
	C40気候変動東京会議	2008年 10月	東京都	http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2008/06/20i6a100.htm

2. 日本において将来予測される気候変動とその影響の一例

2.1 気候変動の一例

気候変動の一例を以下に示す。

※「将来予測される影響の程度」欄は、温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート「日本の気候変動とその影響」（2009年10月、文部科学省・気象庁・環境省）p.25～37より作成。

項目	将来予測される影響の程度 (影響の大きさ)	不確実性の特徴と程度 (起こる可能性)
年平均気温	<ul style="list-style-type: none"> 20世紀末（1980～1999年）から21世紀末（2090～2099年）までに、最良推定で4.0℃（A2シナリオ） 3.2℃（A1Bシナリオ） 2.1℃（B1シナリオ） 上昇すると予測されている。 いずれのシナリオでも世界平均（3.4℃、2.8℃、1.8℃）を上回ることが示されている。 地域別³には、気温の上昇の程度が地域により異なり、高緯度地域で昇温が大きい。また、夏季に比べて冬季の昇温が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 予測に用いられる複数のシナリオは、それぞれ人類がどのような社会経済を築いていくか、将来の姿を想定したものであり、シナリオによって、予測の値は異なる。また、ここで予測に用いられているシナリオは、基本的に、将来、「緩和策が講じられないケース」での予測である。したがって、緩和策がとられれば、その程度に応じて、予測される気温上昇の程度も変わる。 特定のシナリオでも、気温上昇の予測には幅がある。これはモデルの不確実性によるものであり、同じシナリオでも、炭素循環や雲のふるまいなどに不確実な部分があるために、気候モデルが予測する気温上昇がばらつくことを示している。左記の4.0℃、3.2℃、2.1℃という予測値も、シナリオごとの最良推定（多数のモデルの平均値）であり、各シナリオの予測値にはばらつきがある点に注意が必要である。IPCCでは、世界平均気温について、各シナリオに対する最良推定値の-40%～+60%の値の幅を「可能性の高い予測幅」（66%信頼区間）としている。日本平均などの地域毎の予測値は、さらに大きな幅を持つと考えられる。 ここでの予測は100年後の予測であるが、10～20年後など、より短期的には、外部要因によらない気候の自然変動の影響が相対的に大きい。火山の噴火や太陽活動の変動も、地球の平均気温に影響を及ぼす可能性がある。したがって、例えば、10年後の予測値が、単純に100年後の予測値の10分の1程度になるとは限らない点に注意が必要である。
真夏日 (日最高気温が30度以上の日)	<ul style="list-style-type: none"> 20世紀末から21世紀末までに、10～40日程度増加すると予測される（予測値の幅は、シナリオA2,A1B,B1の最良推定に基づく）。 地域別には、特に関東地方と近畿地方以南での増加が大きいと予測される。 	
猛暑日 (日最高気温が35度以上の日)	<ul style="list-style-type: none"> 20世紀末から21世紀末までに、数日～20日程度増加すると予測される（予測値の幅は、シナリオA2,A1B,B1の最良推定に基づく）。 地域別には、特に関東地方と近畿地方以南の低地部で増加が大きいと予測される。 	
熱帯夜 (夜間の最低気温が25度以上のこと)	<ul style="list-style-type: none"> 20世紀末から21世紀末までに、10～40日程度増加すると予測される（予測値の幅は、シナリオA2,A1B,B1の最良推定に基づく）。 地域別には、特に関東地方と近畿地方以南での増加が大きいと予測される。 	
冬日 (日最低気温が0度未満の日)	<ul style="list-style-type: none"> 20世紀末から21世紀末までに、25～40日程度減少すると予測される（予測値の幅は、シナリオA2,A1B,B1の最良推定に基づく）。 地域別には、特に、本州の山間部や東北地方、北海道で減少が大きい。一方、も 	

³水平解像度の高い地域気候モデルによる日本各地の予測結果（単一の地域気候モデルによるA2シナリオ予測結果）。以下、「7月の降水量」まで同様。「降雪量」は単一の地域気候モデルによるA1B、B1シナリオ予測結果。

項目	将来予測される影響の程度 (影響の大きさ)	不確実性の特徴と程度 (起こる可能性)
	ともと冬日の少ない九州などの温暖な地域では冬日の減少も小さい。	
年降水量	・ 20 世紀末から 21 世紀末までに、A2,A1B,B1 のいずれのシナリオにおいても、平均的に 5%程度増加する傾向を示している。	<ul style="list-style-type: none"> 降水量についても、上記の気温に関する不確実性の特徴と同様のことがいえる。 降水量は、気温に比べ、予測の不確実性と自然変動がさらに大きい点に注意する必要がある。 「大雨の日数が増加する」という予測は、温暖化による大気中の水蒸気量の増加により主として説明できるため、長期的な傾向としては比較的信頼性が高いと考えられる。
大雨 (日降水量が 100mm 以上の日)	・ ほとんどの地域で増加すると予測される。	
1 月の降水量	・ 増加する地域と減少する地域がある。	
7 月の降水量	・ 増加する地域が多いが減少する地域もある。	
降雪量	・ 北海道を除く地域で減少する。この理由は、東北以南では温暖化に伴って雪ではなく雨として降る場合が増える一方、北海道では温暖化しても雪が降るには十分に寒冷なため、温暖化による大気中の水蒸気量の増加により、降雪量が増加するものと考えられる。	
台風の規模・頻度	<ul style="list-style-type: none"> 将来の地球温暖化に伴って発生する熱帯低気圧の総数は減るものの、全球的に「非常に強い(最大風速 44m/s 以上)」熱帯低気圧(台風を含む)の数が増えることや、熱帯低気圧に伴う雨が強くなる傾向が予測されている。 このような傾向は、温暖化の程度が大きい(海面水温の上昇が大きい)場合に、より顕著であると予測される。 	<ul style="list-style-type: none"> 全球的には、左記のように、強い熱帯低気圧の数が増えることが予測されているが、日本への上陸数・接近数等が将来どのようになっていくかについてはまだほとんどわかっていない。また、熱帯低気圧の規模・頻度については、年々の変動も大きい点に注意が必要である。
年平均海面水位	<ul style="list-style-type: none"> 世界平均では、20 世紀末から 21 世紀末までに、0.18m(B1 シナリオ下限)～0.59m(A1FI シナリオ上限)の上昇と予測されている。ただし、海面水位の上昇は、海水密度や海洋循環の違いのため、海域によって大きさが異なり、日本周辺の海域では、世界平均に比べて+0.05～+0.10m 大きくなると予測されている(A1B シナリオの場合で、多数のモデルの平均値)。 	<ul style="list-style-type: none"> 海面水位上昇の予測において、左記の値には、炭素循環フィードバック^{*1}の不確実性と、氷床流出の変化^{*2}が考慮されていない。これらを考慮すると、さらに大きな海面上昇が予測される可能性がある。 過去 100 年の日本沿岸の海面水位には約 20 年周期の変動(振幅 0.04m 程度)が顕著であるが、ここで示した予測には 20 年周期の変動は考慮されていない。したがって、日本周辺の海面水位上昇予測には、この周期変動を予測の不確実性として加味する必要がある。 *1 炭素循環フィードバック：温暖化により陸上生態系や海洋による二酸化炭素の吸収量が変化することで、温暖化が促進(または抑制)される効果。 *2 氷床流出の変化：温暖化で氷の表面が融解し、氷河の割れ目を伝って地表との隙間に流れ出た水が潤滑油の働きをしたり、棚氷の崩壊により支えがなくなるなどして、氷床の流出がますます加速されること。

2.2 気候変動の影響の一例

気候変動の影響の一例を以下に示す。

※温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート「日本の気候変動とその影響」（2009年10月、文部科学省・気象庁・環境省）p.46～53より作成。

分野	将来予測される影響の程度 (影響の大きさ)
水環境・水資源	<ul style="list-style-type: none"> 降水量の年ごとの変動が大きくなっている傾向が見られる。これは、渇水と洪水のリスクが同時に高まっていることを示している。 将来は、これらのリスクの増大が予測される。河川の流量は、地表到達水量によって影響を受ける。地表到達水量の現在と100年後の予測の比較（国土交通省、2007）によれば、3～6月には、多くの地域で地表到達水量の減少が予測されており、稲作における移植活着期などの農業用水の需要期に河川の流量が減少し、春先以降の水利用に大きな影響が生じることが考えられる。 大雨や渇水による河川水質の悪化、大雨等による濁質の流入、水温上昇による蒸発量の増大、湖沼・貯水池の全循環の停止等により、湖沼・貯水池の水質が悪化し、生態系や水道原水等に影響を及ぼすことが予測されている。
水災害・沿岸	<ul style="list-style-type: none"> 大雨による河川災害、土砂災害、浸水被害等、また高潮の被害等が発生しており、これらの被害の拡大が予測されている。 全球気候モデルMIROCを用いて（排出シナリオ：SRES A1B）、海面上昇と台風強度を変化させて西日本における2100年の高潮浸水域を予測した結果（温暖化影響総合予測プロジェクトチーム、2008）によれば、高潮による浸水の危険があると推定される場所は、閉鎖性海域の沿岸部で、これまで相対的に海岸の防護水準が低かった地域である。同じくMIROCと排出シナリオSRES A1Bを用いた2100年の三大湾（東京湾、伊勢湾、大阪湾）における高潮による浸水深度の予測結果（温暖化影響総合予測プロジェクトチーム、2008）によれば、高潮に脆弱な地域は、東京南部沿岸、名古屋港内、大阪中南部沿岸に多く、比較的古くに開発された埋立地とその周辺である場合が多いと考えられる。 河川については、将来の記録的な大雨の増加等に伴って、例えば東北地方では、これまで100年に1度の頻度で発生する洪水が、約30年に1度の頻度で発生するなど、洪水・はん濫の危険性が増加することが予測されている。 被害コストについて、降雨強度の増大と強い雨の頻度の増加による洪水と土砂災害被害については、1981～2000年の日平均降水量を100とし、日平均降水量が101、107、113になるとき、浸水被害コストはそれぞれ1.3、4.9、8.3兆円/年、斜面崩壊被害コストはそれぞれ0.6、0.58、0.94兆円/年になると試算されている（温暖化影響総合予測プロジェクトチーム、2009）。 高潮浸水被害については、三大湾については、最大級の台風が来襲したときの1回あたりの被害として、1981～2000年と比較した海面上昇が約7、12、24cmであるとき、高潮浸水人口がそれぞれ11、17、35万人、高潮浸水面積がそれぞれ24、39、72km²と予測され、これに伴う被害コストが0.2、0.4、2.3兆円と試算されている。また、西日本については、年あたりの被害として、同様に約7、12、24cmの海面上昇に対し、高潮浸水人口がそれぞれ12、21、44万人、高潮浸水面積がそれぞれ61、102、207km²と予測され、これに伴う被害コストがそれぞれ2.0、3.5、7.4兆円と試算されている（温暖化影響総合予測プロジェクトチーム、2009）。 海面上昇に伴う砂浜の喪失については、約7、12、24cmの海面上昇に対し、日本の砂浜面積がそれぞれ13、23、47%喪失すると予測され、これに伴う被害コストがそれぞれ121、208、430億円/年と試算されている（温暖化影響総合予測プロジェクトチーム、2009）。
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の影響と見られる例が数多く報告されている。生物や生態系の分布が北方あるいは高標高域に変化する現象（高山植物群落の衰退、冷水魚の分布の縮小、チョウの分布の北上など）、生物の活動の変化（サクラの開花、紅葉、鳥の産卵時期などの変

分野	将来予測される影響の程度 (影響の大きさ)
	<p>化)、サンゴの白化などが、最近数十年間で顕著になっている。温度条件の変化による影響だけでなく、とくに積雪量の変化による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 湿原の乾燥化は気候変化の影響と考えられている。地域気候モデル RCM20 (排出シナリオ: SRES A2) と全球気候モデル MIROC (排出シナリオ: SRES A1B) による2つの気候予測ケースを想定した場合、現在ブナ林が分布する地域における適域 (分布確率が0.5以上) は、2031~2050年には65%と44%に、2081~2100年には31%と7%に、それぞれ減少すると予測されている (温暖化影響総合予測プロジェクトチーム、2008)。いずれの場合でも、適域がほとんどなくなる西日本や本州太平洋側では、ブナ林の消滅する危険性が高いと考えられ、ブナ林の成立に適さなくなった地域は、徐々に樹種の交替が進むと考えられる。 ・ マツ枯れについて、1981~2000年においてマツ枯れ危険域ではなかったマツ分布地域のうち危険域となる割合は、1981~2000年からの気温上昇が約1.0℃で16%、約1.7℃で28%、約3.2℃で51%にまで増加すると予測されている (温暖化影響総合予測プロジェクトチーム、2009)。 ・ サクラの開花は気温条件と強い相関がある。20世紀末 (1981~2000年) と比較した21世紀末 (2082~2100年) におけるサクラの開花日について、東・北日本ではサクラの開花が早くなる地域が多く、開花時期の変動が大きくなり、平均すると約2週間 (14.5日) 早まるという予測例がある (清水ら、2007)。
食料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業では、コメの高温による白未熟粒 (白濁した玄米) や胴割れ (コメに亀裂が生じること)、収量の減少、果樹の着色不良 (ミカン、ブドウなど)、家畜では乳量や乳成分の低下、肉質の低下、繁殖成績の低下等の発生が報告され (農林水産省、2009 ほか)、水産業では、九州周辺海域における南方系海草類の増加や、秋季の水温低下の遅れに伴うノリ養殖の遅れ等が報告されている。 ・ 全球気候モデル MIROC を用いて (排出シナリオ: SRES A1B)、気温上昇や大気中二酸化炭素濃度の上昇等によって、将来のコメ収量がどのように変化するかを予測した結果 (温暖化影響総合予測プロジェクトチーム、2008) によれば、移植時期の変更などの対策を行わない場合に、2046~2065年には現在 (1979~2003年) と比べて、北日本では収量が増加し、西日本では現在とほぼ同じかやや減少すると予測されている。また、2081~2100年には、気候変動の影響が強まり、コメ収量の減少傾向が中国・九州で強まると予測されている。さらに、雪どけ時期の水資源量の変化や病害虫の影響等の要因を考慮すると、収量増加と予測された地域においても収量減少となる可能性が示唆されている。 ・ 果樹では、リンゴは、気温上昇が3℃を超えると北海道のほぼ全域が栽培適地となるが、東北地方中部の平野や関東地方以南では栽培不適となることが予測されている。ウンシュウミカンは、気温上昇が3℃を超えると、栽培適地は東北地方南部の沿岸域まで広がる一方、現在の主要産地の多くが栽培に不適な地域となることが予測されている。 ・ 水産業への影響では、トラフグの養殖適地が北上し、北陸、東北地方でも養殖が可能となることが予測されている (桑原ら、2006)。2050年には、海面水温の上昇によるサンマ漁場の北への移動と漁期の遅れ、成魚の小型化 (体重10g減少)、回遊経路の変化による産卵量の増加が予測されている (伊藤ら、2010)。
健康	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本では、多くの都市で2007年に過去最大の熱中症患者数 (救急搬送数) を記録するなど、熱中症患者の増加が報告されている。また、 Dengue 熱等を媒介する蚊であるヒトスジシマカの分布について、1950年は栃木県が分布北限であったが、その後北上し、2000年代には東北北部にまで分布拡大したことが確認されている (Kobayashi, M. et al., 2008)。 ・ 将来、気温、特に日最高気温が上昇するに伴い、熱ストレスによる死亡リスクや熱中症患者数が急激に増加し、とりわけ高齢者へのリスクが大きくなると想定されている。熱ストレスによる死亡リスクは、1981~2000年と比較して約1.0℃の気温上昇で1.6倍、約1.7℃の上昇で2.2倍にまで増大し、これによる被害コスト49はそれぞれ274億円/年、529億円/年と試算されている (温暖化影響総合予測プロジェクトチーム、2009)。

分野	将来予測される影響の程度 (影響の大きさ)
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症媒介生物についても、デング熱等の媒介蚊であるヒトスジシマカの国内での分布域拡大や、ネッタイシマカの新たな侵入が予測されている。また、気候変動により海外で感染症が発生・流行すると、渡航により感染する等、日本にも影響が波及することも考えられる。
国民生活・ 都市生活	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の国民生活への影響としては、浸水災害等による家屋の被害、熱中症等による健康への影響、渇水等の水不足、産業への影響による収入の低下、熱帯夜による不快感、観光資源や文化財への被害等が挙げられる。 ・他分野で言及されていない具体的な事項としては、気温上昇に伴うエアコン使用時間の増加による家計負担の上昇、四季に応じた食生活や自然景観の変化、観光やスポーツ、レクリエーションの機会の減少、桜開花時期の変化等による伝統行事への影響等が考えられる。 ・例えば、日本でも諏訪湖の「お神渡り」で「明海（結氷なし）」や「お神渡りなし」が1951年以降急増しているなど、気候変動の影響は伝統行事にも波及している。また、雪不足等によるウィンタースポーツへの影響も確認されている。日本のスキー場では、気温が3℃上昇すると、北海道と標高の高い中部地方以外では、ほとんどのスキー場で利用客が30%以上減少するという予測例がある。

3. 海外及び国内の取組状況

3.1 主要先進国等の適応戦略等

主要先進国等（イギリス、アメリカ、EU、オランダ）の適応戦略等の概要を以下に示す。

イギリス

「英国の気候変動適応 - 行動枠組」

(Adapting to climate change in England - A Framework for Action)

事務局：環境食糧農村省（DEFRA）内閣府はじめ 15 省庁等

策定年月：2008.7 （全 52 頁）

◆はじめに

◆気候変動の影響

- ・イギリスの将来気候シナリオ（UKCIP08）により予測された将来影響について紹介。
- ・影響を受けやすい分野の提示（インフラ、公共サービス、健康管理、家庭、自然環境、農林業（土地に依存する経済）、より広い経済）

◆行動の必要性

- ・気候変動による変化への適応の必要性
- ・適応と緩和の双方の必要性や相互の影響・関係性（例：将来の気候をふまえた再生可能エネルギー利用の取組実施の必要性）
- ・適応のコストやタイムスケールに関する考え方（費用対効果を考慮すると事象により異なるタイムスケールでの対応が必要。例えば、来年栽培すべき農産物の検討と 100 年もつ資産への投資とでは異なるアプローチが必要。）
- ・不確実性の問題（不確実性は不可避、必ずしも正確に予測できる訳ではない。）
- ・脆弱性と回復力（脆弱性は影響を受ける側の特徴と関係する。対処する能力を確実に高めることで回復力が構築される。）
- ・適応のあるべき姿（適応は、全ての組織のリスク管理や経営計画の一部であるべき、等）の説明。

※適応の定義については IPCC AR4 の定義を参照。

◆ACC プログラム：フェーズ 1（2008-2011）

◇証拠の準備

- ・気象庁、ハドレーセンター、UKCIP など主要な研究組織による取組を継続的に包括する。
- ・各分野（洪水、生物多様性、運輸、インフラ等）の気候変動リスク評価と、リスクのコスト-効果の分析を行う。

◇意識啓発

- ・UKCIP によるツール開発（適応ウィザード：脆弱性の判定・鍵となるリスクの特定・適応戦略開発の支援、ビジネス評価ツール：特定のビジネス又はセクターへの影響の把握、地域気候変動プロファイル：地方組織が気候についてより良く理解するための資源）
- ・公的機関によるリスク評価と行動計画策定のためのガイダンスを用意する。
- ・地域・地方レベルの行動の重要性に言及。主要な組織タイプごとに求められる役割と位置づけを整理。

◇適応をあらゆる政策や投資判断に取り込んでいく（embedding adaptation）ための考え方と手段を紹介。

◇適応進捗の確保と測定

- ・適応の成功の程度を示す指標の重要性、適用可能な既存の指標例の検討（自治体の適応指標の考え方も紹介）について説明。
- ・政府による適応の取組に関する定期的な議会報告、成果の公表について言及。

◆パートナーシップによる取組

- ・一般、第三セクター、企業との協力の重要性を強調。

◆結論

【参考】 ・2008.11月にClimate Change Act（気候変動法）が成立・施行。

最近の動向

- ・2010年3月に、各省庁より気候変動による主要なリスクと優先順位とを示した適応計画（Departmental Adaptation Plan）が提出された。
- ・以下に、一例として、コミュニティー・地方自治省（Department for Communities and Local Government（CLD））が提出した適応計画「Communities and Local Government Department Adaptation Plan」の要点を示す。
- ・CLDの役割は自治体の取組支援であり、気候変動への適応についても、関係省庁と連携しつつ自治体の適応活動を支援していく。
- ・適応に関する横断的課題として、①地元のリーダーシップ支援、②建築物の適応、③地域計画による適応、の3つを挙げ、さらに中核となる気候関連リスクとして、以下の分野を挙げている。
 - － 海岸侵食及び海面上昇
 - － 豪雨と洪水
 - － 降水パターンの変化と干ばつ
 - － 高温と熱波
 - － 極端な気象現象による火災と救助活動への影響
 - － 地方のサービス及び資金の流れに圧力を及ぼす気候影響
- ・これらについて取組むための計画の流れとして、取組むべき範囲（area）、取組の流れ（主な担当主体）、進捗状況、取組が成功した際の姿を、分野ごとに表形式で整理して示している。
（※具体的な適応策の内容等の詳述ではなく、方向性やステップを示すもの）

アメリカ

※戦略については策定中。以下は関連する参考情報

政府による取組

- ・ 2009 年、ホワイトハウスの環境諮問委員会（CEQ）、科学技術政策局（OSTP）及びアメリカ海洋大気圏局（NOAA）が共同で、20 以上の省庁が参加する省庁間気候変動適応タスクフォース（Interagency Climate Change Adaptation Task Force）を設立した。
- ・ 2009 年 10 月、オバマ大統領はこのタスクフォースに対して、1 年以内に国内外における気候変動影響への適応に関する連邦としての勧告を作成するよう指示した。
- ・ 2010 年 3 月に、タスクフォースによる中間報告が公表され、60 日間のパブコメが実施された（2010 年 5 月 18 日現在、316 件のパブコメが寄せられたが、まだ締め切られていない）。
- ・ 中間報告では、気候変動適応の国家戦略に含まれるべきキーとなる要素として、以下の 6 点を挙げている。
 - (1) 適応の意思決定と政策への科学の統合
 - (2) コミュニケーションと能力開発
 - (3) 調整と協力
 - (4) 優先順位づけ
 - (5) 関係省庁の柔軟な枠組
 - (6) 評価
- ・ 2010 年 10 月には、タスクフォースがアメリカの適応に関するアプローチと、省庁がそのために実施している取組をとりまとめ、包括的国家適応戦略策定のための勧告とあわせて大統領に提出する予定である。

【参考①：ケリー・リーパーマン法案（American Power Act Draft）】

2010 年 5 月、上院に提出。全 987 頁。適応に関する内容として以下の点に言及している。

＜適応についての考え方＞

- セクションの表題を「Community Protection from Climate Change Impacts」としており、悪影響からの防御を強調しているようにみられる（適応に関するセクションは Section 6000～6011）。

＜重点取組・課題＞

- 連邦政府の政策として、自然資源の適応を促進するため、「自然資源気候変動適応パネル」を設置し、省庁間の取組を調整する。本パネルは気候変動や海洋の酸性化に対する自然資源の抵抗力を強めるための戦略を策定する。そのため、技術的支援や調査の実施、モニタリングなどのプロセスを関係機関において確立する。さらに、自然資源に関係する各省庁において、国レベルの適応戦略と整合性のある適応戦略を策定する。また各州に対しても、本規定のプログラムが設置する「Natural Resources Climate Change Adaptation Fund」を受け取るための適応計画策定を求める。
- 国際的には、財務長官、環境保護庁長官、商務長官、農務長官の助言を受けつつ、国務長官が「国際気候変動適応及び地球規模安全保障プログラム（International Climate Change Adaptation and Global Security Program）」を設立し、必要とされる支援を補完的に（必要な資金の 40～60%を）提供する。支援対象は、特に脆弱性の高い途上国における適応計画や能力開発、コミュニティによる適応活動、適応に活用できる技術支援などが含まれる。

【参考②：ボクサー・ケリー法案（S. 1733: Clean Energy Jobs and American Power Bill）】

2009 年 9 月、上院に提出。同年 11 月、上院環境・公共事業委員会通過（全 821 頁）。適応に関する内容として以下の点に言及している。

＜適応についての考え方＞

- ワックスマン・マーキー法案とほぼ同様だが、特に脆弱な途上国支援についても規定（Section 324）。

＜短期的な重点取組・課題＞

- 連邦政府の適応取組の効果を高めるため、国家気候変動適応プログラムの策定。また、NOAA 内に国家気候サービスを設立し、データ・情報、予測、警告の整備と普及を国及び地域レベルで実施。
- 他に、ワックスマン・マーキー法案と同様、健康影響に対する戦略行動計画策定、自然資源適応戦略策定などに言及。加えて、水システムの影響緩和と適応、洪水管理、防護、防止、対策プログラムと基金の準備、急増する山火事対策の推進、沿岸域及び五大湖各州の適応プログラム策定等にも言及。

＜中長期的な重点取組・課題＞

- 緩和については「GHG 排出量を 2020 年までに 2005 年比で 20%削減、2050 年までに 2005 年比で 83%削減」との目標等に触れているが、適応に関する取組・課題・目標については記述なし。

【参考③：ワックスマン・マーキー法案（H.R. 2454: American Clean Energy and Security Act）】

2009 年 6 月、下院本会議通過（全 1,428 頁）。適応に関する内容として以下の点に言及している。

＜適応についての考え方＞

- 気候変動影響に関するデータ、情報整備を推進するとともに、適応のための戦略行動計画等を策定する。
- 健康影響、自然資源影響とそれらの適応に重点を置いている。
- 山火事、洪水、干ばつ等の壊滅的な気象事象は、自然資源や野生生物に悪影響を与えるものとして、対応の必要性に言及している。

＜短期的な重点取組・課題＞

- 気候変動研究の継続と省庁間連携調整を規定し、省庁間地球変動研究プログラム（Inter Agency Global Change Research Program）の設立。
- 国家地球変動研究評価計画のアウトラインを本法成立後 1 年以内に、3 年以内に全計画を策定。5 年ごとに計画の改訂。
- 脆弱性評価結果を本法成立後 1 年以内に策定し、5 年ごとに改訂。各州で脆弱性評価を行い、適応計画を策定。
- 2014 年までに健康影響に関する国家戦略行動計画を策定。気候変動影響に対する健康保護・促進のための基金を設立。
- 本法成立後 90 日以内に自然資源気候変動適応パネルを設立し、2 年以内に自然資源適応戦略を策定。1 年以内に政府省庁ごとの自然資源適応計画、2 年以内に各州の自然資源適応計画を策定。気候変動影響への自然資源適応基金を設立。

＜中長期的な重点取組・課題＞

- 緩和については「GHG 排出量を 2020 年までに 2005 年比で 20%削減、2050 年までに 2005 年比で 83%削減」との目標等に触れているが、適応に関する取組・課題・目標については記述なし。

【参考④：影響評価報告（Global Climate Change Impact in the United States）】

- ・適応についての戦略は策定していないが、国レベルの気候変動影響をまとめた評価報告について、「Global Climate Change Impact in the United States」を最新版として 2009.6 に公表している。
- ・主要分野別（水、エネルギー、運輸、農業、生態系、健康、社会）及び地域別に想定される影響を提示。
- ・適応については、囲み記事でいくつか事例紹介があるものの、まとまった記載はない。

EU 適応白書**「White Paper - Adapting to climate change: Towards a European framework for action」****1. はじめに**

- ・気候変動が進行し、影響が生じている中で、適応も既に行われているが断片的である。適時に効果的な適応策を実施するためには、多様なセクターや行政レベルを横断して取り組む必要があることから、より戦略的なアプローチが必要である。
- ・グリーンペーパーから時間をかけて策定した本戦略は、EU 加盟国の活動を補完するものであるとともに、より広い国際的な取組（緩和を含む）を支援するものである。
- ・気候変動影響に対する EU の回復力を高めることは、同時に、例えば省エネ効率向上やグリーン製品導入など、低炭素経済への投資機会も意味する。これは欧州経済復興計画 (European Economic Recovery Plan) の目的のひとつであり、EU が経済危機を克服し、より創造的で知識に基盤を置いた経済に導くための対策の概略をなすものでもある。

2. なぜ EU レベルで適応戦略が必要か？

- ・農業、エネルギー、インフラ、健康など、多様な分野で深刻な影響が予想される。特に脆弱性の高い地域もある。政策決定者は、これらの影響を理解し、最適なレベルの適応を実施することが求められている。グリーンインフラによる自然の回復力を適切に利用することも重要である（例：土壌による貯水量の確保など）。
- ・経済的な側面では、個々の産業や企業はある程度の適応は可能だが、将来予測の不確実性などにより、必ずしも全てに適応できる訳ではない。さらに、適応策がかえって脆弱性を高めてしまう mal-adaptation となるおそれもある。また、適応のコストに関するより具体的な情報も必要である。
- ・適応策は、地域特性に応じて国・地域・地方レベルで実施されるが、これらの取組は EU レベルの統合や調整アプローチにより支援、強化される。特に、影響が国境をまたがるものである場合（河川・海洋・生物地理等）に EU の役割は重要となる。

3. EU 適応枠組の目的と活動

- ・EU 適応枠組は、EU の気候変動影響に対する回復力を向上させることを目的とする。
- ・フェーズ 1 (2009～2012) : EU 適応戦略策定のための基礎的準備。以下の 4 つの柱に注目して取組を進める。①影響とその結果に関する知識ベースの構築、②EU の主要政策分野への適応の統合、③政策手段の組み合わせ（市場ベースの手段、ガイドライン、官民協力）を採用した効果的な適応の実施、④国際的な適応協力へのステップアップ。
- ・フェーズ 2 (2013 年～) : EU 適応戦略の実施スタート
- ・知識基盤の開発、健康・社会政策、農林業、生物多様性・生態系と水、沿岸・海洋、生産システムとインフラの各分野について、EU とメンバー国がとるべき行動を提案している。

4. 手段－財政

- ・2008 年 11 月に採択された欧州経済復興計画には、気候変動対策も多数とりいれられている（主として省エネ、グリーン製品導入などの緩和策）。これらの提案は、一層の適応を促進することにもなる。経済破綻への対策としてインフラへの投資を検討する加盟国は、その際に適応のニーズも十分に考慮に入れるべきである。関連するセクターは、今後、財政面の意思決定に資するため、適応戦略を策定し適応活動のコスト試算を行うことになる。行動メニューの 1 つに、EU-ETS による収入を適応目的に充てることも挙げられている。

5. 加盟国とのパートナーシップ

- ・2009 年 9 月 1 日までに、影響・適応ステアリンググループ (IASG) を設置し、事務局を置き、適応のための協力と、EU の戦略開発や国別の適応戦略策定の支援を行う。IASG は、国・地域

の適応プログラム構築に携わった加盟国の代表からなり、市民や科学コミュニティの助言を受ける。

- ・第1フェーズの間は特に、知識基盤の整備のためにモニタリングに焦点をあて、クリアリングハウスを設置する。

6. 外部との協力、UNFCCC における取組状況

- ・近隣諸国との協力、途上国への支援は重要である。適応は、環境関連製品やサービスの貿易自由化や自由貿易合意（FTA）を通して、貿易政策に組み入れていくべきである。経済成長を促進し、雇用を創出するグリーントレードのポテンシャルは非常に大きい。
- ・途上国支援の面では、2008年に発足させた世界気候変動連合（Global Climate Change Alliance（GCCA））その他を通して、LDCや小島嶼国を中心に支援を推進する。
- ・UNFCCCにおいては、2012年以降の適応を推進するための包括的な適応活動枠組み（Framework for Action on Adaptation（FAA））を2009年に提案した。

7. 結論

- ・この白書は、2013年から実施する包括的な適応戦略の構築に向けて定期的に見直しを行う。

EU 影響白書

「Adapting to climate change: Towards a European framework for action - IMPACT ASSESSMENT」

◆本レポートの目的

- ・ no-regret 及び win-win の適応策にハイライトをあて、非持続的な適応策のリスクを特定する
- ・ EU レベルの短期・中期の行動計画を策定する

◆EU レベルの早期適応行動の必要性と制約

＜予測の不確実性＞

- ・ IPCC-AR4 のシナリオにも不確実性があることにふれ、不確実性を①不十分な知識、②不十分な観測、③社会経済発展（に伴う状況変化）の3つに区分している。
- ・ その上で、EU が適応のためにとるべきオプションとして、短期的（2012年まで）な適応戦略に向けた増分・応答行動（incremental and responsive action）をとるべき、としている。
- ・ 脆弱性や適応策のコスト効果に関する不確実性が解消されれば、次の段階である具体的な適応行動計画に取り掛かれるが、これが検討されるのは、おそらく2013～2020年の新たな財政枠組みが優先的政策課題として設定されて後のことになるだろうとも指摘している。

＜脆弱性評価の方法＞

- ・ 影響評価白書では、適切な適応戦略策定のために、脆弱性評価指標（climate change vulnerability indicator(s)）の開発が必要であると示されている。すでに DG Environment 等、複数の検討が開始されている。
- ・ まず2008年9月には、EU の環境庁（EEA）、Joint Research Centre（JRC）、及び WHO が共同で、既存の研究成果や観測結果等から欧州全域の脆弱性評価を行った報告書を取りまとめた。ここでは、大気、雪氷圏、海洋生態系、水・洪水・干ばつ、淡水生態系、陸域生態系、土壌、農林業、健康、経済等の分野から40の指標が既存の統計や研究事例等から設定された。

◆適応アプローチのオプションと優先順位

- ・ 不確実性の元で行う適応のリスクを最小にするためのオプションとして、次の2つのオプションが挙げられる。

① No-regret オプション

- ・ 将来の気候変動の程度に関わらず、適応策による社会経済的便益がコストを上回る。このオプションは、明白かつ即時の便益と経験を得られることから、特に短期的に有効である。
- －例：洪水等の高リスク地域に新たなインフラを構築・移設しない、緊急対策を改良する、等

② Win-win オプション

- ・ 気候リスクを最小に抑え、または機会を利用するという点から望ましい結果を得て、かつ社会・環境・経済的な便益もある適応策。気候変動の文脈では、win-win オプションは緩和策やその他の社会環境面の目的にも貢献し得るものとして扱われる。また、本来は気候変動対策以外の目的のために行われたが適応の効果を有するものも含まれる。
- －例：都市計画、大気汚染対策、植林、氾濫原や塩性湿地の再構築による洪水・沿岸管理、等

◆EU 行動枠組へのオプション

・ EU 行動へのオプションの特定

- オプション A：ベースライン（自律的適応以外、何もしない）
- オプション B：EU 適応政策へのプロセス計画（上記のような検討を踏まえた段階的取組）
- オプション C：EU 適応行動計画（詳細な行動計画の策定）

・ オプションの評価結果

- 2012年までの短期的な戦略としては、オプション B が適切
- オプション C のためには、脆弱性や適応のコスト効果の不確実性が高く、よりシステマティックな分析が必要

オランダ

「国家気候適応・空間計画戦略」(National Strategy on Climate Adaptation and Spatial Planning)

事務局：住居空間計画環境省（VROM）経済省等、7 省庁・機関

策定年月：2007.11 （全 18 頁、他に背景資料 46 頁）

◆目次－前書き

- ・本戦略の位置づけを説明。本戦略が国家適応・空間計画プログラム（ARK）の最初の成果であり、当該プログラムが関係省庁の協力により推進されていること等。

◆国家気候適応空間計画プログラム

- ・洪水危機の増大に関して欧州で最も脆弱性の高い地域であり、安全と生活の質維持のために具体的な手段が必要であること、今すぐ適応を開始し、官民協力によるリスク管理を行う必要があることなどに言及。

◆オランダにおける長期的な安全と生活の質（QOL）

- ・未来志向の投資を行うことで将来のコストのかかる解決手段を避けることができる。
- ・緩和と適応の手段を可能な限り効果的に組み合わせなければならない。
- ・気候変動は悪影響のみでなく市場機会も創出する。
- ・適応のために気候変動影響のより詳細な検討、統合的・地域別アプローチが不可欠。
- ・気候耐久性（抵抗力、回復力、適応能力）を備えることで空間計画を徐々に気候変動に適応させる。
- ・不確実性の扱い：オランダ気象研究所（KNMI）の気候シナリオ（2006 年）による予測結果は確実な将来予測を示すものではないが、意思決定と不確実性との理解に役立つとし、大規模な空間投資ほど、気候変動の評価に基づいて行うべきとしている。
- ・KNMI による予測結果を紹介。洪水、生活環境、生物多様性、経済（観光）の分野ごとに、ごく簡略に記載されている。

◆何が我々を導くか？

- ・リスク管理：様々な悪影響の程度が必ずしも明確ではない中で、適切な空間選択が大きな違いをもたらす。国家安全プログラムとの協力によりリスクの明確化を図る。
 - ・自然プロセス：土壌、水、大気の適切な利用による空間計画の脆弱性の低減、適応能力の向上。河川空間や都市域の緑・水空間の確保が有効。
 - ・戦略的空間タスク：空間管理には多数の課題が含まれる。様々なレベルで設計に基づくアプローチを採用。
 - ・社会的混乱の防止：被害を最低限に抑え必須の機能を維持保護できる堅固な都市・地方計画の策定等が重要。
 - ・予期せぬ効果の最小化：持続可能な水供給システム、生物種の移動を可能にする生態系ネットワーク、気候耐久性のある生活環境や建築物の設計等が求められる。
- ※上述の各課題に取り組み、市場機会も掴むためには、コスト効果やモデル試算、設計面からの検討が必要、としている。また、このほかにキーとなる課題を提示。

◆我々は何をしようとしているのか？

◇公的機関の取組

- ・企業、NGO、研究者との協働、企業との革新的手法や知見の開発、気候耐久性ある空間計画の試行と必要に応じた調整・新たな手段の導入

◇アジェンダの枠組

- ・政府の取組：国の空間インフラの脆弱性測定、大規模プロジェクトの選定や計画の評価枠組の考案、財政面と物理的側面の両面における適応のモニタリング、等、12 項目。
- ・自治体の取組：県の環境政策や気候耐久性のある構造ビジョンへの気候変動の組み込み、自治体と政府の協力による都市計画や水管理等と合致した適応手段の特定、等、6 項目。

【参考】 ・アジェンダ（NAA）を 2009 年に策定することとなっているが、最新の状況は不明。

3.2 国内における気候変動の影響評価・予測、適応の主要な取組（分野別）

国内における気候変動の影響評価・予測、適応の主要な取組を分野別に示す。

1. 総合的・分野横断的な取組

<影響評価・予測>

- ・温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート「日本の気候変動とその影響」（2009年10月）
〔文部科学省、気象庁、環境省〕

日本を中心とする気候変動の現状と将来の予測や温暖化影響に関する体系的な情報提供、行政機関や国民が適応策を考えるにあたって役立つ最新の科学的知見の提供を目的にまとめられたもの。

- ・地球環境研究総合推進費戦略的研究プロジェクト「温暖化影響総合予測プロジェクト」
(2009年5月)〔環境省〕

温暖化による影響の全体像を定量的に把握し、これに基づく温暖化の影響の危険な水準を検討、さらに安定化排出経路に関する科学的な知見を提示することを目標として2005年度～2009年度に実施されたもの。洪水氾濫、土砂災害による斜面崩壊、ブナ林適域、マツ枯れ危険域、コメ収量、砂浜喪失、高潮浸水、熱ストレス死亡リスク等に着目して影響を定量的に評価している。

- ・地球観測システム構築推進プラン（2005～2010年度）〔文部科学省〕

全球地球観測システム（GEOS）10年実施計画に貢献するため、日本が先導すべき技術革新、リーダーシップを発揮すべき国際観測ネットワークの形成に関する研究開発を推進している。地球温暖化の解明に必要な炭素循環の変動、アジアモンスーン地域の水循環メカニズム、対流圏中のエアロゾル等の気候への影響の解明のための技術開発、研究観測に取り組んでいる。

- ・21世紀気候変動予測革新プログラム（2007～2011年度）〔文部科学省〕

世界最高水準を有するスーパーコンピュータ「地球シミュレータ」を活用して、IPCC第5次評価報告書や気候変動対応の政策・対策に対し、科学的根拠を提供することを目的として実施している。温暖化予測モデルの高度化及び予測、不確実性の定量化・低減、自然災害に関する影響評価に取り組んでいる。

- ・HPCI戦略プログラム（2009～2015年度）〔文部科学省〕

世界トップレベルの性能を有する次世代スーパーコンピュータ「京」を中核としたHPCI（革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ）を活用して、地球温暖化時の台風の動向に関する予測研究や、集中豪雨の予測実証など、最先端の地球変動予測に関する研究開発に取り組むこととしている。

- ・気候変動への適応策策定に資するための気候・環境変化予測に関する研究（2010～2014年度）

〔気象庁〕

気候変動への対応策の立案・実施に向け、費用対効果や優先順位等を検討するための気候変化

予測情報を提供するため、また経済発展や土地利用変化などに伴うアジア太平洋域における環境変化予測情報へのニーズに対応するため、20～数十年程度先の近未来を対象とした高度な気候および環境の変化予測を行っている。

＜適応＞

- ・ **気候変動への賢い適応 ―地球温暖化影響・適応研究委員会報告書―（2008年6月）〔環境省〕**
日本と途上国における気候変動の影響・適応に関する現在までの科学的知見を整理し、賢い適応（効果的・効率的な適応）のあり方、影響・適応の今後の研究の方向性をまとめたもの。食料、自然生態系、水環境・水資源、防災・沿岸大都市、健康、国民生活・都市生活、途上国の7分野を網羅し、適応策の主要なオプション等も含めて整理している。
- ・ **気候変動に適応した新たな社会の創出に向けた技術開発の方向性（2010年1月）〔内閣府〕**
気候変動への適応を技術革新や社会変革の機会と捉え、幅広い分野の関係者がイノベーション能力と企業家精神を發揮しうる技術開発と社会変革の進むべき方向を提示したもの。グリーン社会インフラの構築、世界をリードする環境先進都市づくりの2つの目標を掲げ、緩和策と適応策の双方の観点から2030年までの技術開発と社会システム改革のロードマップを提示している。
- ・ **データ統合・解析システム（DIAS）（2006～2010年度）〔文部科学省〕**
地球規模の衛星観測データや各地域の観測で得られた大気・海洋・陸域データ、気候予測結果、社会経済情報等、多種多様かつ大容量のデータを統合、解析することによって、気候変動適応策立案等に有益な情報へと変換して国内外に提供する情報基盤の構築とその利用研究に取り組んでいる。
- ・ **気候変動適応戦略イニシアチブ（2010年度～）〔文部科学省〕**
多種多様で大容量の地球観測・気候変動予測データ及び社会経済情報等の統合解析を実現する「データ統合・解析システム」をプラットフォームとして、具体的な地域を対象に取り上げ、最新の気候変動予測データを地域の影響評価研究に適用するためのダウンスケーリング手法の開発や、データ同化技術の開発、適応シミュレーション技術等の研究開発を推進している。

2. 食料分野の取組

＜影響評価・予測・適応＞

- ・ **地球温暖化対策研究戦略（2008年7月）〔農林水産省〕**
農林水産分野における地球温暖化対策研究を推進するうえで考慮すべき課題及び中長期的な課題等について整理し、とりまとめている。
- ・ **委託プロジェクト研究「農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発」（2010年～）〔農林水産省〕**
農林水産分野における温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明を行うとともに、温室効果ガスの排出を削減させる技術、森林や農地土壌などの吸収機能を向上させる技術の開発を行っている。また、農林水産分野における温室効果ガスのモニタリングを行うとともに、最新の気候変動モデルを用いた精度の高い収量・品質予測モデル、水資源予測モデル等を開発し、影響評価を行っている。さらに、影響評価に基づき、温暖化の進行に適応した生産安定技術を開発している。

- ・地球温暖化影響調査レポート（2010年9月）〔農林水産省〕

農業生産現場における高温障害等、地球温暖化によると考えられる影響の発生状況とこれに対する適応策について公表し、農業者及び普及指導員など指導者の営農参考資料、行政関係者の業務用参考資料とすることを目的にまとめられたもの。都道府県の協力を得て実態調査を実施し、毎年公表している。

<適応>

- ・農林水産省地球温暖化対策総合戦略（2007年6月）〔農林水産省〕

農林水産分野の地球温暖化対策の基本的な考え方とともに、防止策、適応策のそれぞれの方向性、施策を示したもの。適応策については、農業生産、森林・林業、水産資源・漁業・漁港等における気象被害等の発生状況を踏まえた適応策、今後の予測研究や技術開発の方向性等を整理するとともに、具体的な工程表を示している。

- ・品目別地球温暖化適応策レポート（2007年6月）〔農林水産省〕

農業生産現場で適応策を講じようとする農業者及び普及指導員など指導者の営農参考資料とすることを目的に、都道府県の報告や最新の研究開発成果等をもとに、品目別の主な現象に対応する当面の適応技術、短期・中長期的な研究開発課題等を取りまとめている。

- ・その他個別の取組

一部の県では、温暖化に対する気象警報の発信、温暖化研究センターの設置等、温暖化対策の推進体制の整備が進められている。

3. 自然生態系分野の取組

<影響評価・予測・適応>

- ・地球温暖化対策研究戦略（2008年7月）〔農林水産省〕

農林水産分野における地球温暖化対策研究を推進するうえで考慮すべき課題及び中長期的な課題等について整理し、とりまとめている。

- ・委託プロジェクト研究「農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発」（2010～2014年度）〔農林水産省〕

農林水産分野における温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明を行うとともに、温室効果ガスの排出を削減させる技術、森林や農地土壌などの吸収機能を向上させる技術の開発を行っている。また、農林水産分野における温室効果ガスのモニタリングを行うとともに、最新の気候変動モデルを用いた精度の高い収量・品質予測モデル、水資源予測モデル等を開発し、影響評価を行っている。さらに、影響評価に基づき、温暖化の進行に適応した生産安定技術を開発している。

<影響評価・予測>

- ・モニタリングサイト1000（2002年3月～）〔環境省〕

全国の多様な生態系について、1,000箇所程度のモニタリングサイトを設置し、基礎的な自然環境情報の収集を長期的に継続している。特に地球温暖化の影響をうけやすい高山帯、陸水域、干潟、サンゴについても、生態系の異変を早期に捉え、迅速かつ適切な保全施策につなげられると

してモニタリングが実施されている。

<適応>

・農林水産省地球温暖化対策総合戦略（2007年6月）〔農林水産省〕

農林水産分野の地球温暖化対策の基本的な考え方とともに、防止策、適応策のそれぞれの方向性、施策を示したもの。適応策については、農業生産、森林・林業、水産資源・漁業・漁港等における気象被害等の発生状況を踏まえた適応策、今後の予測研究や技術開発の方向性等を整理するとともに、具体的な工程表を示している。

・生物多様性国家戦略 2010（2010年3月）〔政府〕

生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取組の方向を定めたもの。この中で、温暖化による影響を、生物多様性に迫る危機の一つとしてとりあげ、必要とされる適応の具体的取組を明示している。

・生物多様性ちば県戦略（2008年3月）〔千葉県〕

生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる総合的対策を策定したもの。この中で、地球温暖化対策の推進を、取組の一つとしてとりあげ、具体的には、モニタリングや情報収集による生物への影響の早期把握・把握・予測の必要性に言及している（適応との表現は使われていない）。

・その他個別の取組

サンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動実施の支援、高山植生の保護、森林病虫害等の被害対策、森林の保全対策等が実施されている。

4. 水環境・水資源分野の取組

<影響評価・予測>

・「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的水資源マネジメント」について（中間とりまとめ）

（2008年5月）〔国土交通省〕

気候変動等によるリスクに対し、これまでの水資源開発による量的な充足を優先する方策から、水資源の有効利用、水量と水質の一体的取扱い、危機管理も含めた総合的な水資源マネジメントを基本とする方策へと転換していくための提言をまとめたもの。検討過程の資料等で水資源への影響の予測等（極端な少雨現象の発生、積雪の減少・融雪時期の早まり等）が行われている。また、具体的な対策として、渇水リスクへの対応、量と質の一体的マネジメント、豊かな環境への配慮、緊急時の水供給機能への対応を挙げている。

<影響評価・予測・適応>

・委託プロジェクト研究「農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発」

（2010～2014年度）〔農林水産省〕

農林水産分野における温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明を行うとともに、温室効果ガスの排出を削減させる技術、森林や農地土壌などの吸収機能を向上させる技術の開発を行っている。また、農林水産分野における温室効果ガスのモニタリングを行うとともに、最新の気候変動モデルを用いた精度の高い収量・品質予測モデル、水資源予測モデル等を開発し、影響評価を行っている。さらに、影響評価に基づき、温暖化の進行に適応した生産安定技術を開発している。

(水環境・水資源分野については、灌漑、貯水池・ため池、地下ダム、淡水レンズ等に関する研究開発を実施。)

<適応>

- ・総合水資源管理について（中間とりまとめ）（2008年10月）〔国土交通省〕

現在、水資源が直面する様々な課題に加え、温暖化の進行がさらにこれらの課題に悪影響を与えることが予想される点に言及し、総合水資源管理の体系、目標、施策や必要な措置・体制をまとめたもの。分野横断的に、流域を単位とし、関係主体が連携・調整しながら、水量と水質、表流水と地下水、平常時と緊急時を総合的・一体的に考え対策を行うことを提言している。

- ・下水処理水の再利用のあり方を考える懇談会報告書 新たな社会的意義を踏まえた再生水利用の促進に向けて（2009年4月）〔国土交通省〕

下水処理水の再利用の推進が公益の増進、社会貢献等につながるとの認識の下、再生水利用の現状、再生水利用の社会的意義・効果、再生水の利用促進のための考え方・施策の方向性等をまとめたもの。社会的意義・効果の一つに、地球温暖化問題への適応策としての効果を挙げている。

- ・水道ビジョン（2008年改訂）〔厚生労働省〕

今後の水道の在るべき姿について関係者間の共通認識の形成を目指したもの。平常時にあっても十分な量の水を得ることのできない人口の早期解消や渇水などの気候変動に伴う水資源の様相変化に対して脆弱な地域における水供給の安定化を図ることを提言している。

- ・その他個別の取組

東京都は、気候変動が水道事業に与える影響、気候変動に備えたこれからの水道事業のあり方、東京都水道局における現在の取組について、一般向けのパンフレットを作成・公表している。

5. 防災分野の取組

<影響評価・予測・適応>

- ・委託プロジェクト研究「農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発」（2010～2014年度）〔農林水産省〕

農林水産分野における温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明を行うとともに、温室効果ガスの排出を削減させる技術、森林や農地土壌などの吸収機能を向上させる技術の開発を行っている。また、農林水産分野における温室効果ガスのモニタリングを行うとともに、最新の気候変動モデルを用いた精度の高い収量・品質予測モデル、水資源予測モデル等を開発し、影響評価を行っている。さらに、影響評価に基づき、温暖化の進行に適応した生産安定技術を開発している。（防災分野については、低平農地の水害対策、山地災害対策等に関する研究開発を実施。）

<影響評価・予測>

- ・大規模水害対策に関する専門調査会報告書（2010年4月）〔中央防災会議〕

利根川や荒川の洪水氾濫や東京湾の高潮氾濫による大規模水害発生の可能性を考慮し、既に大規模地震や火山噴火で検討されているように、大規模水害発生後の被害を最小限にとどめるため

の応急対策や予防対策、復旧・復興対策等を検討してまとめたもの。利根川や荒川等の堤防が決壊した場合や東京湾において大規模な高潮が発生した場合の氾濫状況のシミュレーションを行い、被害想定等を行うとともに、大規模水害発生時の対応を中心に首都圏において構すべき大規模水害対策等を検討している。

・内水ハザードマップ作成の手引き（案）（2009年3月）〔国土交通省〕

都市における浸水被害を緊急かつ効果的に軽減するためのソフト対策として、内水ハザードマップの作成及び公表を促進し、内水による浸水被害の最小化を図ることを目的として基本事項等を定めたもの。2006年3月に作成したものを改定している。（「気候変動への適応」に直接的には言及していない）

なお、これと別に「洪水ハザードマップ作成の手引き」も公表されている。内水ハザードマップは排水施設の能力不足等で雨水を排水できない場合等の内水による浸水被害の最小化を目的としているのに対し、洪水ハザードマップは、河川氾濫、堤防の決壊等、河川からあふれた水による浸水発生時の円滑な避難行動や平常時からの防災意識向上に活用される。これらハザードマップの市区町村の公表状況は、国土交通省ハザードマップポータルサイトで閲覧できる。

・その他個別の取組

国土交通省 水災害リスク評価手法検討WGが2008年12月に開催され、水害リスク評価の必要性と課題について整理している（水害リスクの概念、水害リスク分析、水害リスクの評価の手法例、水害リスクマップのイメージ等を提示）。防災科学技術研究所は、災害リスク情報プラットフォームの構築を目指し、災害ハザード・リスク評価システム等の研究開発を行っている。

<適応>

・水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について（答申）（2008年6月）〔国土交通省〕

気候変動に適応した治水施策のあり方に関する基本的認識、外力の増大と国土・社会への影響、適応策の基本的方向や目標、進め方等をまとめたもの。諸外国の適応策の動向、適応策の基本的な考え方、増大する外力への対応、災害リスクの評価、適応策の具体的な提案、適応策の進め方等を体系的に示している。

・地球環境の変化に伴う水災害への適応（2008年6月）〔日本学術会議 他〕

地球規模での気候変動や我が国の社会構造の変化をふまえ、特に水災害についてより具体的な災害対策のあり方を検討し、まとめたもの。災害免疫力の視点をふまえた適応策の考え方の下、災害認知社会の構築、物的・社会的インフラ整備、復旧・復興対策、適応策のための研究開発等の方策を提示し、国土構造の再形成の必要性や水防災分野の国際貢献についても言及している。

・中小河川における局地的豪雨対策WG報告書（2009年1月）〔国土交通省〕

2008年に頻発した局地的豪雨による中小河川での氾濫被害等から明らかとなった課題をふまえ、河川管理の観点から局地的豪雨に伴う被害の軽減対策をまとめたもの。今後の対策の方向性として、初動体制の迅速化、河川管理者の対応力の向上、「地域防災力」の維持・向上、防災情報の共有、防災意識の向上、降雨・河川水位の監視強化や予測の高度化等を示している。（「適応」への言及はないが、気候変動の状況の把握の必要性には言及している）

・「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方」答申（2009年3月）〔国土交通省〕

地球温暖化に起因する気候変動等に伴う沿岸域における海象条件の変化や災害リスクの増大等

についての基本認識を整理するとともに、これらに対応するため、港湾政策における緩和策、適応策の基本方向及び具体的施策を提示している。

- ・ **その他個別の取組**

地方公共団体では、江戸川区が「江戸川区における気候変動に適応した治水対策」を2010年4月に公表している。ゼロメートル都市であることを背景に、適応策の考え方と具体的提案事項（洪水避難地の早期確保、スーパー堤防整備等）を提言している。

6. 健康分野の取組

<影響評価・予測>

- ・ **熱中症予防情報サイト〔環境省〕**

熱中症等に対する注意を促すことを目的に、暑さ指数の予想値や速報値等の情報をインターネットのホームページや携帯情報サイト等を通じて提供している。

- ・ **熱中症患者速報（2004年度～）〔国立環境研究所〕**

各地域管轄の消防局の協力の下で、最新の熱中症患者発生状況の情報を提供している。年齢階級別・発生場所別患者数、地区別・日最高気温別患者数等を整理している。

- ・ **その他個別の取組**

熱中症については、上記の他、厚生労働省が、毎年、職場における熱中症による死亡災害の発生状況を公表している。

<適応>

- ・ **熱中症環境保健マニュアル2009（2009年6月）〔環境省〕**

保健活動に指導的に関わる保健師等や一般市民向けに、熱中症についての基礎知識、熱中症発症時の対処法、保健指導のあり方等をわかりやすく解説したものとして作成・公表している。

- ・ **熱中症関係府省庁連絡会議（2007年～）〔消防庁、文部科学省、厚生労働省、気象庁、環境省〕**

2007年に関係府省庁により設置された会議であり、熱中症の予防と応急対策に関する知識の普及、地域の実情に応じた対策推進等を目的に、情報交換が行われている。

- ・ **その他個別取組**

埼玉県熊谷市では、2007年8月16日に気象庁観測史上最高気温の40.9度を記録したことを機に、全国有数の暑熱都市としてヒートアイランド対策や熱中症予防対策に積極的に取り組んでいる。その一つである熱中症予防情報発信事業では、市役所に熱中症指標計を、市内小学校に熱中症・かぜ予防指標解析表示計を設置し、データを児童の健康管理に役立てるなどしている。

滋賀県草津市では、熱中症に対する知識の普及・啓発、その予防等に関する各主体の役割の明確化、予防対策の推進等を目的とし、2005年7月に草津市熱中症の予防に関する条例を制定している。草津市民を対象とした熱中症予防対策（予防指針）を2008年1月に策定し、草津市の気象の特徴、熱中症発生実態などをふまえ、具体的な予防対策を示している。

7. 地方公共団体等、地域レベルの取組

<影響評価・予測>

- ・埼玉県環境科学国際センター：緊急レポート 地球温暖化の埼玉県への影響 2008年版（2008年）

温暖化影響評価プロジェクトチームを発足させ、埼玉県の温暖化の実態と予測される影響をまとめています。気温上昇、温室効果ガス濃度、大気汚染影響、自然環境への影響、農業への影響、健康影響を県内地域への影響として予測している。

- ・長野県環境保全研究所：長野県における地球温暖化現象の実態に関する調査研究報告書（2008年）

長野県内の地球温暖化現象を地域レベルで把握することを目的に、2003年から研究を開始。身近な気象要素である気温と雪に関する最近の変化、暖温帯性の常緑広葉樹の分布やサクラの開花など生物季節の変化等の調査結果をまとめている。

<適応>

- ・全国知事会：地球温暖化による地域社会の変動予測（2010年3月）

地域性の強い温暖化に対する対応策や適応策を検討するために、都道府県にとって必要な情報提供を行うことを目的としてまとめたもの。2008年3月に発足した全国知事会「第九次自治制度研究会」における議論や専門家の意見、各地域等の現状報告等をもとに、地球温暖化による地域社会への影響、これまでの取組事例等を整理している。

- ・埼玉県：地球温暖化対策推進条例（2009年3月）、地球温暖化対策実行計画（2009年2月）

地球温暖化対策推進条例において、地球温暖化対策として緩和とともに適応を含めて規定。（第2条「地球温暖化対策」の定義で「温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防止又は地球温暖化への適応を図るための取組をいう」と明示。）

地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050）の第7章「地球温暖化への適応策等」において、埼玉県への影響をまとめたレポートをふまえ、地域における温暖化の影響例と、考えられる適応策等を提示している。

- ・東京都：環境基本計画（2008年3月）、C40 気候変動東京会議（2008年10月）

環境基本計画において、施策の方向として適応策の強化を挙げ、他の施策との連携による総合的な気候変動対策の推進、ヒートアイランド対策、大気汚染対策、緑と水にあふれた都市づくり等に言及している。

2005年に創設されたC40（世界大都市気候先導グループ）⁴のC40気候変動東京会議を2008年10月に開催。都市の気温上昇、水資源、洪水・災害、食料、健康影響等をテーマに分科会で討議、世界の大都市共通の課題を認識し、適応策に向けた共同行動（13項目）を採択している。

⁴ Large Cities Climate Leadership Group：C40 ロンドン市長の提案により、2005年に創設された、世界の大都市が連携して温室効果ガスの削減に取り組むためのネットワーク。

4. リスク評価の参考情報

4.1 リスクの評価に関連する用語の定義

「影響」「脆弱性」「回復力」「リスク」「適応」の語に関しては、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告書（第二作業部会報告書）（2007年）やUNISDR（国連国際防災戦略）の防災用語集（2009年）等において、それぞれに下記のような定義がなされている。

【IPCC 第4次評価報告書（2007）での定義】

影響：自然及び人間社会に対する気候変動の影響のこと。適応の考慮に応じて、潜在的な影響と残余分としての影響とに区分される。潜在的な影響は、適応を考慮せず、予測される気候の変化を与えることで起き得る全ての影響のことである。残余分としての影響は、適応後に起き得る気候変化の影響のこと。

脆弱性：気候変動性や極端な現象を含む気候変動の悪影響によるシステムの影響の受けやすさ、または対処できない度合いのこと。脆弱性は、システムがさらされる気候変化及び変動の特徴・大きさ・速度と、システムの感度、適応能力の関数である。

回復力：攪乱を吸収する社会的もしくは生態学的な能力、または、同じ基本的な構造及び機能方法を維持すること、自己組織化の能力、ストレス及び変化に適応する能力。

適応：現実の、もしくは予想される気候変化・気候変動とその効果に対する自然あるいは人間システムの調整。被害を軽減し、あるいはその機会を活用すること。気候変化への適応は、観測された気候変化あるいは極端現象に関連する変化に対する反応において、脆弱性を低減するための調整もしくは回復力の強化を通じて行われる。

【国連国際防災戦略（ISDR）防災用語集（2009）での定義】

影響：人命の損失、負傷、健康被害、財産への損害、生活やサービスの低下、社会的・経済的崩壊、環境破壊を引き起こす可能性のある危険な自然現象、物質、人間の活動や状態

脆弱性：地域社会、システム及び資産が有する、危険要素（Hazard）の悪影響を受けやすくさせるような特徴及び状況

リスク：ある事象が起こる可能性とその悪影響の組み合わせ

回復力：ハザードにさらされているシステムやコミュニティ（地域社会）および社会が、不可欠で基本的な構造や機能の維持や復元などを通じて、ハザードの影響に対してタイミング良く効率の良い方法で抵抗し、緩和し、順応し、再生する能力

4.2 リスク評価の参考例

本編では、リスク評価の具体的な手法の一つとして、「入手が容易な既存情報を活用する評価の例」の具体的な手順を示した。本文中の説明にあるとおり、この各手順におけるデータ・情報の整理の仕方、特に(e)の将来影響、(i)の適応能力、(j)のリスクに関する推定の仕方について、現段階では確立した手法が開発されているわけではない。より具体的かつ適切な手法について、今後、各分野で継続的に検討を重ね、情報提供していくものである。

ただし、当面、地方公共団体が実際に本編に示された手順に従ってリスク評価を試みる際の参考例として、健康分野をとりあげ、収集するデータ・情報やその整理の仕方について現段階で想定される内容を以下に示す。これらは、実際の地域を想定した場合に、既存の入手可能な情報等から記載や定性的な推定を試みた例である。(e)(i)(j)の推定に際しては、現時点で一律に適用できる指標・評価基準があるわけではないため、分野・項目間での比較、全国あるいは他の地方公共団体と比べた場合の比較、さらに、当該地方公共団体区域内での地域間の比較など、相対的な比較によって推定をすることが考えられる。

また、(b)(c)(d)(f)(g)(h)について、十分な情報が得られない場合については、(e)(i)(j)の推定の確度が低いことについて、地域住民等に対するコミュニケーションにおいて十分な注意が必要である。

【健康分野（熱中症）の記載例、推定例】

手順	収集データ・情報の記載例、推定例
(b)将来の気候：気候に関連した予測情報	<p>【気温等】IPCC 予測と考え合わせると、気温上昇は確実に進む。夏は、猛暑や冷夏など不安定な気候に見舞われながら、日最高気温が上昇する。秋の訪れが遅く長い夏となり、冬の最低気温は確実に上昇する。</p> <p>また、当地域の過去の傾向としては、県内2地点の経年変化とトレンドの解析結果では昇温傾向。100年あたり1.3～1.9℃の増加率。特に1980年代以降、急速に昇温傾向が上昇。日最高気温は100年あたり0.8～1.5℃の増加率。真夏日、猛暑日、熱帯夜も増加傾向。</p> <p>【降水量等】全国を対象とする予測では、年降水量は平均的に5%程度増加、ほとんどの地域で増加すると予測されている。また、当該地域の過去の傾向としては、12月から4月にかけての低温期に歴代上位の降水が記録されているほか、5月や8月にも短期的に記録的な豪雨が観測されている。</p>
(c)過去の被害：気候に関連した過去の被害・災害等の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年、2006年の熱中症による搬送者数に対して、2007年（当該地域内で高い気温を記録）は倍増、過去2年はゼロであった死亡者も数十人記録した。 ・日最高気温と熱中症との関係：気温が高いほど搬送者数が増加する傾向があること、高温日が連続すると搬送者数が増えること等が明らか。搬送者数が出始める閾値は25℃以上で、30℃を超過すると搬送者数が増え始め、35℃を超えると急増する傾向。
(d)予測事例：既存の予測・評価の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・将来、2050年、2100年に想定される2℃～4℃の気温上昇時にはそれぞれ数千名の救急搬送者が推定され、それぞれ2007年の、約2倍、約3倍に増加するものと推定された（将来の社会状況の変化、エアコンの普及状況、高齢化等は考慮されていない）。少なくとも、何の対策もとらなければ、将来、当該地域で熱中症患者数が著しく増える可能性が高い。
(e)将来影響：将来生じうる影響の推定 ●：基大な影響を受ける可能性がある ▲：影響を受ける可能性	<ul style="list-style-type: none"> ●：気温上昇が進むことにより、熱中症患者が増大する可能性がある。（過去に気温上昇により熱中症患者が大きく増加した例あり。また、当該地域における日最高気温と搬送者数との関係も示されている。）

手順	収集データ・情報の記載例、推定例
<p>がある －：影響は少ないと推測される</p>	
(f)脆弱性 ：脆弱性に関連した地域特性の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地理的特性として、内陸部であり、気温が上昇しやすい傾向にある。 ・当該地域南部の地域では、8月の熱帯夜の日数が多く夜間の気温があまり下がらないなどヒートアイランド特有の現象が認められている。 ・当該地域では、高齢化が進行中であり、将来の高齢化率の見通しも上昇傾向が示されている。(65歳以上人口、75歳以上人口の増加) 高齢者世帯を含む都市域での地域のコミュニケーションが希薄になれば、脆弱性は増す可能性がある。
(g)対応力 ：対応力に関連した地域特性の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域では、ホームページで情報提供を行うほか、市町村に対して周知依頼を行っている。当該地域独自の警報・情報伝達システムは有していない。 ・(当該地域内のA市) 環境省熱中症予防情報サイトによる、熱中症患者速報・暑さ指数等の情報提供 ・(当該地域内のB市) 熱中症予防情報発信事業により、熱中症・かぜ予防情報システムの構築及び予防情報メール通知サービス等の対策を実施
(h)施策の状況 ：適応に関する既存施策の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の气象台では、平成22年度から熱中症に関する情報発信等を予定。
<p>(i)適応能力：将来期待される適応能力の推定 ●：適応能力がかなり低い ▲：適応能力がやや低い －：適応能力がある</p>	<p>▲：熱中症に関する情報伝達等の施策は充実強化の方向にあるが、今後の高齢化の進行を考え合わせると、現状のインターネット等を主体とした伝達だけでは十分でない可能性がある。また、当該地域南部の地域ではヒートアイランド現象も認められており、このような地域は特に脆弱性が高い。</p>
<p>(j)リスク：将来影響と適応能力から推定 ●：リスクがかなり高い ▲：リスクがある －：リスクはほぼない</p>	<p>リスク：●（将来影響は●、適応能力は▲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来影響としては、気温上昇が進む可能性があり、それに伴い熱中症患者が増大する可能性がある（実際に過去に気温上昇により熱中症患者が大きく増加した例あり）。その一方で、適応能力としては、熱中症に関する情報伝達等の施策が充実強化の方向にあるものの、高齢化の進行やヒートアイランド現象等の現状も考え合わせると、適応能力がやや低い状況にある。これらを勘案すると、リスクはかなり高いと推定される。 ・熱中症患者が増大すれば職場・学校等での対応の必要性、医療機関への負荷増大による他の患者等への影響など、様々な側面に波及する可能性もあり、社会的・経済的なリスクも含め、リスクはかなり高い。